

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
1 最低居住面積水準未達率		4.3%	平成20年	-	-	-	-	集計中	早期に解消	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(早期に解消)を基に、平成27年までの数値を形式的に設定したもの。			
2-① 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国)		40%	平成20年	-	-	-	-	集計中	50%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成27年))を基に設定したもの。			
2-② (②大都市圏)		35%	平成20年	-	-	-	-	集計中	43.8%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(大都市圏:50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定したもの。			
3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地 (100戸以上)の割合		16%	平成21年度	16%	19%	24%	25%	集計中	21%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合		0.9%	平成17年	-	-	-	-	集計中	2.3~3.7%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)及び日本再興戦略(平成25年6月14日)において、この割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることを目標として掲げている。これらを踏まえ、現況値と平成32年末までの目標値との差を按分し、平成27年末までの数値を形式的に設定したもの。			
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		26年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1) 公的賃貸住宅の管理等 (平成18年度)		001	15,651 (11,666)	10,638 (8,806)	9,568	10,722	○平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減に対する支援などを実施。 ・家賃の低廉化に係る費用に対する助成・・・補助基本額(近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額)に対する助成 ○なお、平成21年度まで計上されていた地域住宅交付金については、平成22年度からは社会資本整備総合交付金に移行している。					1.2	-	
(2) 住宅金融支援機構 (平成19年度)		002	100,734 (99,233)	60,712 (55,955)	51,011	27,517	○民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業や民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険事業、政策上重要な融資業務などを行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.3%の金利引下げ。(ローン金利引下げのための費用は、平成22年度予算から補助金で措置) ・証券化支援事業について、貸し倒れ率の急増などの異常リスクに備えるために出資金を措置。					1.2	-	
(3) 都市再生機構出資金		新26-01	-	-	-	3,000	都市・居住環境整備推進出資金(居住環境整備型)に追加出資することで、URの土地保有コストを低減、UR賃貸住宅団地の整備敷地等を活用し、地域の医療・福祉拠点の整備を推進する。					3	-	
(4) 東日本大震災災害公営住宅供給円滑化等調査		194	278 (269)	100 (100)	300	100	被災地における災害公営住宅の供給に当たって、供給前倒しに係る検討、工程・供給時期が未確定な地区の解消に向けた検討などを行い、今後の事業化の促進、的確な進行管理の実現を図るとともに、その検討結果・効果を地方公共団体等に広く提供し、災害公営住宅の早期供給を推進する。					-	-	
(5) 既設公営住宅等災害復旧事業		195	35,065 (4,392)	10,827 (4,078)	5,151	757	東日本大震災等において滅失又は著しく損傷した既設の公営住宅、改良住宅及び地域優良賃貸住宅(公共供給型)を再建・補修を支援し、従前居住者の居住の安定確保を図る。					-	-	
施策の予算額・執行額			225,568 (107,711)	61,022 (59,263)	55,727	41,139	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		なし					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する					担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博	
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
5-①	住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数)	約27年	平成20年	-	-	-	-	集計中	約35年	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(早期に解消)を基に、平成27年までの数値を形式的に設定したものの。	
5-②	(②住宅の減失率)	約7.0%	平成15～20年	-	-	-	-	集計中	約6.5%	平成22～27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成27年))を基に設定したものの。	
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成16～20年平均値	-	-	-	-	集計中	5.0%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(大都市圏:50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定したものの。	
7	既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	-	-	-	-	集計中	20%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。	
8-①	マンションの適正な維持管理 (①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	37%	平成20年度	-	-	-	-	46%	56%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成27年))を基に設定したものの。	
8-②	(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	51%	平成20年度	-	-	-	-	65%	概ね80%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(大都市圏:50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定したものの。	
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	19.1%	23.6%	23.5%	22.7%	集計中	37%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(50%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。	
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4～12月	-	0.2%	-	-	集計中	5.1%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(10%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。	
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%	認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月までの値	8.8%	12.7%	12.5%	12.0%	11.9%	14.4%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(20%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)								
(1)	住宅市場環境整備推進経費(平成18年度)	003	-	97	94	88	事業の目的を達成するため、平成26年度は4つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③長期優良住宅の制度普及に関する調査経費 ④中古住宅の流通・賃貸市場活性化のための市場動向把握手法等の検討調査	5,6,7,8,11	- -			
(2)	市街地環境整備推進経費(平成18年度)	004	18	30	30	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望等に即した検討等により、市街地環境の実態を把握し効果的な規制誘導方策のとりまとめを行い、求められる性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制方策や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制の運用方策等のあり方について具体的に検討を進める。	5	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合			

(3)	住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	005	115 (85)	112 (97)	102	107	事業の目的を達成するため、平成26年度は7つの調査等を行う。 ① 建築基準に関する国際基準適合調査 ② 建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ③ 民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ④ 建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査・検討 ⑤ ユネスコ事業拠出金 ⑥ 建築基準法の性能技術基準整備調査 ⑦ 昇降機等の安全・安心に関する取り組みの推進に関する調査検討経費	5	-
(4)	民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	006	905 (898)	900 (887)	850	528	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。なお、補助率については定額補助とし、補助限度額については1事業者あたり6千万円としている。ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、外部識者を含む評価委員会に諮り、その妥当性を了承されたものに限る。補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとする。	-	調査項目数 各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したものの平均値
(5)	建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	007	340 (332)	300 (299)	300	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認等 ③昇降機及び遊戯施設の安全確保のための体制の整備:建築基準法に基づく定期検査が実施された昇降機等から抽出して行う立入調査による定期検査内容の検証等	-	防火構造等の性能の確認数 耐震性の検証を行った物件数 定期検査内容の検証を行った物件数 防火関係の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能を有しないことが確認された件数の割合
(6)	住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (平成23年度)	008	299 (247)	700 (233)	450	425	○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給を促進する。 ○家賃債務保証業等の適正化支援 家賃債務保証業業務の適正化を図るため、事業者等に対する情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施に係る取組み等を支援する。 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 裁判外紛争処理手続き(ADR)の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等を支援する。 ○居住支援協議会活動支援 住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 サービス付き高齢者住宅について登録制度を設ける改正高齢者住まい法の円滑な施行・運用を図るため、事業者等に対する情報提供、登録情報の分析等、当該制度の周知・普及に係る取組みを支援する。	7	-
(7)	既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業 (平成24年度)	009	-	181 (169)	50	150	消費者が安心して既存住宅の取得やリフォーム工事を行える環境を整備するため、消費者ニーズに対応した保険商品の充実について検査技術の導入・実用化に対する支援を行う。また、住宅事業者が新築住宅を引き渡す場合に、保険又は供託による資力確保を義務付けている「住宅瑕疵担保責任法」に基づく住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準については、保険法人間の基準の整合を図るため国が関与する必要があることから、保険事故の発生状況等を踏まえた基準見直しに係る取組に対する支援を行う。	6, 7, 10	-
(8)	空き家管理等基盤強化推進事業 (平成25年度)	010	-	-	150	350	住宅ストックの適切な維持管理が行われるための環境整備として、空き家等の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や関連するビジネスの育成・普及を支援する。	5-②、7	空き家等の適正管理に関する相談窓口を創設した都道府県の数 実施事業者数
(9)	既存建築物安全性確保推進事業 (平成25年度)	011	-	-	250	200	下記の既存建築物の安全性確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①地方公共団体における体制整備支援:耐震診断等に係る行政指導のための行政職員向け研修会等の実施、耐震診断義務化対象建築物等について、耐震診断・耐震改修等の実施状況の調査等 ②建築主・事業者の体制整備支援:耐震診断・耐震改修に関する具体的な診断・施工技術や施工方法の事業者向け講習会等の実施、新たな法制上の枠組み等の啓発・周知のための建築主等向け情報提供等の実施等	-	補助金の交付件数 多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)
(10)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	012	-	-	151	154	(1)マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組み等のマンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた次の事業 ①専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業 ②持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業 ③老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備 (2)マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業	8	-
(11)	住宅ストック活用・リフォーム推進事業 (平成25年度)	013	-	-	750	1,109	中古住宅流通市場・リフォーム市場の20兆円までの規模倍増に向けて、消費者に対する相談体制の整備等により市場環境を整備するとともに、市場の活性化に資する民間の取組を支援する。	6, 7, 10	-

(12) 住宅市場安定化体制整備事業 (平成25年度)	014	-	-	161,400	-	基金を造成し、当該基金を活用して、引上げ後の消費税率が適用される住宅取得に対し、収入に応じ最大30万円を給付する事業を実施。具体的には、以下を実施する。 ・申請に係る帳票類の作成、申請受付・審査・管理システムの構築 ・問い合わせ対応を行うコールセンターや申請受付窓口の整備 ・住宅事業者及び住宅取得予定者等に対する説明会等による周知 ・申請の受付・審査・給付に関する事務の実施、執行状況の管理 等	9	-
(13) 住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度)	新26-02	-	-	-	1,600	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2)	6.7	-
(14) 木造住宅技能者評価・育成事業 (平成26年度)	新26-03	-	-	-	800	木造住宅供給の主な担い手となる大工技能者の減少・高齢化を踏まえ、新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力向上に資する技術講習等の取組みに対する支援を行う。(補助率:定額)	5.6	-
(15) 建築確認検査制度等の見直しに係る体制整備等支援事業 (平成26年度)	新26-04	-	-	-	209	建築確認審査側および建築主や設計者等の申請側に対する制度の周知徹底、審査体制の強化・充実等に対し、支援を行う。(補助率:定額補助)	-	補助金の交付件数 構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均(事前相談期間を含む)
(16) CLTを用いた木造建築基準の高度化推進事業 (平成26年度)	新26-05	-	-	-	300	CLTを用いた建築物の設計法の確立及び基準の高度化を行うために必要なデータの収集整理を行う。 ・CLTを用いた建築物の終局挙動確認等のための実大振動台実験 ・CLTの材料実験、接合部・構面の要素実験 ・CLTを用いた建築物の設計法素案の検討 等	-	補助金の交付件数 本事業は、CLTを用いた建築物の設計法の確立のために必要な知見を平成27年度までに得ることが目的であるため、単年度ごとに成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。 定性的な目標:平成28年度早期を目途に設計法を確立する
(17) 東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業 (平成24年度)	196	200 (26)	1,000 (156)	400	250	被災案件に係る建築確認検査を実施する指定確認検査機関が行う以下の事業等に要する費用を補助する。 ・復興事業の建築計画に係る審査の円滑化に向けた事前相談・本審査に係る体制整備を図るための窓口等の体制の充実・強化 ・復興事業に係る建築主・設計者等に対する基準・手続き等建築規制制度の周知等 (補助率:定額補助)	-	指定確認検査機関において手数料減免を実施した件数 東日本大震災からの復旧・復興を推進 (建築確認検査手続きの円滑化は、被災地の復旧・復興に寄与するものも一部であり、被災地全体の復旧・復興がどの程度推進されたかを定量的な成果目標に設定するのは困難であるため。)
施策の予算額・執行額		233,479 (230,460)	28,296 (12,266)	177,297	6,436	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-③)

施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する						担当部局名	総合政策局	作成責任者名	安心生活政策課長 岩月 理浩	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等
12 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((i)園路及び広場、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合)	①77% ②70% ③89% ④75% ⑤47% ⑥14% ⑦ (i)約47% (ii)約32% (iii)約25% ⑧45%	①平成23年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成21年度 ⑥平成21年度 ⑦ (i)約46% (ii)平成22年度 (iii)平成18年度 (iii)平成18年度 ⑧平成22年度	21年度 ①67% ②70% ③89% ④67% ⑤47% ⑥14% ⑦ (i)約46% (ii)約38% (iii)約31% ⑧41%	22年度 ①74% ②78% ③92% ④75% ⑤48% ⑥17% ⑦ (i)約47% (ii)約39% (iii)約32% ⑧45%	23年度 ①77% ②81% ③93% ④78% ⑤50% ⑥18% ⑦ (i)約48% (ii)約44% (iii)約33% ⑧47%	24年度 ①81% ②82% ③93% ④79% ⑤51% ⑥ ⑦ (i)約48% (ii)約44% (iii)約33% ⑧50.8%	25年度 ①83% ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦ (i)集計中 (ii)集計中 (iii)集計中 ⑧集計中	①約87% ②約85% ③約95% ④約88% ⑤約54% ⑥22% ⑦ (i)約54% (ii)約50% (iii)約39% ⑧約58%	平成27年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)において、平成32年度までの目標値(約100%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することとしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針(国土交通大臣告示)における平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑥これまでの取組と平成14年(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(旧ハードビル法)改正)からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフロアのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値(30%)を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したものの。 ⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したものの。	
13 バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)	①45.7% ②- ③- ④12,256台 ⑤18.1% ⑥81.4%	①平成22年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成22年度 ⑥平成22年度	①45.7% ②- ③- ④11,165台 ⑤18.0% ⑥70.2%	①49.5% ②35.5% ③3.0% ④12,256台 ⑤18.1% ⑥81.4%	①52.8% ②38.4% ③3.3% ④13,099台 ⑤20.6% ⑥86.1%	①55.8% ②41.0% ③3.6% ④13,856台 ⑤24.5% ⑥89.2%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①約60% ②約52% ③約12% ④20,000台 ⑤約34% ⑥約90%	①～⑤平成27年度 ⑥平成32年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。航空機については設定した目標値を平成23年度末に達成したことから、基本方針において目標としている数値を新たに設定した。	
14 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	①37% ②9.5%	平成20年	-	-	-	-	集計中	①59% ②18.5%	平成27年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(一定:75%(H32)、高度:25%(H32))を基に、現況値とH32年の目標値との差を按分し、H27年の数値を形式的に設定したものの。	
15 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%	平成20年	-	-	-	-	集計中	23%	平成27年	高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(28%(H32))を基に、現況値とH32年までの目標値との差を按分し、H27年の数値を形式的に設定したものの。	

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進 (平成18年度)	19	44 (33)	39 (29)	35	37	建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が平成18年12月から施行された。本法では、バリアフリー施策のスパイラルアップ及び心のバリアフリーについては、国の責務とされている。これを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策として、1)当事者参画によるスパイラルアップのための体制の確立に向けた施策関連事業、2)地方公共団体のための基本構想作成等促進事業、3)心のバリアフリーの推進関連事業を推進する。	12	
施策の予算額・執行額		2,310 (2,150)	39 (29)	35	37	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-④)

施策目標		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する						担当部局名	港湾局		作成責任者名	海洋・環境課長 津田修一			
施策目標の概要及び達成すべき目標		海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
16	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	毎年度	我が国の海洋環境に過去に例を見ないほど大きな被害を与えた「ナホトカ号油流出事故」(平成9年)と同等又はそれ以上の規模の事故を未然に防止する必要があるため。				
17	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	毎年度	・我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正以降、船舶油濁損害賠償保障法を適切に運用しており、運用の成果を示している指標であるため。 ・船舶油濁損害賠償保障法の施行以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから次年度以降も保険未加入隻数0隻とすることを目標値として設定。				
18	過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	約37.8%	平成23年度	—	—	37.8%	38.0%	38.1%	約40%	平成28年度	・過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積のうち復元・再生した割合として設定。 ・業績指標の根拠:社会本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)				
19	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約7年	平成24年度	約7年	約7年	約7年	約7年	約8年	約7年	平成29年度	・一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっており、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要があるため。 ・目標値については、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分場の困難な状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。 ・業績指標の根拠:循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日 閣議決定)				
20	三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	約46%	平成23年度	—	—	46.2%	47.0%	47.9%	約50%	平成28年度	・三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域のうち、改善した割合として設定。 ・業績指標の根拠:社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)											
(1)	国連環境計画拠出金(平成16年度)	13 (13)	12 (12)	12	15	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。					16	-			
(2)	国連開発計画拠出金(平成18年度)	11 (11)	10 (10)	10	12	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を改善する。					16	-			
(3)	海洋・沿岸域環境の保全等の推進(平成20年度)	13 (12)	12 (10)	59	37	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画(平成25年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。					16	-			
(4)	低潮線の保全に要する経費(平成23年度)	55 (54)	55 (50)	55	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。					-	平成26年度の低潮線及びその周辺の状況調査(巡視等)区域数:177/177(状況調査区域数/水管理・国土保全局所管区域数)			
(5)	船舶油濁損害対策(平成17年度)	33 (14)	33 (14)	42	31	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書(船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法的確実な運用を行っている。外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合等には費用を補助している。(補助率2分の1)					17	-			

(6) 港湾環境整備事業 (昭和48年度)	026	-	-	-	5,489	浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等や、港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備や水質浄化、底質改善を行う。	18 19 20	-	
		4,028 (4,004)	5,456 (5,443)	6,340	-				
(7) 港湾環境整備事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	028	0 (0)	649 (649)	344	0	東日本大震災からの早期復興として、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備を行う。	19	-	
(8) 海岸事業 (昭和24年度)(関連:26-⑫、⑬)	023	9,186 (9,133)	9,583 (9,569)	16,678	9,751	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3	-	-	
(9) 海岸事業(直轄) (直轄:昭和47年度)(関連26-⑫、⑬)	027	11,368 (11,358)	8,880 (8,879)	10,343	9,492	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	-	
(10) 港湾区域における低潮線の保全に要する経費 (平成24年度)	029	- -	4 (4)	3	2	衛星画像による低潮線及びその周辺の状況調査、巡視船による低潮線及びその周辺の巡視並びに低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。	-	低潮線及びその周辺の状況調査・巡視回数	
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		5,298 (186,004)	8,360 (238,359)	9,901 (213,445)	5,638	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	○21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③ ○第四次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第6節、第7節3 ○生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節 ○海洋基本計画(平成25年4月26日)第2部2(2)ウ、4(3)、9(3) ○循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)第5章第2節6(2) ○社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)第2章、第3章		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-5)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する						担当部局名	道路局			作成責任者名	・道路局環境安全課 (交通安全政策分析官 岡 邦彦)			
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成27年7月			
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度										
21 市街地等の幹線道路の無電柱化率		15%	平成23年度	13.4%	14.0%	15.0%	15.3%	15.6%	△	18%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、平成28年度末までに18%にすることをされている。 ・平成21～23年度の整備完了延長の平均で推移するものとして目標値を設定。				
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)								
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)												
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	030-1	1,080,530 (1,075,650)	1,000,070 (998,173)	1,228,818	862,540	直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施。 主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施。	114									
(2) 道路事業(直轄・無電柱化推進) (昭和61年度)	030-2	35,851 (35,585)	26,923 (26,257)	35,168	26,846	地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト削減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。	21									
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	030-3	106,162 (106,077)	121,215 (113,091)	68,859	21,441	高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること及び地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とする。 首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公団から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等	114									
(4) 道路分野におけるヒートアイランド対策の検討調査業務 (平成25年度)	033	-	-	18	18	都市域において、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境を整備するため、ヒートアイランド現象の緩和等の環境を改善する機能等を有する緑とオープンスペースについて、道路等の事業間連携などにより水と緑のネットワークの形成を推進することが求められている。このため、維持管理の観点も考慮して道路分野におけるヒートアイランド対策の効果的な手法の検討を行う。	-	コスト・維持管理の観点も考慮したヒートアイランド対策の効果的な手法の検討 (本事業は、コスト・維持管理の観点も考慮したヒートアイランド対策の効果的な手法を検討するものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 都市部における道路緑化等ヒートアイランド対策の検討 (本事業は、都市部における道路緑化等ヒートアイランド対策について検討を行うことを目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)								
(5) 高騒音対策による沿道騒音の低減効果に関する連携調査経費	新26-006	-	-	-	15	これまで、沿道環境改善のため、低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置、環境施設帯の整備等を実施してきたが、よりよい沿道環境の実現に向け、新たに走行車両の特性に着目した道路交通騒音対策について検討する。	-	道路交通騒音対策に関する調査 (本事業は、道路交通騒音対策に関する調査を実施するためのものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 沿道環境(騒音)の改善に向けた対策検討 (本事業は、沿道環境(騒音)の改善に向けた対策の検討を目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。)								
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		215,026 (398,119)	196,229 (415,270)	202,365 (297,006)	139,253	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)「引き続き無電柱化を推進する」									

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑥)

施策目標	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部			作成責任者名	水資源政策課長 寺田 文彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標	安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水資源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
22 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	69%	平成23年度	67%	67%	69%	71%	71%	約74%	平成28年度	<p>【指標の定義】 全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。 このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てるとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。 目標値は、H19年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH28年度における値を推定している。</p>					
23 地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	95%	平成21年度	95%	92%	98%	調査中	調査中	100%	平成26年度	<p>【指標の定義】 地盤沈下防止等対策要綱の対象地域(濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部)における地下水の年間採取量を分母、地下水採取目標量を分子とし、各地域の面積を考慮した地下水採取目標量の達成割合とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域においては、濃尾平野及び筑後・佐賀平野は昭和60年4月、関東平野北部は平成3年11月の地盤沈下防止等対策関係閣僚会議で「地盤沈下防止等対策要綱」が策定された。 要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取の年間目標量を定めており、平成22年3月の「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」でも地下水の年間採取量を達成又は遵守する目標として継続することが申し合わせられた。 地下水採取目標量は、気候変動等の影響も見据え、継続的に遵守し採取量の抑制を図っていくべきものであり、年毎に採取量の実績を把握するとともに、水源の表流水への転換を促すなど、継続的に採取量の抑制が図られるよう施策を講じている。 本指標は、要綱の対象地域ごとに定められている地下水採取の年間目標量(濃尾平野は2.7億m³、筑後・佐賀平野は0.09億m³、関東平野北部は4.8億m³)に対して採取量が目標値以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、各対象地域の面積を考慮して全体の達成割合を示したものである。 平成21年度の実績値を初期値とし、目標年次の平成26年度における達成割合を100%とすることを旨とする。</p>					
24 貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合	58%	平成23年度	51%	54%	58%	63%	65%	約78%	平成28年度	<p>【指標の定義】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画のうち、平成23年度末において進捗中の整備計画(30地域)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。 このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 平成23年度末において進捗中の整備計画(30地域)に位置づけられた事業の完了割合(58%)を初期値とし、平成19年度から平成23年度まで5年間のトレンドから平成28年度の数値を推定して目標値としている。</p>					
関1 国際会議等において水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	22団体	平成23年度	-	-	22団体	30団体	40団体	81団体	平成28年度	<p>【指標の定義】 二国間会議、多数の国が参加する国際会議、ワークショップ、シンポジウム等の機会において、相手国の政府関係者へ水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業と団体の数(累積) 【目標設定の考え方・根拠】 気候変動や人口の増加等により世界的な渇水や水需給の逼迫が懸念され、今後の我が国への社会経済や国民生活にも大きな影響を与えるおそれがある。このため、我が国の水資源開発における施設整備と維持管理に関する高い技術、経験、知見等を活かし、積極的に世界の水資源問題の解決に貢献していく必要がある。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においては、日本の経験・技術をアジアの持続可能なエンジンとして活用し、水インフラの整備支援を官民あげて取り組むことが謳われている。また、こうした支援は相手国が必要とする技術等を的確に提供することにつながり、良好な国際関係の構築にも資するものである。 これらを踏まえ、水に関する二国間会議やワークショップの開催、3年ごとに開催される世界水フォーラムでのパビリオンの設置等により、日本の企業や団体に水に関するプレゼンテーションや技術紹介の機会をより多く提供することを旨とする。これにより、アジアを中心とした相手国政府への理解を深め、水インフラ関連企業と団体の海外展開を支援しつつ、官民連携して世界的な水資源問題の解決に貢献していく。 目標値は、これまでの二国間会議やワークショップ、世界水フォーラムでの実績と今後の実施予定を踏まえ、平成23年度から平成28年度までの間に、これらの機会において水に関するプレゼンテーション等を行う企業等の団体の数(累積値)とする。なお、本指標の実績値は年度毎に集計して累積値を公表していくこととするが、対象となる団体が1つの国際会議において複数回のプレゼンテーション等を行った場合でも1団体として取り扱う(当該団体が同一年度内に別の会議でプレゼンテーション等を行った場合には、それぞれ1団体として取り扱う)。</p>					

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費 (昭和49年度)	038	15 (15)	15 (12)	8	8	全国の一級河川沿川の地下水調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。 検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標値などの検証に活用していく。なお、地下水調査の結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。	23	— —
(2) 水資源開発事業 (昭和37年度)	039	20,075 (13,324)	11,508 (11,482)	9,819	11,427	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。	22	— —
(3) 気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する調査経費 (平成22年度)	040	21 (14)	19 (16)	11	0	気候変動の要因による水量・水質への影響を定量的に把握するため、利根川、筑後川、吉野川流域をモデルに、既存の気候変動予測結果等をもとに、気候変動による将来の深刻な渇水の再現及び影響の検証・評価を行い、気候変動の影響を踏まえた水運用、適応策の検討を行った。	22	— —
(4) 気候変動への適応策検討経費 (平成26年度)	新26-007	—	—	—	13	気候変動による深刻な渇水の出現を予測するとともに、水資源への影響要因等を分析し、気候変動による水資源への影響を科学的に分析・検証し、気候変動が水資源に与える影響及びリスクの評価を行う。 降雨状況等を設定し、流域や地域の特性に応じた、渇水の進展に伴う影響項目とその状況を想定し、その想定を踏まえたタイムラインを作成する。被害や影響が最小となるよう、需要側、供給側の予防、対応、措置の検討を行う。対策は、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援など事前予防措置や応急対策が適切にとられるようにハード対策・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する。	22	— —
(5) 世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費 (昭和60年度)	041	51 (45)	46 (41)	34	44	・世界の水問題解決や我が国の国際展開に向け、国際会議を通じた情報発信及び情報収集を行う。 ・アジアの水問題解決や我が国の国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける総合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行う。	関1	— —
(6) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費 (昭和61年度)	042	22 (20)	31 (31)	31	31	地盤沈下防止等対策要綱に基づく施策を進める上で、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、毎年、要綱の実施状況の把握と地下水・地盤沈下データの収集・整理・分析を行うとともに、要綱に定められた地下水採取目標量や地盤沈下対策事業等の評価し、局所的な地盤沈下の継続や渇水時の短期的な地下水採取量の増大に伴う地盤沈下の発生を防止するため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進する。	23	— —
(7) 水源地域対策基本問題調査費 (平成4年度)	043	6 (5)	5 (4)	8	8	国民生活の維持に必要な水の安定供給のための水源地域の保全是、国における基本的な施策であるが、ダム等の建設による水源地域の社会環境の変化に対して、水源地域対策特別措置法(以下、「水特法」という。)に基づく水源地域対策を適切に推進するとともに、水源地域の保全・活性化の活動を促すことを目的とする。 本事業は、水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、地域の活性化等の活動の手法を調査し、水源地域への適用性について検討する。 また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図るとともに、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。	24	— —
(8) 水資源の現状把握等に要する経費 (昭和50年度)	044	27 (19)	24 (17)	24	24	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。 調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。	22	— —
(9) 広域的な水循環健全化推進調査経費 (平成13年度)	045	10 (9)	9 (8)	9	0	総合的な水資源管理の考え方をもとに低炭素・省エネルギーの観点の取組みを導入した場合における、CO2排出量の削減効果やエネルギー使用量の低減効果について、モデル流域において試算を行った。	22	— —
(10) 水循環可視化システムの活用等による多様な水源確保の検討調査経費 (平成25年度)	047	—	—	27	26	水循環可視化モデルを構築・活用することにより、地表水・地下水の挙動を一体として評価するとともに、地方公共団体等における水循環の健全化に資することを目的とする。 標準的な水循環可視化モデルを構築し、地方公共団体や水供給者関係等に普及させることにより、例えば、渇水リスクの進行に伴う水循環の変動を把握・可視化を行い、利水者間等の円滑な情報共有を通じた多様な水源確保等の各種施策の効果的な実施を支援する。	22	— —

(11) 水資源に関わる中長期計画 (ウォータープラン)改定に向けた調査経費 (平成25年度)	048	-	-	10	10	「幅を持った社会システム」の構築を基本とした新たな水資源に関する中長期計画の策定に向け、今後の全国及び地方の水資源に関する中長期計画の考え方及び具体的施策の調査検討を行う。	22	-	
(12) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費 (平成12年度)	046	11	11	18	18	雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震等が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。 また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行う。	22	-	
施策の予算額・執行額		15,335 (13,128)	17,338 (11,478)	15,006	11,609	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣議決定】 水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成14年2月15日)、筑後川水系(平成17年4月15日))、地盤沈下防止等対策要綱(濃尾平野及び筑後・佐賀平野(昭和60年4月26日)、関東平野北部(平成3年11月29日))、日本再興戦略(平成26年6月24日)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑦)

施策目標	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する							担当部局名	都市局			作成責任者名	公園緑地・景観課長 舟引 敏明		
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
25	歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	約69%	平成22年度	約67%	約69%	約69%	約70%	集計中	約75%	平成28年度	少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成28年度の目標値約75%を設定している。				
26	1人当たり都市公園等面積	9.8㎡/人	平成22年度	9.7㎡/人	9.8㎡/人	9.9㎡/人	10.0㎡/人	集計中	10.5㎡/人	平成28年度	緑豊かな生活環境の形成を図るため、欧米主要都市の水準等を踏まえ、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところであり、都市公園等の現況値のトレンドから目標値を設定。				
27	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	12.6㎡/人	平成22年度	12.5㎡/人	12.6㎡/人	12.7㎡/人	12.8㎡/人	集計中	13.5㎡/人	平成28年度	水と緑豊かで良好な都市環境を着実に形成していく必要があり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市域における水と緑の公的空間確保量」と同一定義)】				
28	地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率	16%	平成23年度	-	-	16%	25%	48%	60%	平成28年度	平成23年度に行った計画策定意向アンケート結果を踏まえ、都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、計画策定済み団体の割合を平成23年度約16%から平成28年度約60%まで向上させる目標を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「公園施設の計画的維持管理の推進」と同一定義)】				
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)											
(1)	国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:25-⑧、 ⑪、④)	49	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	22,019	18,741	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。					25、26、27、 28、29、48			
(2)	明日香村歴史的風土活用事業 交付金 (平成12年度)	50	150 (150)	150 (150)	150	150	国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存を図るため、明日香法に基づき全国でも唯一村内全域に厳しい土地利用規制を課していることを背景とした人口減少、高齢化、観光客の減少、農林業の衰退等の課題に対応し、歴史的風土の創造的活用の推進を図る。					-	建築物等の修景件数: 50件 主要観光施設の入場者数: 1,300千人		
(3)	古都における歴史的風土の保存 方策等検討調査 (平成26年度)	新26-008	-	-	-	8	古都保存法は、現状凍結的な厳しい行為規制とその代償として損失補償と土地の買入れ制度により歴史的風土の保存に一定の役割を果たしてきたが、近年、歴史的風土を構成する森林や農地等の自然的環境の荒廃や植生遷移など新たな問題に直面している。これらの問題を解決するため、多様な主体が参画し自然的環境を誘導するための方策を検討し、古都における歴史的風土の保存を推進する。					-	-		
施策の予算額・執行額			23,172 (19,533)	24,276 (19,588)	23,770	18,897	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【開決(重点)】(業績指標27) 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名 水管理・国土保全局	作成責任者名 河川環境課長 瀧美 雅裕			
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等	初期値	実績値					評価結果	目標値	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
29 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	平成22年度	—	約33%	約35%	約36%	集計中	約50%	平成28年度	【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。		
30 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	約13%	平成22年度	—	約13%	約13%	約13%	集計中	約29%	平成28年度	【指標の定義】 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 (分母)下水汚泥中の有機物 (分子)消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物 【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用及び焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等により、下水汚泥のエネルギー化率が平成28年度に約29%まで進展するものと想定。		
31 汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	約87%※	平成22年度	86%	87%※	88%※	88%※	集計中	約95%	平成28年度	※東日本大震災の影響で、平成22年度は岩手県、宮城県、福島県の3県、平成23年度は岩手県、福島県の2県、平成24年度は福島県において調査不能な自治体があるため参考値である。 【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合。 (分母)総人口 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口 【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを目標として設定。		
32 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割	平成23年度	—	—	約3割	約39%	約45%	約5割	平成28年度	【指標の定義】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。 再生された湿地の面積の割合=①/② ①:再生された湿地の面積 ②:特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積 【目標設定の考え方・根拠】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成23年度までに300ha(約3割)再生。 予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成28年度までに約5割の湿地を再生することを目指す。		

33	良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている区域内の人口の割合)	約33%	平成23年度	約29%	約31%	約33%	約39%	集計中	約43%	平成28年度	<p>【指標の定義】</p> <p>富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。</p> <p>(分子) 必要な高度処理が実施されている区域内の人口</p> <p>(分母) 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】</p> <p>高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改善時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。</p>
----	--	------	--------	------	------	------	------	-----	------	--------	---

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連26-⑫)	052	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	500,175	401,516	<p>○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支流のバランスを図りながら整備を行う。</p> <p>○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 <p>○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)</p>	32	- -
(2) 下水道事業 (昭和32年度(関連:26-⑪、⑫、⑬))	053	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248	5,225	<p>○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率</p> <p>以下、H25年度までの事業</p> <p>①未普及解消下水道・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等)</p> <p>②水質保全下水道・・・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等)</p> <p>③資源循環形成下水道・・・低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等)</p> <p>④浸水対策下水道・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等)</p> <p>⑤地震対策下水道・・・大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等)</p> <p>以下、H26年度以降の事業</p> <p>①民間活カインノベーション推進下水道事業・・・再生可能エネルギーの利用促進等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等)。</p> <p>○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究</p>	30、31、33	- -
(3) 下水道リスク管理システムの運用経費(平成13年度)	054	6 (5)	6 (5)	6	6	<p>化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。</p>	-	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施) 下水道から排出される化学物質による公共用水域への水系リスクの管理の実現
(4) 下水道分野の水ビジネス国際展開経費(平成21年度)	055	79 (79)	92 (91)	92	102	<p>①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。</p> <p>②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。</p> <p>③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。</p>	-	国内外で開催したセミナー、政府間対話の数 官民連携して、本邦下水道技術の海外展開を促進
(5) 日本下水道事業団補助に必要な経費(昭和47年度)	056	279 (279)	220 (220)	127	0	<p>・下水道整備の促進等に必要な下水道技術者の確保及び個々の技術者の業務遂行能力の向上を図るため、地方公共団体等の下水道担当職員等の養成を目的とする研修に要する費用を補助する。</p> <p>・下水道の効率的な整備、維持管理を図るため、全国的観点から地方公共団体が広く活用できる技術の開発及び実用化のための試験研究に要する費用を補助する。</p>	-	①研修業務:研修実績数 ②試験研究業務:研究テーマ数 ①下水道処理人口普及率 ②下水道バイオマスリサイクル率
(6) 汚水処理施設整備構想のガイドラインの策定経費(平成25年度)	058	-	-	10	0	<p>適正かつ効率的な汚水処理施設整備の促進のみならず、汚水処理事業の経営やエネルギー利用促進等の観点を含めた効率的な汚水処理施設整備の考え方について検討し、汚水処理施設整備構想のガイドラインとしてとりまとめる。</p>	31	- -

(7) 小水力発電の設置に伴う河川環境調査等手法検討経費 (平成24年度)	057	-	12 (11)	8	0	国内、海外の水力発電を行う際の河川環境調査内容について、河川の規模、減水区間の距離、取水量の規模、発電規模等から調査・整理する。これを踏まえ、小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、シミュレーション等を行い、「小水力発電設置における河川環境調査方法(原案)」を作成する。	32	- -
(8) 次世代型流域マネジメント方策に関する検討経費 (平成25年度)	059	-	-	15	23	今後の流域管理に求められている観点を踏まえ、①季節別運転等、放流先のニーズに応じた下水処理場における栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理手法、②水循環の健全化に向けた下水道による雨水利用の推進について技術資料を作成し、それぞれの取り組みを推進するとともに、③事故時の措置への対応等について下水道として必要な対応策の検討を行う。	-	栄養塩類の循環バランスを回復させる方策や、雨水利用の推進に関する技術資料の作成 季節別運転を実施している下水処理場の数
(9) 資源としての河川利用の高度化に関する検討経費 (平成26年度)	新26-009	-	-	-	2	有識者による検討会を開催し、河川利用を高度化し、資源としての河川のポテンシャルをさらに発揮させるために、我が国経済の発展に資する河川利用のあり方等について検討を行う。	-	資源としての河川利用の高度化に関する検討会の開催 社会資本ストックとしての河川空間を利活用する。 ※河川利用の「質的転換」であるため定量化は不可。
(10) 国営公園等事業 (昭和47年度) (関連:26-⑦、⑪、⑭)	049	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	22,019	18,741	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	25、26、 27、28、 29、48	- -
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		89,403 (131) (71,734) (131))	69,545 (89) (51,341) (89))	67,501 (239)	26,794	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)、生物多様性国家戦略20112-2020(平成24年9月28日閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-9)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						担当部局名	総合政策局			作成責任者名	環境政策課長 金井 甲	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
34-①	特定輸送事業者の省エネ改善率 ①特定貨物輸送事業者	-	-2.41%	-1.3%	-1.33%	+0.14%	-	前年度比 -1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
34-②	②特定旅客輸送事業者	-	-0.79%	+0.04%	-0.25%	-1.29%	-	前年度比 -1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
34-③	③特定航空輸送事業者	-	-2.1%	-0.39%	+3.47%	-2.18%	-	前年度比 -1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
35-①	建設工事用機械機器による環境の保全 ①建設機械から排出されるPMの削減量	1.9千t 平成21年度	1.9千t	2.44千t	2.94千t	集計中	集計中	8.1千t	平成28年度	・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」において、PM削減の提言がなされているため。 ・①及び② 各排出ガス基準の建設機械(排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数(a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量(b)の積により計算。 (a)各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間(平成17～21年度)における増加台数・減少台数の平均値(第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定。 (b)建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定。				
35-②	②建設機械から排出されるNOxの削減量	39.1千t 平成21年度	39.1千t	50.2千t	61.1千t	集計中	集計中	153.0千t	平成28年度	・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」において、NOx削減の提言がなされているため。 ・①及び② 各排出ガス基準の建設機械(排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数(a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量(b)の積により計算。 (a)各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間(平成17～21年度)における増加台数・減少台数の平均値(第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定。 (b)建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定。				
35-③	③ハイブリッド建設機械の普及台数	200台 平成21年度	200台	470台	960台	1,560台	2,260台	2,460台	平成26年度	・CO2排出量削減に資するため、CO2排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規定(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定された、ハイブリッド機構を有した建設機械を普及促進する必要があるため。 ・メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数を目標値に設定。				
35-④	④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量	692kL 平成22年度	-	692kL	713kL	集計中	集計中	1,172kL	平成28年度	・CO2排出量削減に資するため、CO2排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規定(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定された、ハイブリッド機構を有した建設機械を普及促進する必要があるため。 ・メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数を目標値に設定。				
36-①	建設廃棄物の再資源化率・再資源化等率及び建設発生土の有効利用率 ①アスファルト・コンクリート塊	98.4% 平成20年度	-	-	-	99.5%	-	98%以上	平成27年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成27年度で設定されている数値目標を設定。				
36-②	②コンクリート塊	97.3% 平成20年度	-	-	-	99.3%	-	98%以上	平成27年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成27年度で設定されている数値目標を設定。				
36-③	③建設発生木材(再資源化等率)	80.3% (89.4%) 平成20年度	-	-	-	89.2% (94.4%)	-	80% (95%以上)	平成27年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成27年度で設定されている数値目標を設定。				
36-④	④建設汚泥	85.1% 平成20年度	-	-	-	85.0%	-	85%	平成27年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成27年度で設定されている数値目標を設定。				
36-⑤	⑤建設混合廃棄物	267万t 平成20年度	-	-	-	280万t	-	平成17年度排出量 に対して 40%削減	平成27年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成27年度で設定されている数値目標を設定。				
36-⑥	⑥建設発生土	78.6% 平成20年度	-	-	-	88.3%	-	90%	平成27年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成27年度で設定されている数値目標を設定。				

37-①	住宅、建築物の省エネルギー化 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率	42%	平成22年度	-	42%	45%	49%	集計中		70%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(100%(平成32年度))を基に、省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%に達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として①70%を目標として設定。
37-②	②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率	71%	平成22年度	-	71%	73%	79%	集計中		85%	平成27年度	一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率(②)に関しては、住宅(①)に準じて、省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%に達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として②85%を目標として設定。
38-①	モーダルシフトに関する指標 ①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量	21億トンキロ増	平成18年度	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	5億トンキロ減	1.6億トンキロ増	集計中		37億トンキロ増	平成25年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、平成25年3月に地球温暖化対策推進本部が決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」を踏まえ、平成25年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を、休日列車の有効活用等により平成12年度と比較して37億トンキロ増加させる目標値を設定。
38-②	②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量)	301億トンキロ	平成18年度	267億トンキロ	315億トンキロ	305億トンキロ	333億トンキロ	集計中		325億トンキロ	平成25年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない海運へのモーダルシフトを推進し、平成25年3月に地球温暖化対策推進本部が決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」を踏まえ、平成25年度における海上輸送量については、海運事業者に対するヒアリング結果等を踏まえ、施策を実施することによって325億トンキロにするという目標値を設定。
39	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	32都市	平成24年度	18都市	25都市	29都市	32都市	43都市		67都市	平成29年度	先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数を設定。
40	都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量	105万t-CO2/年	平成22年度	103万t-CO2/年	105万t-CO2/年	106万t-CO2/年	108万t-CO2/年	集計中		107万t-CO2/年	平成28年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成2年から平成22年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市緑化等による温室効果ガス吸収量」と同一定義)】
41	下水道に係る温室効果ガス排出削減(省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量)	約129万t-CO2	平成21年度	約129万t-CO2	約143万t-CO2	約155万t-CO2	集計中	集計中		約246万t-CO2	平成28年度	消化ガス発電や固形燃料化等によって下水汚泥エネルギー化率が約29%まで進展するとともに、焼却炉の高温焼却化率100%が達成されることを目標として設定。
関2	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約3,266件/月(年度平均)	平成23年度	平均約2,647件/月(年度平均)	平均約3,425件/月(年度平均)	平均約3,266件/月(年度平均)	平均約18,023件/月(年度平均)	平均約15,805件/月(年度平均)		2万件/月(年度平均)	平成28年度	環境に関する国民の意識を高めるため、ポータルサイトへのアクセス数を月平均2万件以上にすることを目標として設定。
関3	新車販売に占める次世代自動車の割合	19.7%	平成24年度	9.9%	10.5%	14.7%	19.7%	集計中		28.1%	平成29年度	日本再生戦略においても、本指標による目標を位置付けているところであり、引き続き業績指標として設定。

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 社会資本分野における環境対策の推進 (平成14年度)	0061	15 (14)	92 (90)	59	51	地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を図るため、①生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」や生物多様性保全活動促進法に対応し、社会資本整備分野における取組の調査を行い、その普及のためのパンフレット作成やセミナーを実施するとともに、生物多様性保全の取組を社会資本整備関係者間で普及する仕組みを構築する(平成23年度～平成25年度)。②持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けて、まち・住まい・交通の一体的な創省エネ省エネを総合的に推進するため、地方自治体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することにより、都市規模、地域特性等に応じた先導的なモデル構築及び全国的な普及促進を図る(平成24年度～平成27年度(予定))。	34 関2	- -
(2) 地球温暖化防止等の環境の保全 (平成12年度)	0063	18 (14)	10 (8)	9	8	地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を図るため、省エネ法に基づき輸送事業者への省エネ対策に係る情報提供や省エネ対策責任者の育成等を通じて、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。	34 関2	- -
(3) 建設機械施工における環境対策の推進	0060	16 (14)	10 (9)	8	9	地球温暖化対策のため建設機械から排出される二酸化炭素の大幅な削減を目指して、カーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料の建設機械への使用可能性及び使用方法の検討を実施する。	35	- -
(4) 建設分野における循環型社会構築の推進 (平成21年度)	0062	21 (20)	17 (16)	20	13	建設副産物の排出量抑制や再資源化等率の向上を図るために、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)」の遵守の徹底、「建設リサイクル推進計画2008」に掲げられている施策等を実施。	36	- -
(5) 住宅・建築物環境対策検討経費 (平成19年度)	0069	54 (46)	53 (52)	57	61	事業の目的を達成するため、平成26年度は以下の調査等を行っている。 ①省エネ設備等に係る技術レベル等の把握、住宅・建築物の省エネ性能、実務者の技術レベルの把握 ②省エネ基準の適合義務化に向けた基準及び評価方法等の検討 ③エネルギー自立型住宅・建築物の整備方針に関する検討	37	- -

(6)	環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	0070	10,629 (10,342)	10,789 (8,969)	21,065	17,609	住宅・建築物の省CO2化に関する先導的な技術導入を行うリーディングプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択する。 (1)住宅・建築物省CO2先導事業 省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対する支援 (2)建築物省エネ改修等推進事業 建築物の省エネ性能等の向上に資するリフォームに対する支援 (3)ゼロ・エネルギー住宅推進事業 中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組に対する支援 (4)長期優良住宅化リフォーム推進事業 住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取組に対する支援	37	-
(7)	モーダルシフト等推進事業	0064	93 (77)	82 (53)	64	34	荷主企業、物流事業者等物流に係る関係者で構成された協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に対して一定の支援を行うことにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図る。	38	-
(8)	先導的都市環境形成促進事業 (平成20年度)	0067	673 (623)	770 (357)	663	442	逼迫した地球環境問題へ対応した省CO2型の都市の構築を実現するため、集約型都市構造の実現に資する拠点の市街地等において地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するために必要な補助を行うことにより、良好な都市環境の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 ・先導型都市構造の実現に資する拠点の市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に進めるため、計画策定、コーディネート及びモデル事業支援に対する支援を行う。(地方公共団体及び都市再生機構等1/2、民間事業者(間接補助)1/3) ・拠点の市街地等における都市環境対策をより効果的に推進するため、低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を実施する。	39	-
(9)	都市局地球環境問題等総合調査等経費 (平成19年度)	0066	26 (25)	21 (21)	25	20	我が国の温室効果ガス6%削減達成のための京都議定書目標達成計画において、都市緑化等による吸収源対策として74万トン-CO2を目標としている。このため、日本国政府として国連気候変動枠組条約事務局に提出する吸収量算出データの作成及びその精度向上、2013年以降の吸収源対策の新たな枠組に対応するための各種調査等を行い、吸収量を適切に把握・算出する。このような都市緑化等による地球温暖化対策等都市における地球環境問題への対策を促進する。	40	-
(10)	下水熱利用によるまちづくりの推進調査経費 (平成23年度)	0068	18 (18)	16 (16)	16	-	下水熱の有効利用を推進するため、モデル候補地区における下水熱の面的利用についてのFSの実施、下水熱の事業化に向けた手続きの検討、民間活力を導入するための環境整備の推進等を実施する。	41	-
(11)	環境対応車普及促進対策 (平成14年度)	0036	27,519 (25,253)	2,481 (2,280)	2,411	6,060	トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行うとともに、日本経済再生に向けた緊急経済対策における措置として、環境性能に優れた先進環境対応型ディーゼルトラックの導入についても補助する。 また、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、電気自動車等の導入に要する経費の一部を補助する。	関3	-
(12)	次世代大型車開発・実用化促進事業 (平成17年度)	0037	249 (237)	249 (235)	249	248	実用性の向上(技術的改良等)及び基準整備に資するため、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等(電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、次世代バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス)を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施する。	関3	-
(13)	超小型モビリティの導入促進 (平成24年度)	0040	-	381 (0)	581	201	超小型モビリティの導入を誘発し、成功事例を創出するような事業者・地域等による先導・試行導入の事業計画を公募し、外部有識者による評価の上、優れた計画を策定した者に対して事業計画の実施費用に要する経費の一部を補助する。	関3	-
施策の予算額・執行額			108,565 (99,635)	29,622 (10,788)	35,070	18,289	【施政方針演説】 ○第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日)「最先端の技術で、世界の温暖化対策に貢献し、低炭素社会を創出していくという我が国の基本方針は不変です。…省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めます。」 ○第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日)「徹底した省エネルギー社会の実現と、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めます。」 【閣議決定文書】 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)、バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日)、環境基本計画(平成24年4月27日)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)、生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)、循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)、日本再興戦略(平成25年6月14日)、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)、総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-10)

施策目標		10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する					担当部局名	気象庁		作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 里田弘志		
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度						
42	緊急地震速報の精度向上	28%	平成22年度	76%	28%	56%	79%	63%	/	85%以上	平成27年度	平成19年度の指標の実績値が77%、その後も同程度の精度で推移し、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生後、活発な余震活動に伴い、同時に発生した地震を分離して処理できずに適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発し、指標の値が大幅に低下。このため、緊急地震速報の精度改善を行うことにより、余震活動が長引いており、かつ、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっている状況においても予想精度の向上を図り、低下した指標を回復させることを目標とする。	
43	一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	32%	平成23年度	22%	31%	32%	33%	38%	/	41%	平成28年度	防災情報等や情報伝達体制は、災害対応を行っている国土交通省の事務所及び都道府県において収集、提供されるものであることから、当該指標を用いて測定することが妥当である。危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、重要な拠点について、着実に整備を行うこととし、41%を平成28年度末までの目標値として設定した。	
44	台風中心位置予報の精度	302km	平成22年	289km	302km	305km	314km	288km	/	260km	平成27年	台風による被害の軽減を図るため、台風中心位置の72時間先の予報誤差(過去5年間の平均)を指標としている。予報誤差は年々の変動が大きいため、5年平均を指標とした。過去5年分(平成18年～22年)の予報誤差の減少傾向をふまえ、その傾向を平成23年以降5年分延長し、平成27年の目標値として260kmを設定した。	
45	津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測点の数	0観測点	平成23年度	-	-	0観測点	0観測点	16観測点	/	35観測点以上	平成26年度	津波警報は、地震発生後直ちに発表する必要があるが、東北地方太平洋沖地震のような巨大地震については、地震発生後直ちに求まる地震の規模が過小評価となるため、各海域で予め最大地震を想定した津波予測をしておき、それを採用して津波警報第一報を発表することとした。 津波警報第一報発表後、できるだけ早く警報内容を更新していく必要がある。津波警報を更新する上で、GPS波浪計や海底水圧計など沖合の津波観測データは重要であるが、GPS波浪計については既に警報の更新に活用している一方、より沖合にある海底水圧計については、津波警報の更新に適切に反映する技術の確立には至っていない。この活用のため、沖合津波観測データ等に基づく津波初期波源域の推定をもとに津波シミュレーションを実施して得られた津波の高さと、実際に観測された津波の高さとを比較した結果を、津波警報の更新に活用する取組を進める。	
46	防災地理情報の整備率	56%	平成23年度	-	-	56%	59%	60%	/	70%	平成28年度	想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の44断層帯のうち、特に人口の多い都市域周辺部の14断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。	
関4	異常天候早期警戒情報の精度向上	0%	平成23年	-	-	0%	0%	17%	/	25%	平成28年	数値予報技術の向上やその翻訳技術の改善を考慮し、平成23年のプライアスキルスコア0.21を、平成28年に25%改善する(プライアスキルスコア0.26)ことが適切と判断。	
関5	天気予報の精度(明日予報が大きくはずれた年間日数) ①降水確率 ②最高気温 ③最低気温	①26日 ②38日 ③24日	平成23年	①24日 ②40日 ③26日	①25日 ②39日 ③25日	①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②37日 ③23日	①26日 ②37日 ③23日	/	①23日以下 ②34日以下 ③22日以下	平成28年	天気予報における降水や気温の予報は、その平均的な精度のみならず予報のはずれによる影響の程度にも注目されている。一般的利用においても関心が高い「降水確率」、「最高気温」、「最低気温」が大きくはずれた年間日数を減らすこととし、これらのそれぞれについて、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。 「降水確率」では、たとえば降水確率40%で雨なしと予報し降水があった場合よりも、降水確率0%で雨なしと予報し降水があった場合の影響の方が大きいことから、降水確率が50%以上ははずれた日数とする。また、「最高気温」、「最低気温」では、平均的な予報誤差の約2倍程度(例えば春や秋では半月程度の季節のずれに相当)にあたる3℃以上ははずれた日数とする。これらのそれぞれについて、近年の改善傾向を維持させ、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		26年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)								
(1)	国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費(平成19年度)	073	10 (10)	9 (9)	9	国土交通省では、本省と地方整備局、事務所、出張所、都道府県庁、政令市、内閣府等を防災情報通信ネットワークとして無線網と有線網でネットワーク化している。本通信ネットワークは、平常時における河川・道路管理等の国土管理のみならず、災害時においても情報収集や情報配信を迅速・確実に行うことを目的としている。					43		
(2)	災害発生時の応急活動の強化・充実に係る経費(平成25年度)	074	-	-	0	23	本経費ではリアルタイムの被災状況や応急対応状況等を分析・共有できる電子防災情報システム構築のため、データ整備、システム開発、防災センターの機能・機材の充実を図るとともに、ITを活用した情報収集・活用手法を検討することにより、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等による応急活動の強化・充実に図る。					-	南海トラフ巨大地震等の発生に備え、電子防災情報システムに必要なデータ整備、システム開発、防災センターの機能・機材の充実、情報収集・活用手法の検討等を事前に行い、発災時に迅速な災害オペレーションにより被害の軽減等を目的とした施策のため、活動指標や活動実績(アウトプット)を定めて実施する性質のものではない。 南海トラフ巨大地震等の発生に備え、電子防災情報システムに必要なデータ整備、システム開発、防災センターの機能・機材の充実、情報収集・活用手法の検討等を事前に行い、発災時に迅速な災害オペレーションにより被害の軽減等を図る。

(3)	地殻変動等調査経費 (昭和42年度)	075	338 (321)	310 (299)	310	302	災害対策基本法に基づく政府の指定行政機関として、科学技術・学術審議会の「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について」(平成25年11月8日建議)等の趣旨に沿い、地殻活動の活発な地域等において最新の測量技術を用いた繰り返し観測、地殻活動の予測分析を行うための調査等を実施することにより、地震調査研究、火山噴火予知研究の推進に資する。	46	
(4)	防災地理調査経費 (平成20年度)	076	70 (66)	77 (76)	50	31	全国の主要な平野とその周辺及び活動的な火山等を対象に、脆弱地形データ、火山防災地形データ、活断層位置情報データ等の土地の自然条件に関する防災基礎情報データを整備する。これらのデータを国・地方公共団体の防災関係機関に提供し防災計画等を支援することで、水害危険地域予測、地震による津波や地盤災害危険地域の分布、火山災害予測等の防災・減災対策、危機管理施策に寄与する。	46	
(5)	測量用航空機運航経費 (平成22年度)	077	94 (89)	103 (98)	98	99	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発災後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復興・復興対策に活用することが重要であることから、国土地理院が所有する測量用航空機「くにかぜⅢ」による空中写真の緊急撮影を実施し、撮影した空中写真画像及びそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府や関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度から防災・測量用航空機「くにかぜⅢ」に合成開口レーダー(SAR)を搭載して観測が可能となったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。	46	
(6)	予報業務 (昭和31年度)	078	911 (885)	687 (650)	534	359	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等をもとに、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時等における指定河川洪水警報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者に提供され個別のニーズに応じたサービスなどに利用される。	44	-
(7)	気象データ交換業務 (昭和31年度)	079	1,373 (1,338)	1,884 (1,855)	1,733	1,695	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を収集配信するため、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に運用する。	44	-
(8)	数値予報業務 (昭和34年度)	080	920 (809)	753 (753)	716	691	観測データ等を基にして物理法則に基づく数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム(スーパーコンピュータ)を導入して数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成している。	44	-
(9)	アメダス観測 (昭和31年度)	081	969 (949)	900 (874)	964	1,125	気象災害の防止・軽減を図るための気象監視に必要な地上での気象状況に関する観測データを得るため、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により常時観測を行うと共に、部外機関の観測した気象観測結果を収集して品質管理を行う。観測成果は防災関係機関等に提供するとともに蓄積・統計処理を行う。	44	-
(10)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	082	865 (834)	451 (444)	628	433	気象災害の防止・軽減を図るための気象監視に必要な降雨に関する観測データを得るため、日本全体をカバーする全国の20箇所の気象レーダーにより、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦(メソサイクロン)を検出する。	44	-
(11)	地磁気観測 (昭和31年度)	083	37 (35)	31 (31)	28	28	地磁気観測所(茨城県石岡市)、女満別観測施設(北海道大空町)、鹿屋観測施設(鹿児島県鹿屋市)等の人工ノイズの少ない環境で、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時監視し、地磁気観測所において観測データを解析することにより、火山活動の評価に係る研究を行うとともに、無線通信障害の警報や国土の測量等のための基礎資料として国内外の機関へ観測データの提供を行う。	-	
(12)	気象測器検定 (昭和31年度)	084	16 (16)	11 (11)	12	12	気象観測データの精度維持を図るため、以下の業務を実施している。 気象庁が自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内にあることを確認する。また、気象観測を行う部外機関が使用する気象測器について、気象業務法に基づき、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。さらに部外機関が行うべき気象測器の検定業務について受託により実施する。	44	-
(13)	防災情報提供センター (平成15年度)	085	73 (65)	66 (66)	114	93	国土交通省関係局が保有する防災情報を一元的に国民に提供するため、リアルタイム雨量(広域版)やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報(天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等)を集約し、インターネットを通じて国民に提供する防災情報提供センターを引き続き運営する。	44	-
(14)	高層気象観測 (昭和31年度)	086	512 (511)	511 (511)	4,169	458	全国14ヶ所において、世界気象機関(WMO)の基準に従い1日2回(9時及び21時)、観測測器(ラジオゾンデ)を取り付けた気球を上空に飛揚させることにより、上空30kmまでの大気の大気温度、湿度、気圧、風向風速を観測する。観測成果は、気象予報・警報等の作成に利用されるとともに、世界気象機関(WMO)の定める形式に基づき世界各国に通報する。また、全国33ヶ所において、ウィンドプロファイラにより、電波を利用して10分ごとに300mの高度間隔で上空最大12km程度までの風向風速を観測する。観測成果は、気象予報・警報等の作成に利用される。	44	-
(15)	地震津波観測 (昭和31年度)	087	1,799 (1,747)	1,321 (1,272)	1,734	1,486	地震や津波による災害の防止軽減のため、気象庁や関係機関が整備した地震計や震度計を活用して国内外の地震活動を観測・監視し、最新の地震学的知見に基づく解析を行い、適時的確に緊急地震速報、津波警報や震度情報等の防災情報を発表する。	42.45	-
(16)	地殻観測 (昭和31年度)	088	40 (39)	40 (39)	43	44	適時適切に東海地震に関連する防災情報等を発表するため、東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設で地震の前兆現象を観測・監視し、最新の地震学的知見に基づく解析を行う。	-	
(17)	火山観測 (昭和31年度)	089	635 (618)	519 (510)	654	706	火山噴火等による災害の防止軽減のため、全国の活火山の活動状況に応じて常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GPS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制により活動を観測・監視し、最新の火山学的知見に基づく解析を行い、適時的確に噴火警報等の防災情報を発表する。	-	
(18)	海洋環境観測 (昭和31年度)	090	677 (656)	714 (710)	719	755	地球温暖化や海洋汚染等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや汚染物質等の実態を高精度の海洋観測により把握することにより、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環の変動を把握する。また、海上の気象観測や、水温、塩分、海流、化学成分等の実況把握を通じ、北西太平洋の海洋の循環を把握し、海洋が気候変動に与える影響について解明を図る。	-	
(19)	波浪観測 (昭和31年度)	091	347 (347)	197 (197)	61	68	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及びわが国周辺海域で沿岸波浪計や漂流ブイにより波浪観測を行うとともに、Jason(米NASA/仏CNES)などの観測衛星、船舶からの観測データを収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行う。	-	

(20)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	092	52 (51)	55 (54)	71	76	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、東南海・南海地震防災のための地殻変動の検知や地球温暖化による海面水位変動の監視に資するデータを取得する。 また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化に伴う海面水位変動を監視し、海面水位変動監視の国際的な枠組みであるGLOSS(全球海面水位観測システム)にデータを提供する。	-	
(21)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	093	158 (158)	156 (155)	1,088	148	太平洋上の気象観測空白域を埋める数少ない観測地点である小笠原諸島(父島、南鳥島)において気象観測を実施し、台風や地震津波等の自然災害による被害の防止・軽減を図る。	44	-
(22)	大気バックグラウンド汚染観測 (昭和50年度)	094	103 (103)	85 (85)	85	87	地球温暖化を監視するとともに地球温暖化予測の不確定性を低減するため、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)の観測を継続実施し、観測データをWMO(世界気象機関)の資料センターに提供するとともに、HP等で公開する。また、黄砂に関する実況、予測情報を提供している。	-	
(23)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	095	31 (31)	31 (31)	29	30	札幌・つくば・那覇・南鳥島の国内4か所において、地上に到達する紫外線の強さをオゾン分光光度計によって測定して上空のオゾン全量を知るオゾン全量観測や、気球に吊した測器を飛揚することによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外域日射観測等を実施する。	-	
(24)	日射観測 (昭和31年度)	096	3 (3)	3 (3)	3	3	全国5官署(札幌、つくば、福岡、石垣島、南鳥島)において、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)を実施し、観測データは、品質管理した後統計処理を行い公表する。また、世界気象機関(WMO)の第Ⅱ地区(アジア)放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、アジア地区内各国及び日本国内の日射計基準器の較正を実施する。	-	
(25)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	097	45 (44)	49 (48)	41	26	全球規模での温室効果ガスの分布等の把握と公表のため、過去から現在までの温室効果ガス等の世界各地の観測データの収集・データベース化による一元管理・処理・解析・品質の評価を行い、全球規模の温室効果ガスの現状を気象庁や気象庁が運営・管理する世界気象機関(WMO)温室効果ガス世界資料センターのホームページで発表している。収集データに関する印刷物と磁気媒体を国内外の関係機関へ配布している。また、観測所及び観測の品質評価等を含めた関係機関との情報交換や観測に関する連携の推進を行う。	-	
(26)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	098	55 (54)	55 (55)	55	52	精度の高いエルニーニョ等の海洋予測情報および季節予報の作成・提供等を行うため、日本の周辺海域に自動昇降式フロートを投入し、深さ2000mまでの水温・塩分分布を観測・通報する。また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やブイなどの海洋観測データを活用する。	関4	-
(27)	異常気象情報センター(平成26年度から)(平成25年度まではアジア太平洋気候センター) (平成14年度)	099	16 (15)	11 (11)	23	19	世界気象機関(WMO)下の地域気候センターとして、アジア地域の気象機関の気候情報作成能力の向上を目指し、気候に関する様々な監視情報やデータを提供するとともに、季節予報モデルによる予測データを提供している。また、各国向けにカスタマイズされた資料の作成を支援するためのソフトウェアを整備するとともに、各国が適切な気候情報を作成するのに必要な技術支援や人材育成を行うために、トレーニングセミナー等を開催している。	-	
(28)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	100	99 (97)	74 (72)	87	65	地球温暖化対策に資するため地球温暖化予測モデルにより「地球温暖化予測情報」の公表、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドの監視結果を報告する。さらに、異常気象の要因と見通しについて官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高低温を対象とした異常天候早期警戒情報を週2回発表する。これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	
(29)	次期静止気象衛星整備 (平成17年度)	101	7,360 (7,360)	3,826 (3,826)	10,280	7,039	国民の安心・安全に寄与する防災情報の作成及び地球環境の監視に欠かせない静止地球環境観測衛星を平成26・28年度に打ち上げるため、平成21年度に開始した次期衛星の製造を引き続き実施する。	-	
(30)	静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	102	893 (893)	878 (876)	895	958	台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るため、静止気象衛星により地球上の広範囲を365日24時間常に監視する。	44	-
(31)	衛星施設維持 (昭和52年度)	103	439 (361)	466 (459)	382	394	台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るため、静止気象衛星により地球上の広範囲を365日24時間常に監視するために必要な施設・設備を維持管理を行う。	44	-
(32)	国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	104	688 (688)	759 (759)	743	765	気象業務の遂行には国際協力が不可欠であり、これを担当している国際機関への分担金・拠出金。	-	
施策の予算額・執行額			24,912 (22,389)	22,730 (18,736)	25,171	20,715	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-①)

施策目標	11 住宅・市街地の防災性を向上する							担当部局名	都市局			作成責任者名	都市安全課長 笠原 勲		
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。							施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
47 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	6,466ha	平成23年度	3,573ha	6,158ha	6,466ha	8,016ha	9,586ha		13,000ha	平成28年度	過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。				
48 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約73%	平成22年度	約67%	約73%	約78%	約77%	集計中		約84%	平成28年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成28年度の目標値約84%を設定。				
49 下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合)	約53%	平成23年度	-	-	約53%	約55%	集計中		約60%	平成28年度	地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定。				
50 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	100%(約6,000ha)	平成22年度	-	約6,000ha	5,745ha	-	-		50%(約3,000ha)	平成27年度	平成18年9月19日に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において「地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地」の整備について、大規模火災に対する最低限の安全性を、平成23年度までに確保することが位置づけられた。これに基づき施策を推進してきたところであったが、社会における住宅を取り巻く状況変化を踏まえ、住生活基本計画(全国計画)の全部変更が平成23年3月15日閣議決定された。その中において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消(最低限の安全性を確保)することが位置づけられ、密集市街地の改善整備に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることとなった。この「平成32年度末」の期限は、できるかぎり早期に最低限の安全性の確保を目指すこととして設定したものである。また、今回、政策評価基本計画の「5年以内の目標値を業績目標として設定」ということを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
51 地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じるおそれのある盛土造成地が存在する可能性がある地方公共団体のうち、大規模盛土造成地の有無等を公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	約5%	平成23年度	約5%	約6%	約5%	約9%	約8%		約50%	平成28年度	近年において指標値が伸び悩んでいるが、現在事業実施中の地方公共団体の数及び進捗状況や、変動予測調査ガイドラインの改正及び宅地耐震対策工法選定ガイドラインの策定を行ったことから、今後一層の事業の推進が図られると考えられる。さらに、ブロック会議等において地方公共団体に対し東日本大震災の教訓を踏まえた事前対策の重要性を認識させるとともに、必要に応じて個別にフォローするなど、事業の推進を強く働きかけることにより、平成28年度までに大規模盛土造成地マップの公表率を50%まで引き上げることが目標とする。 【社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)第3章のフォローアップ指標】				
52 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)	約34%	平成23年度	-	-	約34%	約41%	約46%		約70%	平成28年度	地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長のうち、実施予定から目標値を70%と設定。				
53 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	約15%	平成23年度	-	-	約15%	約31%	集計中		約100%	平成28年度	地下空間が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村全てで平成28年度までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災意識の高揚を図ることとして設定。				
54 下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)	約51%	平成23年度	-	-	約51%	約71%	約84%		約100%	平成28年度	供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体については、できるだけ早期に長寿命化計画が策定される必要があり、これらの自治体全てにおいて長寿命化計画を策定するとして設定。				
55 多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	①80% ②79%	平成20年度	-	-	-	-	集計中		①90% ②90%	平成27年度	①統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。 ②住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。				

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:25-⑦、 ⑧、⑩)	49	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	22,019	18,741	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	25、26、27、 28、29、48	
(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:26-⑧、 ⑫、⑬)	53	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248	5,225	○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。 ※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ○民間活カインノベーション推進下水道事業…再生可能エネルギーの利用促進等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	49、52、53、 54	-
(3) 住宅市街地総合整備促進事業 (平成6年度)	110	27,575 (26,393)	26,964 (26,857)	35,177	80,484	①既存市街地における老朽建築物除却、住宅・地区公共施設整備等により住宅市街地の整備を背負合的に行う事業(住宅市街地総合整備事業) ②住宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の公共施設等の整備を総合的に 行う事業(住宅市街地基盤整備事業)等 (補助率:1/2、1/3等)	50	- 27地区 1,259ha
(4) 民間活用のための下水道先端 的管理手法実証事業に関する 調査経費(平成24年度)	108	-	20 (20)	24	-	下水道施設の老朽化に伴う課題に対応するため、効率的な新技術の有効性・経済性の検証等を実施し、管路における点検調査・診断、修繕を組み合わせた効率的・先端的な管理手法を確立することにより民間活用の促進を図る。	54	- -
(5) 防災のための下水道管理手法 調査経費(平成25年度)	109	-	-	50	127	自治体が保有する下水道施設情報の収集・共有のあり方を検討し、既存の電子情報のうち必要な情報を国が一括して収集し、防災・減災に資する施策等に活用するためのシステムを構築する。あわせて、自治体データの電子化促進のため、仕様やデータ形式の規格化等について検討する。	-	下水道施設情報の収集等のためのシステム構築業務 下水道情報を一括収集し、老朽化対策等に活用するシステムを構築するため、データの集約方法やシステム概要等について検討する。
(6) 都市安全確保促進事業 (平成24年度)	105	-	340 (1)	430	240	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。 都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画又は帰宅困難者対策協議会によるエリア防災計画の作成(補助率2分の1)や、同計画に基づくソフト対策(補助率2分の1)及びハード対策(補助率3分の1)を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び官民協議会。	-	当該年度に支援を行う都市再生緊急整備協議会等数 (H26年度活動見込:15) 都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数(累計) (H30年度目標値:45)
(7) 高齢者等居住安定化推進事業 (平成22年度)	111	13,754 (11,419)	32,698 (26,989)	33,785	34,000	サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業や、先導的な高齢者・障害者・子育て世帯向けのすまいづくり・まちづくりを提案により行う事業等に対し、国がその費用の一部を補助する。(補助率:1/10、1/3等、限度額:100万円/戸等)	55	-
(8) 民間住宅活用型住宅SN整備 推進事業 (平成24年度)	112	-	2,952 (2,952)	11,869	10,000	子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと等を条件として、空き家のある民間賃貸住宅の改修工事に要する費用の一部を国が補助する。(補助率:1/3、補助限度額:100万円/戸)	6、14	-
(9) 地域における木造住宅生産体 制強化事業 (平成22年度)	113	17,920 (14,261)	9,758 (7,073)	8,077	9,000	先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物や、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備等を行おうとする者に対し、国がその費用の一部を補助する。(補助率:1/2、2/3、定額等)	-	-
(10) 災害時拠点強靱化緊急促進事 業 (平成26年度)	新26-017	-	-	-	3,000	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	-	当該年度の当該事業実施件数 帰宅困難者対策に取り組んでいる政令指定都市若しくは特別区、又は中核市、特別市、県庁所在都市の数

(11)	減災・防災まちづくり推進方策 検討調査経費 (平成25年度)	106	-	-	16	18	東日本大震災により滑動崩落被害を受けた宅地の対策事例等を分析し、今後、発生が予想される大規模地震により滑動崩落被害が発生した場合の事後対策や新規造成宅地、既存造成宅地における事前対策に関する知見をとりまとめ、宅地の安全性の向上を図る。	51	
(12)	地下街の避難対策調査経費 (平成25年度)	107	-	-	95	-	地下街は、全国のターミナル駅等を中心に78か所存在し、都市内の重要な歩行者ネットワークとしての公共的な空間を提供している。 利用者が10万人/日以上となる地下街も多数存在し、災害に備えた通路空間の安全確保が必要。 大規模地震発生時には、地上への出入口や階段等に人々が殺到することによる混乱、転倒・負傷等の事態が生じる懸念があるため、地下街の安全点検を実施するとともに、安心して避難できるような避難対策を検討し、ガイドラインを策定する。	-	本調査は、地下街の安全点検・安全性評価を行うとともに、避難シミュレーションにより想定された被害の軽減対策を検討し、「安心避難対策ガイドライン」を策定するものであり、活動指標を定めて実施するという性質のものではない。 本調査は、地下街の安全点検・安全性評価を行うとともに、避難シミュレーションにより想定された被害の軽減対策を検討し、「安心避難対策ガイドライン」を策定するものであり、成果指標を定めて実施するという性質のものではない。
(13)	大都市災害からの早期回復に向けた都市づくり方策検討調査経費 (平成26年度)	新26-014	-	-	-	15	首都直下地震や南海トラフ地震においては、首都中枢機能を含む大都市において甚大な被害が想定されることから、被害状況の把握やそれに基づく復興まちづくりを迅速に進める必要性が高い。また、発災時に必要となる避難所や防災拠点機能については、その全てを公共投資により賄うことが困難であることから、既存施設を活用するとともに、民間を活用して効果的に確保することが不可欠である。 このため、大都市災害からの早期回復に向けた都市づくりガイドラインを作成し、被災者の生活の早期回復・復興や効率的な都市の防災機能の確保を図る。	47、50、51	
(14)	下水道事業運営人材育成支援 事業委託費(平成26年度)	新26-015	-	-	-	49	国において、効率的な下水道事業の運営に必要な高度かつ先進的な知見及び取組事例等を全国の地方公共団体に普及させるため、地方公共団体の職員に対する人材育成プログラムを検討・作成し、当該プログラムを実施することにより、地方公共団体においてアセットマネジメントに必要な知見を有した人材を育成する。	-	人材育成実施自治体数 各下水道管理者におけるアセットマネジメントに関する知見を有する人材を育成
(15)	下水道事業における市町村の 広域連携等の取組に関する調査経費(平成26年度)	新26-016	-	-	-	20	文献調査やヒアリング等により、先進的な取組を実施する市町村の事例や組織体制等について収集・整理を行うとともに、県や公社、日本下水道事業団等における支援等について調査・分析を行う。さらに、類似の事業における広域連携の取組等についても参考となる事例について調査を行う。 収集した事例をもとに、事業毎に広域連携の取組内容を整理するとともに、事例の分析により、取組を進めるにあたっての効果的な進め方や実施にあたっての必要な体制等を分類・整理する。	-	下水道事業における広域連携に関するガイドラインの策定 下水道事業における広域連携・広域支援実施の促進
施策の予算額・執行額			138,306 (68,425)	148,888 (71,273)	163,612	117,319	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 ・第162回国会 施政方針演説(平成17年1月21日)(業績指標47、48) ・第166回国会 施政方針演説(平成19年1月26日)(業績指標47、48) ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)(業績指標50) ・第180回国会 施政方針演説(平成24年1月24日)(業績指標50) 【閣決(重点)】(業績指標48、49、51、52、53、54) ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-12)

施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 金尾 健司		
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
56 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防)	0%	平成23年度	—	—	0%	約16%	約22%	約77%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩落した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
56 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(②水門・樋門等)	0%	平成23年度	—	—	0%	約29%	約46%	約84%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩落した場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
57 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	—	—	0%	約33%	約48%	約57%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
58 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0%	平成23年度	—	—	0%	約13%	約19%	約75%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波(いわゆるL1津波)に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
59 人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間)	約72%	平成23年度	—	—	約72%	約74%	約75%	約76%	平成28年度	【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中核・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
59 人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(②県管理区間)	約57%	平成23年度	—	—	約57%	約58%	約58%	約59%	平成28年度	【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中核・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					

60	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸	平成23年度	—	—	約6.1万戸	約5.6万戸	約5.0万戸	約4.1万戸	平成28年度	<p>【指標の定義】 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 長期的には0戸を目指す。 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に約9割の解消を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
61	人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m ³	平成23年度	—	—	約27万m ³	約27万m ³	約33万m ³	約50万m ³	平成28年度	<p>【指標の定義】 背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
62	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49%	平成23年度	20%	30%	49%	62%	69%	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:洪水ハザードマップ作成対象となる想定している市町村数(約1,300市町村)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである 全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川)の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中(平成28年度まで)に実施されるようになることを目標とする。</p>
63	土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45%	平成23年度	—	—	約45%	約54%	約67%	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合=①/② ①:土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数 ②:土砂災害警戒区域が指定された市町村数(平成23年度末時点)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
64	リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48%	平成23年度	—	—	約48%	約59%	約62%	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%) リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山) (注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 今後5年間に対象全火山(29火山)については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
65	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所)	約46%	平成23年度	—	—	約46%	約47%	約48%	約51%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (分子)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所 (分母)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>

65	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(②主要な災害時要援護者関連施設)	約29%	平成23年度	—	—	約29%	約31%	約33%	約39%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (分子)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
66	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千区域	平成23年度	—	—	約25万9千区域	約31万区域	約35万区域	約46万区域	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
67	大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0%	平成23年度	—	—	0%	0%	約12%	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ(注1)において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム(注2)により監視できる面積の割合(以下、監視カバー率という)。 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/② ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲(監視カバー範囲)の面積 ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積 (注1)・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ (注2)・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム 【目標設定の考え方・根拠】 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにする必要があるため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
68	リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	71%	平成23年度	—	—	71%	91%	94%	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 国土交通省等とリエゾン協定を結んでいる全国の市町村の率 ※リエゾン協定:災害等により被害が発生又は発生する恐れがある場合において、適切な災害対応に資することを目的に、被災市区町村に「現地情報連絡員(リエゾン)」を派遣し、相互に必要とする各種情報を交換することについて定めたもの。 分子:リエゾン協定を結んでいる全国の市町村数 分母:全国の市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生する恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対応に資することを目的とする。 なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。 全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。</p>
69	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数	1ブロック(10%)	平成23年度	—	—	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	5ブロック(50%)	10ブロック(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数:全ブロックで実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。</p>
69	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の②参加都道府県	5団体(11%)	平成23年度	—	—	5団体(11%)	22団体(47%)	25団体(53%)	47団体(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数:全都道府県と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。</p>

69	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の③ 政令指定都市数	2団体 (10%)	平成23年度	—	—	2団体 (10%)	9団体 (45%)	10団体 (50%)	20団体 (100%)	平成28年度	【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数：全政令指定都市と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。
70	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	平成23年度	—	—	約3%	約30%	約45%	100%	平成28年度	【指標の定義】 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合(%) 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/② ①：長寿命化計画を策定済み施設数 ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設(約3,500施設) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期的の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。 主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。
71	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0台	平成22年度	—	0台	0台	0台	83台	20台	平成28年度	【指標の定義】 大規模災害発生時に迅速に調達可能な無人化施工機械(ただし、標準化されたインターフェースを装備したものに限る)の台数 【目標設定の考え方・根拠】 迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。 無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様(インターフェース)の標準化を図る。 以上から、業績指標(アウトプット)を接続仕様(インターフェース)が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。 なお、目標値は、災害は日本全国各地でも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」(各地方整備局等管内で2台程度)を平成27年度までに確保することを目標とした。

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年 度(補助))(関連26-⑧)	052	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	500,175	237,922	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。 また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄：国費率2/3等、補助：国費率1/2等)	59、60	— —
(2) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15 年度(補助))	115	176,434 (172,168)	151,232 (140,280)	136,503	126,254	ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムの容量の再編や排砂バイパスの設置等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄：国費率7/10等、補助：国費率1/2等)	59、60	— —
(3) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事 業、明治31年度(堰堤維持事 業))	116	154,987 (154,000)	144,794 (143,523)	250,612	137,452	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。	70	— —
(4) 砂防事業 (明治31年度)	117	86,877 (86,576)	77,887 (77,635)	112,730	79,563	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄：国費率2/3、補助：国費率1/2等)	65	— —

(5) 砂防管理事業 (平成20年度)	118	374 (374)	605 (605)	818	552	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	—	事業実施箇所(山系) 除石量 適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(6) 地すべり対策事業 (昭和27年度)	119	8,495 (8,489)	6,362 (6,332)	8,453	6,925	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑止する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	65	— —
(7) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	120	828 (811)	275 (275)	16	16	急傾斜地崩壊対策事業は、かけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。	65	— —
(8) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連26-⑬)	121	12,091 (10,575)	84,642 (79,253)	50,353	25,782	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	56.57, 58	— —
(9) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:26-⑧、⑪、⑬)	053	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248	5,225	○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道・・・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道・・・低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道・・・大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ①民間活カインベション推進下水道事業・・・再生可能エネルギーの利用促進等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	60	— —
(10) 水害等統計作成経費 (昭和36年度)	122	14 (11)	14 (12)	14	14	①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最的確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。	—	調査結果の項目数 全国における水害による被害実態を網羅的に調査・分類し、それらの経年変化をとりまとめる統計書を作成するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。 なお、本事業(水害統計作成)は、上記のように全国における水害による被害実態及びそれらの経年変化をとりまとめる統計書を作成することが目的であり、従前から、 ・河川整備計画や事業評価において必要となる過去の水害実績等の資料 ・治水事業の必要性や効果を示すための資料 など 河川に係る行政施策の実施に必要な基礎資料として活用されているところである。

(11)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	123	20 (19)	20 (20)	20	19	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	—	全国の洪水予報施設の運営 洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、迅速な情報の伝達を行い、水害の防止・減災に資する。(観測施設や警報施設等の保守管理や電力供給を行うものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。)
(12)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	124	42 (41)	42 (39)	42	40	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。 また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	—	全国の河川水理調査箇所数 河川の水位・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積し、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資する (長期的に水文データを整備するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない)
(13)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	125	9 (9)	9 (9)	9	8	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。 また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	—	全国833箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数 河川の水位・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積し、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資する (長期的に水文データを整備するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない)
(14)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	126	105 (96)	100 (99)	100	96	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	—	全国505の洪水予報施設の更新 洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、迅速な情報の伝達を行い、水害の防止・減災に資する。(老朽化した施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。)
(15)	防災ソフト施策の高度化・充実に関する調査・検討経緯 (平成25年度)	127	-	-	56	26	警戒避難マニュアルの作成や災害被害の予測手法の開発等を行い、それらを活用した地方公共団体の防災能力を向上させるための技術的支援等を行うことにより、何としても人命を守る防災体制の構築を進める。	—	○水災害警戒避難支援マニュアルに係る検討・災害事例等実態調査等報告書 ○総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務報告書 ○広域TEC-FORCE活動計画作成に係る検討報告書 ○ソフト手法による水害対策の導入可能性に関する検討・調査報告書 防災ソフト施策による防災・減災対策の高度化・充実を図る。(防災ソフト施策による防災・減災対策の検討等を対象としたものであって、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)
(16)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	128	-	-	65	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、設立が予定されている国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。	—	会議開催数(準備プロセスに係るものを含む) 会議(準備プロセスに係るものを含む)に参加した各国政府・国際機関の数

(17)	新興国における水防災技術の現状に関する調査・検討経費 (平成26年度)	新26-018	-	-	-	16	我が国の河川管理については、気候変動の影響に伴う水関連災害の激甚化傾向を踏まえ、洪水・濁水等のリスクに対しても被害の最小化に資する更なる対策の必要性の検討が求められており、世界各国の知見を活用する等により水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化を図る必要がある。このため、気候変動に伴う脆弱性の増大に対する世界各国の対応策等の近年の動向や新興国等の水防災技術の現状を把握することにより、我が国の水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化を推進する。	-	海外における水関連災害の調査件数 (海外における水関連災害は年間に何件発生するかは予測できず、かつ、すべての水関連災害を対象とするわけではないため、活動見込を定めて実施する性質のものではない。) 我が国の水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化による水害等の災害による被害軽減 (我が国の水防災技術・河川管理の検討を対象としたものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)
(18)	砂防設備等の点検・維持管理 検討経費 (平成26年度)	新26-019	-	-	-	5	砂防設備等は全国各地に多数存在し、各現場毎に目視点検により異常を把握し、必要に応じて詳細な点検や対策を行ってきた。近年、集中豪雨の増加や砂防設備等の老朽化等により、様々な形態の損傷が増えてきており、砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的に維持管理・更新を行う必要がある。 適切に砂防設備等の維持管理を行うため、「定期点検(目視点検)」による評価指標や、詳細点検や対策実施にかかる判断指標について、全国の都道府県の整備状況を包括的に把握している国が率先して検討を行い、「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」として、具体的な基準や指標をとりまとめた全国に周知する。	-	「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」作成のための検討報告書 砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的な維持管理を図る。 (点検方法等を取りまとめた「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」を作成するものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。)
(19)	深層崩壊に起因する大規模土砂災害対策ガイドラインの作成 (平成26年度)	新26-020	-	-	-	5	平成23年9月の台風第12号の大雨による紀伊半島での被害など、深層崩壊に起因する大規模土砂災害は、緊急対策によって被害が軽減し得た一方で、事前の対策が困難であったことから被害が軽減し得なかった事例も多数生じた。 近年、深層崩壊に関する調査研究が進展し、深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対する事前対策も可能となってきたことから、緊急対策のみならずハード、ソフト両面からの事前対策も含めた総合的な対応が求められている。 そこで、本事業では、対策検討の基本となる想定被害の検討を行い、深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対応したソフト対策及びハード対策を検討するとともに、ソフト対策とハード対策を効果的に融合させた総合的な対策を行うためのガイドラインを作成する。	-	深層崩壊に起因する土砂災害被害想定ガイドライン(案)の作成 深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対応した被害想定を行う手法を検討し、深層崩壊発生で起こり得る多様な現象の被害想定を把握すること。(深層崩壊に起因する土砂災害被害想定ガイドライン(案)を作成するものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。)
(20)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	129	-	-	4	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施 河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすこと。(定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)
(21)	火山地域における土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドラインの作成経費 (平成25年度)	130	-	-	4	3	地熱発電開発に伴う各種調査や地熱発電所の稼働が火山地域における土砂災害の発生に与える影響を分析するとともに、地熱発電による安定的な電力供給と地域の人命・資産を地熱開発に伴う土砂災害から保全するため、火山地域における安全な地熱発電に向けた注意点や要規制内容をとりまとめたガイドラインの策定を行う。	-	火山地域における地熱開発に伴う土砂災害発生を考慮したガイドライン作成のための検討報告書 地熱開発による土砂災害の発生を未然に防止するためのガイドラインを作成するものであり、成果指標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。
(22)	海岸事業 (昭和24年度)(関連26-④、⑬)	023	9,186 (9,133)	9,583 (9,569)	16,678	9,751	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業：国10/10、2/3	57	- -
(23)	海岸事業(直轄) (直轄：昭和47年度)(関連26-④、⑬)	027	11,368 (11,358)	8,880 (8,879)	10,343	9,492	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	57	-

(24) 海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連26-⑬)	131	338 (338)	2,330 (2,330)	2,699	207	東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、来襲する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸閘の自動化・遠隔操作化等)を実施。	57	— —
(25) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	114	27,028 (6,304)	21,300 (12,308)	17,900	17,811	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、次に発生する災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等、再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置するなど、事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。	—	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) (30件(H25年度)) 年度によって災害等の発生状況が変化するため、定量的な 成果目標は設定できない。
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		1,672,524 (131) (1,241,203) (131)	2,383,858 (89) (1,312,885) (89)	2,506,171 (239)	602,333	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)、第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)、第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)、第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-13)

施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課			作成責任者名	海岸室長 五道 仁実 海岸・防災課長 守屋 正平			
施策目標の概要及び達成すべき目標	海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				<p>【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等(堤防、護岸、胸壁)の整備率=①/② ①:東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸の海岸堤防等の総延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長 ②:上記対象海岸の海岸堤防等の総延長 【目標設定の考え方・根拠】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地では、平成27年度末までに復旧を完了させる予定である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>					
72 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	約28%	平成23年度	-	-	約28%	約31%	集計中	/	約66%	平成28年度	<p>【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了するため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>					
73 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合	約78%	平成23年度	-	-	約78%	約80%	集計中	/	約85%	平成28年度	<p>【指標の定義】 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合=①/② ①:侵食海岸の汀線防護が完了している延長 ②:侵食海岸の汀線防護を実施すべき延長 【目標設定の考え方・根拠】 長期的には100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>					
74 最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	0%	平成23年度	-	-	0%	約14%	約53%	/	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 最大クラスの津波ハザードマップ作成対象市町村数のうち津波ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:津波ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:津波ハザードマップ作成対象となる想定している市町村数(約180市町村) 本指標は、最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることにより、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。 【目標設定の考え方・根拠】 最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることは、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである。 平成28年度までに最大クラスの津波(発生頻度は極めて低いものの、発生すれば大きな被害をもたらす津波)で人的被害が発生または発生することが懸念される市町村(東日本大震災で死者・行方不明者が発生した沿岸市町村及び、東海・東南海・南海地震で同様の被害が懸念される市町村)において、計画期間中に100%の実施を目標とする。</p>					

75	下水道津波BCP策定率(BCP:事業継続計画)	約6%	平成23年度	—	—	約6%	約9%	約15%	100%	平成28年度	【指標の定義】 東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場のうち、津波を対象とした下水道BCPを策定した割合 (分母)東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場数 (分子)津波を対象とした下水道BCPを策定した下水処理場数 【目標設定の考え方・根拠】 東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場については、できるだけ早期に下水道BCPを策定する必要があり、その全てについて平成28年度までに津波を対象とした下水道BCPを策定することとして設定。
76	海岸堤防等の老朽化調査実施率	約53%	平成23年度	—	—	約53%	約72%	集計中	約100%	平成28年度	【指標の定義】 東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、老朽化調査を実施し、対応方針の検討が実施された整備後概ね40年を経過した海岸堤防等の割合＝①/② ①東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等のうち、老朽化対策の要否について検討がなされている延長 ②東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等の延長 【目標設定の考え方・根拠】 1970年以前に整備された海岸堤防等については、できるだけ早期に老朽化調査を実施し、対応方針を検討する必要があるため、平成28年度までに約100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 海岸事業 (昭和24年度)(関連26-④、 ⑫)	023	9,186 (9,133)	9,583 (9,569)	16,678	9,751	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3	57、72、 73、76	— —
(2) 河川・海岸等復興関連事業(水 管理・国土保全局所管)(東日 本大震災関連) (平成23年度)(関連26-⑫)	121	12,091 (10,575)	84,642 (79,253)	50,353	25,782	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	57、72、 73	— —
(3) 海岸事業(直轄) (直轄:昭和47年度)(関連26- ④、⑫)	027	11,368 (11,358)	8,880 (8,879)	10,343	9,492	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	57、72、73、 76	—
(4) 海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連26-⑫)	131	338 (338)	2,330 (2,330)	2,699	207	また、東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、襲撃する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸閘の自動化・遠隔操作化等)を実施。	57、72	— —
(4) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:26-⑧、 ⑪、⑫)	053	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248	5,225	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ①民間活力イノベーション推進下水道事業…再生可能エネルギーの利用促進等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	75	— —

施策の予算額・執行額	29,805 (20,854)	38,649 (23,035)	41,947	27,723	【施政方針】 第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)
------------	--------------------	--------------------	--------	--------	--

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-14)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官			作成責任者名	運輸安全管理官 山口 一朗		
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
77	主要なターミナル駅の耐震化率	89%	平成23年度	-	88%	89%	90%	集計中	100%	平成27年度	中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。				
78	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	毎年度	列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である(第9次交通安全基本計画)。				
79	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数)	513人	平成20年	468人	490人	447人	466人	434人	380人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で死者数半減(平成20年513人を10年後に250人)				
79	事業用自動車による事故に関する指標 (②事業用自動車による人身事故件数)	56,295件	平成20年	51,510件	51,061件	49,080件	45,346件	42,425件	43,000件	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で人身事故件数半減(平成20年56,295件を10年後に3万件)				
79	事業用自動車による事故に関する指標 (③事業用自動車による飲酒運転件数)	287件	平成20年	207件	177件	151件	121件	126件	0件	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 飲酒運転ゼロ				
80	商船の海難船舶隻数	497隻	平成18～22年の平均	460隻	475隻	353隻	422隻	379隻	447隻	平成27年	第9次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する海難隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。)を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに、約1割削減する。)に準じた目標設定とし、平成18年～平成22年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(497隻)と比較して、平成27年までに1割削減(447隻以下)とする。				
81	船員災害発生率(千人率)	11.0‰	平成20～24年度の平均	11.1‰	10.9‰	10.5‰	11‰	集計中	9.6‰	平成25～29年度の平均	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。平成25年度は、同年度を初年度とした第10次基本計画期間である。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値(11.0‰)に比べ13%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。				
82	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	毎年度	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。				
83	国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	11.6件	10.4件	11.2件	10.8件	10.2件	10件	平成25～29年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5か年平均値)を現況値(平成20年～24年の5か年平均値)の約1割減とすることを目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。				
関6	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	-	-	-	-	-	39人	90人	約150人	平成27年度	公共交通事故被害者支援員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。				
関6	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)	-	-	-	-	-	134箇所	722箇所	約150箇所	平成27年度	「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。				
関7	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82%	平成23年度	-	-	82%	87%	集計中	100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。				

関8	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置	94%	平成23年度	-	-	94%	96%	集計中		100%	平成28年 6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関8	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ②運転状況記録装置	85%	平成23年度	-	-	85%	89%	集計中		100%	平成28年 6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 運輸安全マネジメント制度の 充実・強化 (平成18年度~)	132	48 (35)	36 (31)	38	39	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する安全教育・協働を促すためのシンポジウムの開催等を行っている。	78,79,80,83	- -
(2) 公共交通における事故発生時の 被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	133	-	6 (1)	4	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、本省に常設の窓口を設置 ・重大な公共交通事故発生時に、上記相談窓口についての周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成	関6	研修の開催数(平成26年度は年2回実施予定) -
(3) 鉄道施設総合安全対策事業 (平成20年度)	134	83 (77)	1,507 (83)	83	83	【鉄道施設老朽化対策事業】 地域鉄道の橋りょう、トンネル等であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める耐用年数を超えて使用しており、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	鉄道施設老朽化対策事業を実施している箇所数 -
(4) 鉄道防災事業 (昭和53年度(一般防災)、平成11年度(青函))	135	411 (410)	1,714 (547)	1,277	1,119	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事が完了した箇所数
(5) 本州四国連絡橋(本四備讃線) 耐震補強事業 (平成22年度)	136	-	750 (750)	5,679	3,301	本州四国連絡橋(本四備讃線)を保有する(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強、落橋防止対策等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。	-	- -
(6) 踏切保安設備整備 (昭和36年度)	137	149 (108)	107 (72)	107	107	踏切道改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2または1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する	-	踏切保安設備の整備箇所数 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す(第9次交通安全基本計画)
(7) 鉄道技術基準等 (平成14年度)	138	141 (131)	147 (138)	146	145	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①橋りょう等の新しい構造の設計方法や老朽化した構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両挙動の分析、鉄道の磁界に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④海外の鉄道の技術基準に関する調査研究 等を実施。	78	調査件数等 -
(8) 鉄道安全対策等 (平成15年度)	139	63 (62)	62 (46)	61	69	鉄道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取組が適切であるか等について保安監査を実施するほか、鉄道の保安度向上に資するため、国土交通省と鉄道事業者等で構成する保安連絡会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	78	保安監査の実施回数、保安連絡会議の開催回数
(9) 鉄道施設安全対策事業(鉄道 施設の耐震対策) (平成23年度)	140	812 (319)	1,752 (18)	2,038	1,960	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。 また、首都直下地震及び南海トラフ地震において強い揺れが想定される地域における、緊急輸送道路等と交差又は並行する鉄道の橋りょう・高架橋・乗降客1日1万人以上の駅(地平駅を除く)及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上の路線又は空港アクセス線の高架橋等の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	80	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(10) 鉄道施設安全対策事業(鉄道 施設の戦略的維持管理・更新 の推進) (平成25年度)	141	-	-	853	202	地方鉄道事業者が保有する橋りょう、トンネル等の土木施設で、長寿命化に資する補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	長寿命化に資する施設の改良を実施している事業者数 -

(11)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (昭和33年度)	461	68 (62)	68 (51)	168	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	—	— —
(12)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧)(東日本大震災関連) (平成23年度)	461	6,562 (4,537)	2,250 (710)	900	—	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	—	甚大な被害を受けた被災鉄道に対する災害復旧事業を施工する路線数 甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数
(13)	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇 (平成25年度)	—	—	—	—	—	切迫性や被害の影響度の大きい首都直下地震及び南海トラフ地震に備え、より多くの鉄道事業者の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路等の公共的な機能も考慮し、当該地域において強い揺れが想定される地域における利用者の多い駅や路線等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。	80	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(14)	鉄道の安全性向上設備に係る税制特別措置 (平成11年度)	—	—	—	—	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	78	— —
(15)	自動車監査担当官専門研修の実施 (平成13年度)	—	2 (1)	1 (1)	0	—	各地方運輸局等において自動車監査業務に関して基礎的な知識を有する者を対象に、高度な監査能力の習得を図るため、最新の関係法令知識、行政手続法の解説及び最新の行政不服審査請求等の講義の他、法令違反の隠蔽等の各地方運輸局及び運輸支局における悪質な監査・処分事案についての実施・対処方法を討議し、同類事案等に対する適切な対応を目的とした事例研究を実施している。	79	自動車監査担当官専門研修実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(16)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	142	64 (52)	111 (101)	44	49	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	79	①自動車運送事業者に対する監査実施件数 ②自動車運送事業者に対する行政処分等件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(17)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	143	25 (25)	25 (25)	45	27	タクシー業務適正化特別措置法に規定する指定地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国13ヶ所の指定地域における運転者登録(法人・個人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	—	全国13指定地域で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(18)	新技術に対応した整備技術の高度化促進方策事業 (平成22年度)	144	4 (2)	7 (5)	4	0	・自動車の新技術の利用の拡大に伴い、故障を診断し必要な整備を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及に向けた標準仕様や普及促進策等の検討。 ・学識経験者、自動車関係団体等による検討会。 ・報告書の作成	79	検討会開催実績 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(19)	自動車保安対策 (昭和41年)	145	31 (22)	27 (19)	32	28	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	79	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(20)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年)	146	2 (2)	1 (1)	2	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	—	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(21)	自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な次世代ITSに関する検討 (平成24年度)	147	—	—	20	—	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ部)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全、安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	—	官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した渋滞対策の実証実験を実施 自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な道路交通の実現
(22)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年)	149	10 (9)	9 (8)	13	25	各種安全対策の実施にも関わらず、海難隻数は概ね横ばいであり、そのうちの約半数を占める衝突の多くは人的要因に起因している。こうした状況を踏まえて、人的要因等の事故の背景にある船舶を取り巻く社会環境の変化をも考慮した効果的な安全対策をソフト・ハード一体となって総合的に推進するため、EQUASIS監督委員会にて定めた国際的船舶データベース(2012年は月間1,900,000アクセス)運営費の日本国分担当の支出等を実施する。	80	— —

(23)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年度)	150	222 (170)	242 (197)	235	207	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STOW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	80	-
(24)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	152	209 (173)	225 (179)	216	208	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	80	-
(25)	ポーツテートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	153	106 (81)	101 (67)	110	95	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	80	-
(26)	内航海運の競争力強化に向けた安全・環境性能向上(平成23年度)	154	14 (12)	42 (40)	14	0	人間工学的な視点を取り入れたブリッジの構造・配置設計や省力化効果のある新技術について、安全性・有効性を検証し、これらを活用したブリッジの構造・配置や搭載機器の安全性向上・省力化に向けたガイドライン等を策定する。また、より省エネに資する連航を行うことが可能となるよう、安全性を確保した上で航行区域の見直しを行うための調査、基準整備等を実施する。	-	-
(27)	津波発生時の船舶避難態勢の改善に向けた検討(平成25年度)	157	-	-	13	0	東日本大震災では、津波による船舶への被害が発生し、また、今後、首都直下型地震や南海トラフ地震等が懸念される中、船舶及び旅客の安全確保に資する船舶防災対策の推進を図る。具体的には、津波から避難するにあたり必要な情報の提供・周知の方策、通信手段の確保策等の検討を行い、船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の環境整備を行う。	-	-
(28)	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	158	68,704 (59,921)	73,887 (66,068)	72,443	73,346	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。 【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	85.86	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数 本事業は空港等関連施設の維持管理事業であり、定量的な指標設定は困難であるが、空港利用者の安全性及び利便性向上を踏まえつつ、事業の改善に努めることにより航空機の安全運航を確保する。
(29)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	159	8,063 (7,017)	7,302 (6,977)	7,240	7,659	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。	82	-
(30)	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	160	2,291 (2,137)	2,313 (2,091)	2,461	2,856	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	-
(31)	航空輸送安全対策 (昭和27年度)	161	145 (144)	167 (150)	158	158	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業者業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランプインスペクション)、航空安全情報管理・提供システムによるデータの収集・分析等を実施している。	83	-
(32)	航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	162	40 (33)	38 (33)	35	33	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行おうとする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。 国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。 また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	航空の安全を確保することを目的として、航空業務を行おうとする者に対して適正に試験を行い、試験合格者に対して技能証明を交付するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(33)	国産旅客機開発に伴う安全性審査方式の導入 (平成21年度)	163	76 (54)	85 (61)	87	82	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	国産ジェット旅客機の安全運航・円滑な輸出の実現のため安全性審査を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。

(34) 国際民間航空機関分担金・拠出金 (昭和28年度)	164	636 (636)	640 (629)	669	700	<p>【事業目的】 国際民間航空が安全にかつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICA0)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICA0の設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICA0加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「航空交通管理プロジェクト」に対し、一定の拠出をしている。</p> <p>【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び効率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。</p>	—	<p>本分担金、拠出金支出に伴う活動指標及び活動実績は、各国航空当局者が集まる国際会議の場で、議論・交渉の上決定されるため、我が国のみ事情で指標を定められる性格のものではない。</p> <p>本分担金、拠出金は、各国航空当局者が集まる国際会議の場で、議論・交渉の上決定されるため、我が国のみ事情で成果指標及び成果実績(アウトカム)指標を定めて支出する性格のものではない。</p>
(35) (独)航空大学校(運営費交付金) (平成13年度)	165	2,304 (2,304)	2,012 (2,012)	1,985	2,028	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	—	航空大学校で養成した操縦士(卒業生)数:72 航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職率:100%
(36) (独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	166	103 (55)	132 (83)	93	163	航空大学校は、安定的な航空運送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	—	施設整備実施件数 本事業は航空大学校の施設整備事業であり、定量的な指標設定は困難
(37) 公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	167	165 (146)	167 (161)	165	169	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	78,80,83	— —
施策の予算額・執行額		164,535 (143,648)	167,961 (143,748)	165,237	158,074	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-15)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する						担当部局名	道路局			作成責任者名	<small>・国道・防災課 道路保全企画室(室長 福田 敬大)</small> <small>・国道・防災課 道路防災対策室(室長 吉田 敏晴)</small> <small>・環境安全課 道路交通安全対策室(室長 阿部 悟)</small>		
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
84	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	76%	平成23年度	54%	63%	76%	89%	96%	概ね100%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率については、平成28年度末までに100%にすることとされている。 ・平成23年度における長寿命化修繕計画策定率(76%)に対し、5年後の平成28年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを踏まえ目標値を設定。				
85	道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率 ※1 H20～H21に対策が完了した箇所抑止率 ※2 H20～H22に対策が完了した箇所抑止率 ※3 H20～H23に対策が完了した箇所抑止率	-	-	※1 約3.5割抑止	※2 約4割抑止	※3 約4割抑止	集計中	集計中	約3割抑止	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率については、平成28年度末までに約3割抑止することとされている。 ・社会資本整備重点計画(平成15年度～19年度)における事故危険箇所対策では、死傷事故抑止率約3割の目標を達成していることから、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前計画(平成20年度～平成24年度)と同様に約3割抑止とすることを踏まえ目標値を設定。				
86	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77%	平成22年度	-	77%	78%	79%	集計中	82%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、平成28年度末までに82%にすることとされている。 ・平成22年度の工事完了数で推移するものとして目標値を設定。				
87	通学路※の歩道整備率 ※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路	51%	平成22年度	51%	51%	52%	53%	集計中	約6割	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、通学路の歩道整備率については、平成28年度末までに約6割にすることとされている。 ・平成22年度の実績をもとに、歩道設置のほか防護柵の設置やカラー舗装等即効性の高い対策も有効に活用し安全な歩行空間を早期に確保していくことを踏まえ目標値を設定。				
88	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	54%	平成22年度	-	54%	56%	60%	集計中	68%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率については、平成28年度末までに68%にすることとされている。 ・平成22年度の要対策箇所の対策完了箇所数で推移するものとして目標値を設定。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		26年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)										
(1)	道路事業(直轄・改築等)(昭和27年度)	030-1	1,080,530 (1,075,650)	1,000,070 (998,173)	1,228,818	862,540	直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施。主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施。					114			
(2)	道路事業(直轄・交通安全対策)(昭和41年度)	169	177,990 (175,449)	179,513 (178,450)	161,485	145,282	安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、通学路をはじめとする歩行空間等の安全確保のための対策等、交通安全施設等の整備を実施。					85.87			
(3)	道路事業(直轄・維持等)(昭和33年度)	170	110,574 (110,502)	103,018 (102,888)	124,221	71,793	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間(173路線、管理延長約22,640km)を対象に、 ・巡回、清掃、除草、剪定 等 ・道路区域決定、供用開始手続き、承認・占用工事の許認可、通行の禁止又は制限等、監督処分 等 を実施。					-	道路の機能及び構造の保持 (道路の機能及び構造の保持を目的としており、定量的な指標では表せない) 道路の機能及び構造の保持 (道路の機能及び構造の保持を目的とする日常的な維持管理であり、定量的な指標では表せない)		
(4)	道路事業(直轄・修繕等)(昭和33年度)	171	127,211 (126,675)	132,160 (131,864)	280,959	131,529	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間(173路線、管理延長約22,640km)を対象に、 ・構造物の点検、橋梁・トンネル・舗装等の補修・補強、法面・斜面の防災対策 等 を実施。					-	道路の機能及び構造の保持 (道路の機能及び構造の保持を目的としており、定量的な指標では表せない) 道路の機能及び構造の保持 (道路の機能及び構造の保持を目的としており、定量的な指標では表せない)		
(5)	道路事業(補助等)(昭和23年度)	172	120,654 (119,407)	69,522 (69,320)	83,201	50,360	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。					114			

(6)	有料道路事業等 (昭和43年度)	030-3	106,162 (106,077)	121,215 (113,091)	68,859	21,441	高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること及び地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図ること等を目的とする。 首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公団から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け等	114	
(7)	道路事業(補助・除雪) (平成25年度)	176	-	-	9,834	6,716	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道のうち、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通の確保が特に必要であると指定した道路の除雪について、地方公共団体に補助を行う。 地方自治体の道路除雪費の支援については、従来、社会資本整備総合交付金により措置してきたが、降雪は自然現象であり、除雪費の支出が多くなる豪雪時に災害的な経費として、年度途中での機動的な除雪支援が可能となるよう、除雪の補助を実施する。	-	積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路交通確保 (積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域へ機動的に支援するものであり、定量的な活動指標を示すことは出来ない) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路交通確保 (積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域へ機動的に支援するものであり、定量的な成果目標を示すことは出来ない)
(8)	自転車ネットワークの着実な推進に係る検討経費 (平成25年度)	177	-	-	91	77	各地域において、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等が進むよう、以下の検討を行う。 (1)自転車ネットワーク計画作成の促進に係る検討 (2)自転車通行空間の設計に係る検討 (3)自転車利用環境整備のためのガイドラインの充実・改善に係る検討	-	ガイドラインの改善・充実のための調査 (本事業は、ガイドラインの改善・充実のための調査を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 自転車ネットワークの着実な推進に係る検討 (本事業は、自転車ネットワークの着実な推進に係る検討を行うことを目的としており、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない)
(9)	不法占用対策に係る調査検討業務経費	新26-022	-	-	-	10	直轄国道事務所を中心に地域が構成する協議会等と一体的に実施する不法占用対策に係る取り組みを調査する。また、これらの効果及び課題等を検証し、効果的な不法占用対策を検討する。	-	不法占用対策に係る取り組みの調査 (本事業は、不法占用対策に係る取り組みの調査を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 効果的な不法占用対策の検討 (本事業は、効果的な不法占用対策を検討するものであって、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない)
(10)	運転支援技術の飛躍的向上等による安全で円滑なITSに関する検討経費	新26-023	-	-	-	139	道路側と車両側の連携サービスに必要となる検討事項の整理、道路側データの有効性・整備手法の検討及び車両の位置特定技術に関する検討を行い、安全性の向上等を図る。	-	官民連携による道路側データや位置特定技術等を活用した実証実験 (本事業は、官民連携による道路側データや位置特定技術等を活用した実証実験を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 運転支援技術の飛躍的向上等による安全で円滑な道路交通の検討 (本事業は、運転支援技術の飛躍的向上等による安全で円滑な道路交通の検討を目的としており、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない)
(11)	大規模災害時における情報収集の高度化による初動の強化に関する検討経費	新26-024	-	-	-	62	大規模災害時において、官民が保有する自動車のプローブ情報や通行規制情報等について、各機関と連携を図りデータを同一地図上に表示し、被害状況等を速やかに把握することにより、初動の強化を図る。	-	自動車のプローブ情報等(ビッグデータ)を電子基盤地図上に表示 (本事業は、大規模災害時における自動車のプローブ情報等(ビッグデータ)の電子基盤地図上への表示を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 大規模災害時における情報収集の高度化による初動の強化 (本事業は、大規模災害時における情報収集の高度化による初動の強化を目的としており、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない)
(12)	大型車両の道路適正利用に係る調査検討経費	新26-025	-	-	-	9	道路構造物の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められているところであるが、依然として、多くの重量制限等を超過する特殊車両通行許可違反の車両が通行している。 違反の車両に対する措置としては、これまでも取締りや指導を講じてきたところではあるが、より実効性のあるものとするため、違反実態等を分析し、新制度・新法に基づく新たな取締り・指導の効果を検証しつつ、今後の取締りに必要な措置を講ずるための調査・検討を実施する。	-	違反状況調査分析、新通達・改正道路法に基づく取組の効果検証 (本事業では、違反状況調査等を行うこととしており、活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 違反者に対する取締の実効性の向上に向けた検討 (本事業は、違反者に対する取締の実効性の向上に向けた検討を目的としており、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない)

(13) 道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費	新26-026	- -	- -	- -	113	道路構造物の予防保全の着実な実施に向け ・適切な判断の出来る道路管理者、適切な点検ができる点検技術者の確保 等 ・道路構造物のメンテナンスサイクル構築・運用支援や、データベースにより蓄積されたデータの分析・活用検討 等 を実施。	道路構造物の予防保全に資する人材育成、道路構造物データの分析等 (本事業では、道路構造物の予防保全に資する人材育成、道路構造物データの分析等を行うものであり、活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 道路構造物の予防保全の着実な実施に向け、点検の信頼性の向上、メンテナンスサイクル等の導入等の検討(本事業は、道路構造物の予防保全の着実な実施に向けた検討を行うことを目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		669,055 (1,785,903) (507,256) ((1,302,387))	834,260 (2,197,421) (561,263) ((1,375,295))	797,901 (2,137,319)	381,069	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	第186回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-16)

施策目標		16 自動車事故の被害者の救済を図る						担当部局名	自動車局		作成責任者名	大臣官房参事官(保障制度) 吉田耕一郎		
施策目標の概要及び達成すべき目標		現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
89	自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	平成22年度	24.5%	34.1%	40.6%	46.3%	49.5%		60.0%	平成28年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。 ・目標値については、平成22年度中に重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅へ訪問を行ったのは重度後遺障害者の内約3割となっていたため、限られた人員で効率化を図りながら、平成28年度までに6割以上の方へ訪問支援サービスを行うことを目標値として設定。			
達成手段(開始年度)		26年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
			23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)									
(1)	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払(昭和30年度)	0181	4,147 (3,455)	4,131 (2,503)	4,025	3,750	ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施することにより、自動車事故の被害者救済を図る。				-	使途がひき逃げや無保険車による事故の被害者に対する救済であり、成果目標等を定めて実施するという性質のものではない。		
(2)	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行(昭和42年度)	0182	720 (720)	720 (720)	720	720	自動車事故に係る損害賠償問題、自賠責の保険金の支払いに関する紛争について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談、指導、調停等を受けられる環境の整備を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。				-	相談件数:49,597件 申請受付件数:1,058件 示談あつ旋件数:2,080件		
(3)	自動車事故による被害者遺族等に対する支援(昭和51年度)	0183	108 (76)	101 (41)	87	64	交通遺児に対してその育成のための資金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備することにより、自動車事故被害者の救済を図る。				-	使途が交通遺児の育成資金の安定給付であり、また、死者が減少にある中で基金への加入については交通遺児の申請によるものであることから、成果目標等を定めて実施するという性質のものではない。		
(4)	自動車事故による被害者対策の充実(昭和42年度)	0184	3,508 (3,253)	3,586 (3,281)	3,619	3,624	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者の介護に要する費用の支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備等に要する経費の補助 ・自動車事故現場における負傷者への迅速かつ適切な応急処置方法の普及のための自動車事故救急法講習事業に要する経費の補助を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。				-	介護料延べ受給者数:19,264人 自動車事故医療体制整備事業に要する経費の補助対象箇所数:42ヵ所 自動車事故救急法講習事業の補助事業者数:2者		
(5)	自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)(平成19年度)	0185	785 (734)	811 (517)	1,077	1,008	衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施することにより、自動車事故の発生を防止する。				-	補助金交付件数:3,030件		
(6)	自動車事故を防止するための取組支援(平成21年度)	0186	40 (15)	40 (26)	40	40	自動車運転者等に対して行う安全運転に関する知識及び運転技術の向上を図る研修等の経費を補助することにより、自動車事故の発生防止を図る。				-	補助事業者数:10者		
(7)	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金(平成15年度)	0187	7,144 (7,144)	6,943 (6,712)	6,772	6,893	・交通事故により遷延性意識障害(植物状態)に陥った被害者を治療する療養センターの設置・運営 ・在宅介護家族への情報提供等の精神的支援 ・交通事故により保護者が死亡したり重度後遺障害者となった世帯の子供への育成資金貸付、家庭相談等の精神的支援 ・自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車の安全性能に関する評価を行うことにより、自動車事故の被害者の救済を図る。				89			

(8) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費 (平成15年度)	0188	380 (357)	379 (350)	405	404	交通事故により遷延性意識障害(植物状態)に陥った被害者を治療する療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。	-	(独)自動車事故対策機構の中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数 療護センターにおける脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数)
(9) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化 (平成26年度)	新26-027	-	-	-	58	事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故について、その原因分析の深化を図り、事故の要因や事故に至った背景等について必要な情報を収集するなど、より高度かつ複合的な調査分析の実現を図るとともに、より客観性、実効性のある再発防止対策の提言を得る。	-	事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言
施策の予算額・執行額		17,393 (16,198)	16,996 (14,326)	16,745	16,562	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-17)

施策目標		17 自動車の安全性を高める						担当部局名	自動車局技術政策課			作成責任者名	技術政策課長 江角 直樹			
施策目標の概要及び達成すべき目標		車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	85.0%		27年度							
90 衝突被害軽減ブレーキの装着率		16.2%	22年度	4.3%	16.2%	43.8%	54.4%	54.4%		85.0%	27年度	車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成27年度までに85.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものを。				
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)								
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)												
(1) 車両の安全対策 (昭和39年)	189	238 (236)	247 (238)	261	221	自動車等の技術に関して基準の国際標準化を推進するために、自動車の国際基準の策定に必要な基礎調査を実施するとともに、自動車の安全基準の拡充・強化及び先進安全自動車(ASV)の開発・実用化に必要な技術評価等の調査を行う。	-									
(2) 独立行政法人交通安全環境研究所運営費交付金(審査勘定) (平成13年度)	190	822 (822)	821 (793)	862	928	自動車の安全確保・環境保全を図るため、交通安全環境研究所に自動車等の審査及びびりコールに係る技術的検証を行わせる。	-									
(3) 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費(審査勘定) (平成13年度)	191	119 (116)	119 (116)	1,112	297	自動車の安全確保・環境保全を図るため、交通安全環境研究所に自動車等の審査を行わせるための施設等を整備する。	-									
(4) 自動車検査独立行政法人運営費交付金 (平成14年度)	198	910 (910)	883 (883)	830	828	道路運送車両法に基づく自動車の安全・環境基準への適合性審査に必要な検査機器を整備する。	-									
(5) 自動車検査独立行政法人施設整備費 (平成14年度)	199	1,540 (1,308)	1,587 (1,552)	2,407	2,429	道路運送車両法に基づく自動車の安全・環境基準への適合性審査に必要な施設等を整備する。	-									
施策の予算額・執行額		3,629 (3,393)	4,659 (3,582)	5,481	4,704	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし									

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-18)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					担当部局名	海上保安庁		作成責任者名	総務部政務課長 一見 勝之	
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
91	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件 平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件		0件	毎年度	平成25年4月には、ボストンマラソン爆弾テロ事件が発生し、多数の死傷者が発生するなど、オリンピックを控えた我が国にとってもテロ未然防止は重要な課題である。 我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラ施設や旅客ターミナル、海水浴場等の多くの集客がある施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。 テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに、万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止又は軽減することが可能である。 このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による重要インフラ施設等の監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。	
92	要救助海難の救助率	95.2% 平成18年～平成22年の平均	94%	96%	95%	96%	96%		95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成23年3月31日に閣議決定された第9次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保とすることが目標として掲げられている。	
93	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	0件 平成14年度	1件	0件	0件	0件	0件		0件	毎年度	ふくそう海域で過去に発生した大規模海難(平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらまとCARINA STAR号の事故)の社会的影響の重大性に鑑みて、毎年度発生数0件を目標とする。 【社会資本整備重点計画第3章 海上交通の安全強化に関する指標】	
関9	航路標識の自立型電源導入率	82% 平成23年度			82%	84%	85%		86%	平成28年度	航路標識用電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合 【社会資本整備重点計画第3章 災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】 ※ 電源が必要な航路標識5,285基中の大電力を使用しない航路標識4,564基の率であり、大型灯台や海上交通センターといった導入が困難な航路標識を除く全ての基数となっている。	
達成手段(開始年度)		26年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)
			23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)							
(1)	航路標識整備事業費(昭和23年度)	195	4,234 (4,218)	3,975 (3,963)	6,689	3,284	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化)等)を行っている。				93 関9	
(2)	巡視船艇の整備に関する経費(昭和23年度)	196	21,750 (20,992)	35,574 (33,454)	39,685	22,182	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。				91 92 93	
(3)	巡視船艇の整備に関する経費(東日本大震災関連)(平成23年度)	197	8,034 (6,825)	6,300 (4,125)	2,626	2,633	海上保安庁では、東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、曳航能力、救援物資等の輸送能力、給水能力等の災害対応能力を向上させた巡視船艇を整備する。				91 92 93	

(4)	航空機の整備に関する経費 (昭和23年度)	198	8,257 (8,068)	14,027 (13,943)	8,605	7,189	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	91 92 93	
(5)	巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	199	26,662 (26,659)	29,923 (29,821)	28,396	26,510	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	91 92 93	
(6)	航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	200	7,082 (6,880)	8,240 (7,995)	7,760	8,184	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	91 92 93	
(7)	治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	201	6,751 (6,714)	7,399 (7,327)	7,172	7,493	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。	91 92	
(8)	環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	202	98 (98)	96 (96)	101	102	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。	-	-
(9)	海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	203	1,571 (1,562)	3,925 (3,918)	492	601	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適切に対処するため、領海警備体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備や、乗組員用の宿舍建設等を行っている。	91 92	
(10)	情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	204	5,624 (5,488)	4,603 (4,395)	5,190	4,797	海上保安庁は、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。 これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。	91 92	
(11)	海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	205	2,067 (2,045)	1,920 (1,900)	1,985	1,788	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びぶくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	93 関9	
(12)	海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	206	917 (902)	844 (931)	2,454	1,013	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化した、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	海図の新刊、改版、及び補正図の合計刊行回数600回

(13) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	207	1,071 (928)	2,278 (2,277)	1,168	749	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数446日 -
施策の予算額・執行額		120,100 (107,195)	128,385 (114,342)	115,971	85,954	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安部内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 「日本を「世界一安全な国」にしていかなければなりません。(中略)社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。」	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-19)

施策目標	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する							担当部局名	総合政策局物流政策課			作成責任者名	物流政策課長 金井 昭彦	
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を推進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
94 国際船舶の隻数	135隻	平成23年央	106隻	117隻	135隻	150隻	158隻		約230隻	平成28年央	安定的な国際海上輸送の確保のため、「日本船舶・船員確保計画」の平成21年～25年の平均増加隻数をもとに平成28年央時点で約230隻と算出した。			
95 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10%	平成22年度	10.6%	9.5%	10.8%	10.5%	集計中		約10%	毎年度	我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。			
96 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	57% (150隻)	平成24年度	41% (107隻)	45% (119隻)	52% (136隻)	57% (150隻)	61% (159隻)		100% (262隻)	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月)において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶(以下「日本船舶」)の隻数は「約450隻」と試算されたところである。 ・しかしながら、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、平成25年3月30日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、トン数税制認定事業者が所有する日本船舶数を平成20年度からの9年間で3.2倍とすることを旨とするとしている。 ・上記「基本方針」に基づき、トン数税制認定事業者が所有している平成20年度の日本船舶数74隻を3.2倍、その他の事業者は横ばいとし、平成29年には262隻に増加させることを目標値として設定するものである。 ・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準税制、船舶特別償却制度及び買換特例制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。 ・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。 			
97 マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件		0件	毎年度	<p>インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡(以下、「マシ海峡」という。)は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。</p> <p>また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマシ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー(VLCC)などは航路整備がなされていない迂回ルートの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。</p> <p>これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力(147億円)を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組みとして「協力メカニズム」が創設された。</p> <p>このようなことから、我が国としては、「協力メカニズム」の下で、航行援助施設基金委員会等の協議などを通じて、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マシ海峡の安全確保に取り組むこととしている。</p> <p>なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協力メカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。</p>			
98 内航船舶の平均総トン数	619	平成22年度	618	619	654	673	688		610	毎年度	効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していく目標設定が有効である。このため、内航船舶の平成18年度～22年度の5年間の平均総トン数610(平均総トン)の数値の維持を目標とする。			
99 国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	—	—	—	—	—	平成22年度比 1.2%減	平成22年度比 1.5%減 (速報値)		平成22年度比 5%減	平成28年度	過去のトレンドを勘案し、引き続き国際海上貨物のコスト削減を推進していくことを踏まえ、平成28年度において前回目標値とほぼ同程度の平成22年度比約5%減を設定。 (注)「前回目標値」とは、平成24年度の輸送コストにおいて平成19年度比約5%減である。			
100 国内海上貨物輸送コスト低減率	—	—	—	—	—	平成22年度比 0.5%減	平成22年度比 0.8%減 (速報値)		平成22年度比 3%減	平成28年度	過去のトレンドを勘案し、平成28年度における目標値として達成可能であると推測される平成22年度比約3%減を設定。			
101 長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6%	平成23年度	5%	6%	6%	20%	36%		100%	平成28年度	重要港湾以上の主要な係留施設については、港湾施設の中でも特に重要な施設であり、対象期間内に重点的に適切な詳細点検や維持補修等を実施し、対策実施率が100%になるよう設定。			
102 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	約54%	平成22年度	—	約54%	—	—	—		約60%	平成28年度	過去の実績値の伸び率から、平成28年度における目標値として60%を設定。			

103	国内循環資源取扱量(海運)におけるリサイクルポート指定港の国内シェア	37.5%	平成23年	38.4%	39.2%	37.5%	37.5%	集計中		40%	平成29年	リサイクルポートの取組状況と平成17～23年における国内循環資源取扱量(海運)(実績値)のシェアのトレンドから、平成29年度における目標値として40%を設定。
104	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,640万人	平成23年度	約2,510万人	約2,550万人	約2,640万人	約2,700万人	約2,810万人		約2,950万人	平成28年度	地震発生時の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、平成28年度における目標値として約2,950万人を設定。
105	日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率	10%	平成20年	—	—	—	—	集計中		5%	平成27年	国際コンテナ戦略港湾政策の具体的な指標として、平成27年に釜山等東アジア主要港におけるトランシップ率を現行の半分に縮減することとしていることから、平成27年における目標値として5%を設定。
関10	国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード(Port Security カード)の普及率	65%	平成23年度	—	—	65%	79%	—		95%	平成28年度	PSカード(Port Security カード)による物流効率化が最大限発揮されるために必要な普及率より、平成28年度における目標値として95%を設定。
関11	国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数	0港	平成23年度	—	—	0港	2港	2港		5港	平成28年度	平成28年度までに国際コンテナ戦略港湾の各港における港湾物流情報システムを中韓主要港のシステムと相互連携させることとしていることから、平成28年度における目標値として5港を設定。

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 災害に強い物流システム構築事業 (平成23年度)	208	0	379 (333)	216	160	各地域でとりまとめた支援物資物流に関する知見等を基にして、災害発生時に円滑な支援物資物流を確保する上で重要となる考え方や、そのために自治体や物流事業者において取り組むべき事項等を「マニュアル」のようなかたちで統一化し、地方運輸局を通じて、その内容を自治体や物流事業者などに普及する取組を行う。また、地方運輸局を通じてこれまで各地域において取り組んできた民間物資拠点のリストアップや官民の協力協定の締結促進については、引き続きこれを行うとともに、関係者間での連絡体制の整備や対応手順の確定、これらを検証するための訓練など、現場レベルでの具体的な取組を実施。	—	補助事業により交付した広域物資拠点数 非常に設備を設置すべき拠点数に対する実際に非常に設備を設置された拠点数の割合
(2) 海上運送対策に必要な経費 (平成21年度)	209	22 (18)	21 (16)	22	20	本事業は以下の3分野により、構成されている。 ①外航海運分野におけるアジアとの連携強化 国際海事機関(IMO)においては、海事に関する国際ルールの策定に関してはEUが主導的立場にあり、不合理なルールが数の論理で採択されるケースが見られる。このため、我が国を国際海事活動の拠点としたアジアにおける連携協調体制を確立し、国際海事活動への積極的貢献を行なうことにより、我が国の海事産業における競争力の強化、安全・環境基準設定のリードを図る。 ②外航海運対策 我が国商船隊が世界で競争していくために必要な施策の立案及び航行の安全確保を行い、外航海運の発展を図る。 ③旅客船対策・内航海運対策 旅客船事業について実態を把握し、必要な施策を立案する。内航海運について近代化を促進し、事業の安定を確保するとともに、その健全な発展を図る。	94 95 98	—
(3) マラッカ・シンガポール海峡等 航行安全対策 (平成20年度)	210	37 (28)	29 (24)	34	31	①マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生件数をゼロとする。 ②マラッカ・シンガポール海峡は、我が国の輸入原油の約8割が通過することから、我が国経済・国民生活にとって極めて重要な海峡である。最大の海峡利用国である我が国としては、国連海洋法条約に基づき、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」の下、海峡沿岸国提案の支援要請プロジェクトを推進し、同海峡の安全確保等に貢献することを目的とする。	97	—
(4) 大規模災害時における船舶の 円滑な活用の推進 (平成25年度)	211	—	—	14	52	大規模災害において、船舶は人員・物資の緊急輸送、陸上交通の代替交通機能、被災者の生活支援など極めて重要な役割を果たすものであることから、今後発生が予想される大規模災害において、船舶による緊急輸送、被災者生活支援等の活動を円滑に実施するために以下の取組を実施。 ①船舶の確保に向けた具体的方策の検討 ②大規模災害時における利用可能船舶の情報管理体制の構築 ③災害時の船舶活用に関する実務手順の円滑化	—	—
(5) 港湾整備事業 (昭和25年度)	212	2,228 (2,228)	6,414 (6,414)	15,643	171,227	国際・国内の海上輸送ネットワークの構築とによる国民経済の健全な発展や国民生活の質の向上等を図ることを目的として、国又は港湾管理者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備等を行う。	99～105 関10	—
(6) 改正SOLAS条約等を踏まえた 総合的な港湾保安対策 (平成17年度)	214	14 (12)	11 (9)	12	11	2001(H13)年9月11日に勃発した米国同時多発テロを契機に改正SOLAS条約が2004(H16)年7月より発効した。同条約に規定された締約政府の義務を果たすため、国は全国統一的な観点から国際埠頭施設の管理者が定める埠頭保安規程の承認や立入検査等を行い、同施設の管理者は当該施設に係る保安対策を実施している。このような中で、国による保安対策の確実な実施及び迅速な情報伝達体制の維持等を図ることにより、我が国の国際港湾において全国的に一定の保安水準を確保し、危害行為の防止に努めることを目的とする。	—	—
(7) 港湾広域防災拠点支援施設の 維持管理に必要な経費 (平成20年度)	215	33 (33)	48 (48)	50	50	大規模災害発生時に基幹的広域防災拠点の機能が早急に発揮されることを目的とした「港湾広域防災拠点支援施設」を国において整備しており、川崎港東扇島地区においては平成20年度から、堺港北港堺2区においては平成24年度から供用開始しているところ。当該施設が、発災時において有効に活用されるため、日常の維持・管理を適切に実施しているものである。	104	—

(8)	基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練に必要な経費(平成20年度)	216	21 (21)	27 (27)	24	24	首都直下地震や近畿圏直下地震等の大規模災害時に、川崎港東扇島地区及び堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点が首都圏及び近畿圏における物流コントロール機能を担い、緊急物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施できるように、広域輸送訓練を実施する。	104	—	
(9)	港湾機能の高度化を図るための施設整備事業(平成17年度)	217	644 (556)	1,234 (1,198)	1,007	897	港湾施設の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体(港湾局を含む)又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、港湾の保安、安全の向上等の実現を図る。	99 100 103 105	—	
(10)	老朽化化学兵器の廃棄処理に必要な経費(平成17年度)	218	1,127 (1,125)	1,114 (1,113)	889	1,139	苅田港においては、旧日本軍が投棄したと思われる致死性の毒ガスを含む老朽化化学兵器が発見されており、港湾活動や地域活動の安全性が脅かされている状況である。苅田港及び地域の安全を確保するため、老朽化化学兵器の探査及び処理業務等を行う。	—	—	
(11)	北東アジア港湾局長会議に必要な経費(平成12年度)	220	2 (2)	7 (7)	0	2	我が国、大韓民国及び中華人民共和国の港湾の能力と効率の改善のため、港湾行政、港湾開発及び管理に関して意見交換を行うことを目的とする。	—	—	
(12)	港湾整備事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	221	5,297 (5,274)	34,117 (33,983)	38,464	—	東日本大震災により被災した港湾の早期復興を図るとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、近いうちの発生が懸念される東海、東南海・南海地震等への対策を推進すべき地域において、港湾の防災・減災機能を強化することを目的とする。	104	—	
(13)	国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等経費(平成24年度)	222	—	26 (25)	40	40	近年の国際分業の進展により、製造業や流通業においては、効率的な国際物流ネットワークの構築による、高度なサプライチェーンの形成が不可欠となっており、ICTの活用による物流体系全体の効率化が求められている。このため、本事業では、国内のコンテナ物流情報を一元的に情報提供する「コンテナ物流情報サービス(Colins)」の中でコンテナ動静情報をインターネット上で共有するシステムを用いた国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等を行う。	関11	—	
(14)	国際戦略港湾競争力強化対策事業(平成26年度)	新26-030	—	—	—	1,380	コンテナ船の更なる大型化や国際基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大することを目的としている。このためには、ハード・ソフト一体の施策を実施する必要があり、本事業ではソフト施策を対象としている。具体的には、国際基幹航路の維持・拡大に必要な貨物の集約を促進することを目的とする。	105	—	
(15)	国際コンテナ戦略港湾貨物積替機能強化実証事業(平成26年度)	新26-031	—	—	—	346	コンテナ船の更なる大型化や国際基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大することを目的としている。このためには、ハード・ソフト一体の施策を実施する必要があり、本事業ではソフト施策を対象としている。具体的には、国際基幹航路の維持・拡大のために内航船等により集約された貨物を、低コストかつスピーディに外航船に積み替えることで港湾のサービス水準を高めるとともに、関係者調整、外貨・内貨バースの隣接一体設置を目指したターミナル計画についてのガイドラインを策定し、今後の整備等に反映することで、コンテナターミナルの一体運営を促進する。	105	—	
(16)	国際戦略港湾等における港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る税制特例措置	—	—	—	—	—	国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等(上物施設)に係る税制特例を設け、港湾運営の民営化及び港湾運営会社による設備投資を促進する。	—	—	
(17)	港湾法の一部を改正する法律(平成26年度)	—	—	—	—	—	国際戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資制度を創設するとともに、国際戦略港湾のコンテナターミナルの近傍の倉庫を国の無利子貸付制度の対象に追加する。	—	—	
(18)	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	—	—	—	—	—	環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る所得税・法人税の割増償却制度及び固定資産税・都市計画税の軽減措置について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、最近の物流を巡る状況変化を踏まえた見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。	—	—	
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			287,983	386,948	406,641	182,724	〇経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(平成25年6月14日)第3章3.(2)①、第3章3.(2)② 〇経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日)第3章2.(2) 〇日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日)第Ⅱ.一.5.③、二.第Ⅱ.二.テーマ3(2)②Ⅱ 〇「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～(平成26年6月24日)第二一.5.5-1.(2)、第二一.5.5-1.(3)、第二二.テーマ3(3) 〇総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)2.(1)、(3) 〇観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)P40 〇海洋基本計画(平成25年4月26日)第2部4(1)、9(4)、11(3) 〇第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)第2章第3節、第5章第2節5(2)、第5章第3節2 〇第4次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第6節3.(3)① 〇21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)3.戦略3② 〇社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)第2章及び第3章に記載あり 〇交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会(平成19年12月) 〇国土交通省成長戦略(平成22年5月17日) 〇国土交通省技術基本計画(平成24年12月10日)別添資料(2)持③ 〇新たな情報通信技術戦略 行程表(平成24年7月4日改訂)3.(5)ii)	〈186,004〉	〈238,359〉	〈97,599〉
			(218,599)	(242,814)						
			〈〈146,017〉〉	〈〈188,209〉〉						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-20)

施策目標		20 観光立国を推進する						担当部局名	観光庁			作成責任者名	観光戦略課長 高橋 一郎		
施策目標の概要及び達成すべき目標		震災からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
106	訪日外国人旅行者数	622万人	平成23年	679万人	861万人	622万人	836万人	1,036万人	/	1,800万人	平成28年	平成32年(2020年)初めまでに2,500万人とすることを念頭に、平成28年(2016年)までに1,800万人にする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
107	国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.09泊	平成22年	2.38泊	2.09泊(2.12泊)	2.08泊(2.10泊)	2.14泊	集計中	/	2.5泊	平成28年	日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数は、世界的な金融危機による景気低迷の影響や趣味・レジャーの多様化による旅行の魅力の相対的な低下により、減少傾向にある。団塊の世代の退職に伴う余暇活動が想定ほど伸びなかったことや、年次有給休暇取得率が微増にとどまったことも一因と考えられる。減少傾向を食い止め、魅力ある旅行商品の提供や魅力ある観光地域づくりなどの施策を講ずることにより、過去5年間の実績程度に戻すことを目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。※平成22年及び平成23年実績値は推計方法の見直しによる再推計。			
108	日本人海外旅行者数	1,699万人	平成23年	1,545万人	1,664万人	1,699万人	1,849万人	1,747万人	/	2,000万人	平成28年	平成19年に閣議決定された前観光立国推進基本計画の目標値を維持し、2016年までに2000万人を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
109	国内における観光旅行消費額	25.3兆円(25.5兆円)	平成21年	25.3兆円(25.5兆円)	23.4兆円(23.8兆円)	22.4兆円	22.5兆円	集計中	/	30兆円	平成28年	2016年までに訪日外国人旅行者数1800万人、日本人海外旅行者数2000万人、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数2.5泊を達成することを前提に、これら条件の達成により見込まれる30兆円を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。※平成16年～平成21年実績値はSNA(国民経済計算)に基づいて算出。SNAの5年に1回の過去に遡及しての基準改訂が行われたため、再推計。※平成22年実績値は推計方法の見直しにより再計算。			
110	主要な国際会議の開催件数	741件	平成22年	538件	741件	598件	731件	集計中	/	5割以上増【1,111件以上】	平成28年	アジア地域の堅調な経済成長に伴うアジア域内の学会の成長等を通じた域内国際会議の開催数は拡大している。アジア最大の国際会議開催国となることを実現するため、2010年の実績(741件)の5割以上増を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
関12	訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	-	-	-	-	①43.5% ②58.2%	①40.7% ②57.8%	①43.5% ②56.5%	/	①45% ②60%	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観・自然や社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合60%とすることを目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
関13	国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」	-	-	-	-	-	①19.7% ②14.9%	集計中	/	①25%程度 ②25%程度	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観や自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易でないことや、類似の調査による結果を踏まえ、回答割合を「25%程度」を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)											
(1)	世界観光事業分担金(昭和53年度)	38 (38)	36 (36)	35	43	・世界観光機関(UNWTO)の実施事業や組織運営状況の把握を始め、加盟国や関係地域と連携を図りつつ、UNWTOに対して効率的な運用を求めていく。 ・UNWTO加盟国等は分担金を毎年義務的に拠出することが定められている。我が国も決められた分担金を拠出するもの。					106,108,109				
(2)	ASEAN貿易投資観光促進センター等拠出金(昭和56年度)	110 (110)	110 (110)	101	101	・ASEAN貿易投資観光促進センター、世界観光機関アジア太平洋センター、経済協力開発機構のより効果的な活動成果を引き出すため、実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係機関と連携を図りつつ、引き続きASEAN貿易投資観光促進センター等に対して効果的な運用を求めていく。 ・ASEAN貿易投資観光促進センター等の活動を通じて、観光交流の拡大等を目指す。					106,108,109				
(3)	観光連絡調整経費	9 (18)	19 (18)	19	19	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出するため、年次報告書として「観光白書」の作成を行う。 「観光白書」について、観光庁が提供する原稿から、グラフ・図表の作成、色彩・バランス等の工夫を施した上で、「観光白書」の紙面の校正・作成を行い、また、その紙面の印刷・製本(交通政策審議会観光分科会、国会等への提出に使用)、SGMLデータの作成作業を行う。なお、毎年、観光白書の冒頭では、その年の観光を巡る状況の特集しており、その特集を作成するための調査・分析も行う。					106,107,108, 109,110,関 12,関13				

(4) 観光統計整備事業	226	475 (441)	887 (868)	518	429	訪日外客誘致施策の更なる強化、地域が主役となった観光政策の展開が求められる中、行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、観光施策の基本インフラである観光統計の整備を着実に進めることを目的とする。 観光統計整備事業は、平成14年度の事業開始以降、調査対象の拡充等を行いつつ継続的に実施している。 平成25年度は、我が国における日本人・外国人の宿泊旅行の実態を明らかにする「宿泊旅行統計調査」、国民の観光旅行の実態を把握するとともに観光消費の経済波及効果を明らかにする「旅行・観光消費動向調査」、訪日外国人の旅行消費・再訪意向・満足度等を明らかにする「訪日外国人消費動向調査」を継続して実施するとともに、観光産業の基本的構造の実態を把握することを目的とする「観光地域経済調査」の第1回本格調査(平成24年度実施)の速報集計を行った。	107,109,関 12,関13	
(5) 地域観光環境改善事業 (平成25年度)	227	- -	- -	99	86	旅行者のニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、先進的な取組等に対して支援を行うことにより、地域における課題解決手法のモデルを構築するとともに、このような知識やスキルを持続的に蓄積・活用していくため、観光地域づくりの体制強化に向けた取組を支援し、それぞれの地域における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図る。	-	-
(6) 観光地域動向調査事業 (平成25年度)	228	- -	- -	38	39	地域の関係者が連携して地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、地方公共団体・民間事業者・観光関係者等による協議会等を設置し、各々の役割分担に応じた観光予算を有効かつ効果的に投入し、地域の課題解決に向けた協同調査を実施し、改善に向けた方策の検討・現地調査・実証事業等を実施する。	-	-
(7) 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (平成15年度)	230	6,079 (5,977)	4,927 (4,738)	5,491	4,903	観光立国実現に向けたアクション・プログラム及び日本再興戦略に掲げられた訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指したビジット・ジャパン事業の新たなスタートとして、「クールジャパン」「インベストジャパン」等と一体となった日本ブランドの発信に強力に取り組む。	106	
(8) 国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進	231	- -	- -	-	450	国際会議等(MICE)の誘致・開催を促進するため、 ①アドバイザー派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等による世界トップレベルのMICE都市の育成、②MICE開催地としての日本の魅力向上・確立と世界への発信、③ユニークベニューの開発、利用促進や人材育成を通じたMICEの受入環境・体制の構築・強化等に取り組む	110	
(9) 通訳ガイド制度の充実・強化	233	28 (26)	28 (26)	25	19	訪日外国人旅行者が安心して快適に観光することができる環境を提供し、満足度を高め、リピーター化を進めていく必要があるため、訪日外国人旅行者へ無資格ガイドによる質の悪いツアーに関する注意喚起を行うとともに、旅行会社やランドオペレーター等に通訳案内士制度の周知を図り、質の悪いツアーの抑制する。	106	
(10) (独)国際観光振興機構運営費 交付金 (平成15年度)	235	1,972 (1,972)	1,884 (1,829)	1,837	1,912	独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の行方海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。	106	
(11) ユニバーサルツーリズム促進 事業 (平成24年度)	236	- -	9 (9)	39	37	高齢者・障がい者等の移動制約者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、地方自治体、NPO等の幅広い関係者の協力の下、移動制約者の旅行に関し、地域の受入体制の強化を進めるほか、ユニバーサルツーリズムに取り組む旅行者関連する旅行商品の造成・普及を図る。	-	-
(12) 旅行の安全の確保・向上方策 検討調査	240	- -	- -	25	24	中国万里の長城付近における遭難事故等、近年、旅行者が企画実施したツアー商品で重大事故が相次いで発生しており、安全に対する旅行者の意識向上・取組を図ることが強く求められている。 このため、旅行者の安全対策を組織的に実施する体制・システム(安全マネジメント)を構築するためのガイドラインを策定するとともに、その普及啓発を図る。	-	-
(13) 観光地域ブランド確立支援事業 (平成25年度)	241	- -	- -	343	274	我が国の人口減少が進み、観光客獲得の国際競争が激化する中、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、歴史・伝統・文化等を活かした地域独自の「ブランド」の確立を通じ、日本の顔となる観光地域を創出することで、観光地域づくりの取組の効果を最大限に発揮する。	106,107,109	
(14) 観光地域評価事業 (平成25年度)	242	- -	- -	49	50	観光地域づくりに取り組む地域における課題や改善点などの明確化を図るため、観光地域に係る客観的な評価体系を構築し、恒常的な評価を実施することを通じて戦略的な観光地域づくりを促進する。	-	-
(15) 観光地ビジネス創出の総合支 援	244	- -	- -	400	72	観光地ビジネス・観光資源商品化等の「目利き」を派遣し、提案者が行う観光資源を題材にしたモニターツアーの造成・実施や商談会・研修への参加等を通じて収益力のある観光資源の確実な商品化を図るとともに観光地域づくりの主体の自主財源の確保を目的とした観光地ビジネスの手法を検討・実施を図る。	107・109	
(16) 戦略的訪日拡大プランの推進	新26-032	- -	- -	-	1,202	経済成長を背景に海外旅行需要が大幅に伸びるとともに、平成25年からビザの緩和措置が実施されている東南アジア諸国を、東アジア各国と並ぶ訪日市場へと育成するため、集中プロモーションを実施する。 また、来たるべき訪日2000万人時代を見据え、戦略的なプロモーションにより訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待できる市場(潜在市場：欧州、インド、トルコ等)において、テレビCMの活用等による旅行先としての日本の認知度向上等に取り組む。	-	-
(17) 宿泊施設の情報提供促進事業	新26-033	- -	- -	-	11	宿泊業界にとって、特にこれから大きな伸びが予想される個人の外国人旅行者(FIT)の取り込みは必須であり、FIT層に向けた効果的な情報発信が重要であるが、効果的な情報発信を行っている宿泊施設は少数にとどまっているため、宿泊施設に関する情報発信の強化・改善を図る。	-	-
施策の予算額・執行額		12,733 (12,428)	12,435 (9,403)	13,584	9,674	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-②)

施策目標		21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する						担当部局名	都市局			作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 室長 後藤 慎一			
施策目標の概要及び達成すべき目標		良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
111 景観計画を策定した市区町村の数		315団体	平成23年度	206団体	267団体	315団体	364団体	409団体		550団体	平成28年度	全国市区町村を対象にした景観計画策定意向調査において、平成24年3月1日時点で、平成28年度末までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村数に基づき設定。 【社会資本整備重点計画】				
112 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数		31団体	平成23年度	16団体	22団体	31団体	35団体	44団体		60団体	平成28年度	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について調査を行った結果、平成28年度末までに意向ありと回答した市区町村の数に基づき設定。				
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		26年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)											
(1) 歴史的風致維持向上推進等調査 (平成24年度)		245	-	103 (99)	77	55	良好な景観や歴史的なまち並みの形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。					111,112				
(2) 歴史まちづくり法の運用等改善に向けた施行状況検討調査 (平成25年度)		246	-	-	9	-	歴史的風致維持向上計画の策定要件や歴史まちづくり施策の実施主体に係る問題等、歴史まちづくり法の制度面・運用面の課題や発生要因を整理し、必要に応じて法令や運用指針等の改正を行うことにより、我が国における歴史的風致の維持向上の推進を図る。					112				
(3) 官民連携による良好な景観形成方策検討調査 (平成25年度)		247	-	-	10	9	今後の良好な景観形成のため、景観法による規制誘導等を行う際に、どのように民間企業の理解や協力を得るかが重要な課題であることから、民間の建築活動の実態を把握・分析し、景観形成における官民連携のあり方や官民連携の体制構築のあり方の検討を行い、民間企業の理解と協力を的確に得ながら、望ましい景観形成の推進を図る方策の構築を目的とした検討調査を実施する。					111				
(4) 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成26年度)		新26-034	-	-	-	350	少子・超高齢化の進展への対応、厳しさを増す財政状況への対応等の観点において、持続可能でコンパクト集約型都市構造への転換が求められているが、その実現には、機能面の充実によるだけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観の魅力を通じてまちの求心力を確保し、居住等を誘導することが必要となる。こうしたことから、人口密度を維持するエリアにおいて、良好な景観形成や歴史的風致形成の取組支援を強化し、まちの魅力と居住環境を向上させることにより、その活力の維持・増進(都市再生)を図る。					-	良好な景観形成や歴史的風致形成の推進により、集約型都市構造への転換を図る都市数(10団体) 景観計画又は歴史的風致維持向上計画に基づいた居住等機能の立地誘導に資するまちづくりの活動数(10団体)			
施策の予算額・執行額			490 (457)	128 (121)	95	414	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【関連(重点)】(業績指標111) 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-22)

施策目標	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する							担当部局名	道路局			作成責任者名	・企画課 道路経済調査室 (室長 吉岡 幹夫)	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
113 三大都市圏環状道路整備率	56%	平成23年度	54%	56%	56%	58%	63%		約75%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、平成28年度までに約75%にすることとされている。 ・高速道路会社と(独)日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ、目標値を設定。			
114 道路による都市間速達性の確保率※ (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの。60km/hが確保されている割合)	46%	平成22年度	-	46%	47%	48%	集計中		約50%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、平成28年度までに約50%にすることとされている。 ・公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクを踏まえ目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 当初 予算額 (百万円)									
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	030-1	1,080,530 (1,075,650)	1,000,070 (998,173)	1,228,818	862,540	直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施。 主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施。				114				
(2) 道路事業(補助等) (昭和23年度)	172	120,654 (119,407)	69,522 (69,320)	83,201	50,360	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。				114				
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	030-3	106,162 (106,077)	121,215 (113,091)	68,859	21,441	高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること及び地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とする。 首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公園から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等				114				
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		1,079,534 (1,474,647)	1,247,368 (1,867,879)	1,413,502 (1,769,559)	580,624	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)				日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)「物流ネットワークの強化(現状で5割にとどまっている首都圏3環状道路の整備率を今後5年間で8割以上に引き上げるなどの三大都市圏環状道路の整備)」				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-23)

施策目標		23 整備新幹線の整備を推進する					担当部局名	鉄道局			作成責任者名	幹線鉄道課長 石井 昌平	
施策目標の概要及び達成すべき目標		広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
115 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数		-	平成23年度	-	-	-	21% (30万人)	21% (30万人)		100% (140万人)	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。	
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1) 整備新幹線整備事業 (平成4年度)	249	70,600 (75,017)	70,600 (68,500)	70,600	71,950	我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するため、地域間の移動時間を大幅に短縮させて関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関である整備新幹線を着実に整備する。	115						
(2) 整備新幹線建設推進高度化等 事業 (平成9年度)	250	2,700 (2,606)	10,442 (3,553)	3,204	2,385	整備新幹線の未着工区間において、計画調整調査、設計施工法等調査、経済設計調査を実施することにより、着工後の新幹線建設のスムーズな進捗やコスト縮減などを図る。また、軌間可変技術調査により新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に均霑する。	115						
(3) 東北、北陸、九州新幹線の 新線建設により取得する鉄道 施設に係る税制特例措置 (昭和62年度)	-	-	-	-	-	東北、北陸及び九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後5年間1/3とする。	115						
(4) 整備新幹線の開業に伴いJR から経営分離される並行在来 線の固定資産に係る特例措置 (平成9年度)	-	-	-	-	-	整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の譲渡固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を20年間1/2とする。	115						
施策の予算額・執行額		101,702 (77,623)	105,121 (72,052)	106,872	74,335	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑭)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する					担当部局名	航空局		作成責任者名	航空戦略課長 海谷 厚志	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
116 大都市圏拠点空港の空港容量の増加		85.7% (64万回)	平成23年度 70% (52.3万回)	81.7% (61万回)	85.7% (64万回)	91.0% (68万回)	96.0% (71.7万回)	/	100% (74.7万回)	平成28年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加を目標とした。 【閣議決定】日本再興戦略(平成25年6月14日)「一. 5. 立地競争力の強化①「国家戦略特区」の実現及び③空港・港湾などの産業インフラの整備」に記載あり 【閣議(社重)】社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第2章」及び「第3章」。 【その他】なし	
117 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率		95.1%	平成25年度	-	-	-	-	95.1%	95.3%	平成28年度	・航空機騒音により屋外環境基準を満たせない空港周辺地域の住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る必要がある為。 ・目標値については、現状及び近年の推移を踏まえて設定。	
118 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合		57%	平成23年度	-	-	57%	59%	73%	74%	平成28年度	地震時に救急・救命、緊急物資輸送を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。	
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)								
(1) 首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)	252	16,105 (15,814)	16,401 (16,024)	30,826	30,862	羽田空港の24時間国際拠点空港化等の推進、首都圏空港の容量拡大(羽田空港:44.7万回(うち国際線9万回)、成田空港:30万回)及びこれを背景に徹底したオープンスカイを進める。これらにより首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、経済成長に特に資するものである。 <東京国際空港(羽田)> ・国際線地区の拡充、C滑走路延伸、エプロンの新設・改良、航空保安施設等の更新・改良、空港アクセス道路改良等の整備。 <成田国際空港> ・同時平行離着陸方式の効率的な運用に資する監視装置、LCC専用ターミナル(CIQ施設)等の整備。	116	国内・国際航空ネットワークの強化に必要な滑走路、誘導路、航空保安施設等の整備に要するコスト 国内・国際航空ネットワークの強化(空港容量の増加)				
(2) 関西・中部国際空港整備事業 (関西国際空港:昭和59年度) (中部国際空港:平成10年度)	253	8,888 (8,745)	7,840 (7,833)	8,882	11,651	・関西国際空港・大阪国際空港及び中部国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。 ・関西国際空港については、新聞関西国際空港株式会社のもとで伊丹空港との一体的運営がなされているところ。関西・伊丹両空港の事業価値の増加を図り、可能な限り速やかに両空港のコンセッションを実現する。	-	航空機の安全な運航確保のため、必要に応じて、老朽化が進んでいる航空保安施設の更新経費等を計上しているため、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。				
(3) 空港周辺環境対策事業 (1)住宅防音工事補助 (昭和48年度) (2)教育施設等防音工事補助 (昭和42年度) (3)移転補償等事業 (昭和42年度) (4)緩衝緑地帯等整備事業 (昭和48年度)	254	4,819 (3,221)	2,715 (2,022)	3,738	4,820	航空機騒音については、環境基本法に基づく「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校等の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。	117					
(4) 一般空港等整備事業(直轄) (昭和31年度)	255	26,809 (26,133)	24,224 (23,996)	33,257	83,645	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。 ・安全・安心の確保のため、滑走路誤進入対策や空港施設の耐震化等を実施する。	118	事業実施空港数 航空輸送上重要な空港のうち、一般空港について、地震等被災時における緊急物資等輸送拠点としての機能を確保する。				

(5)	一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	256	5,629 (5,554)	3,663 (3,631)	1,676	3,741	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。 ・補助率 50%等	-	事業実施空港数 地方公共団体が管理する空港における施設の適切な更新・改良等の実施(空港の運用状況により老朽化の進行に差が生じるため、定量的な目標を設定することは困難である。)
(6)	航空路整備事業(管制施設整備) (昭和27年度)	257	18,985 (18,730)	20,146 (19,518)	23,188	24,957	航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑空港・空域における航空交通容量の拡大やニーズの多様化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等の性能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システムの整備を行う。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な管制施設の更新・改良	-	更新・改良事業を行う施設数 管制取扱機数(飛行計画ベース)
(7)	航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)	258	297 (281)	838 (781)	3,398	522	航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な航空保安施設の更新・改良 ・縮退施設の撤去	-	・老朽化した航空保安施設の更新整備数 ・VOR施設の縮退数活動実績 ・本施設は、航空ネットワークの安全確保に不可欠な施設であるため、ICAOの考え方を元に、老朽化による施設停止割合10-5未満(サービス提供率99.99%以上)を常に満足させる ・平成29年度までに、52施設(平成22年度)のVOR施設を33施設縮減
(8)	国管理空港の経営改革の推進 (平成24年度)	259	-	55 (29)	341	561	国管理空港の経営改革については、地域の実情に応じた空港運営の効率化を通じた地域の活性化を図るため、PFI法の「公共施設等運営権制度」を活用した民間委託手法を空港管理形態の1つの選択肢として追加し、空港の民間委託を可能とするものである。 先行的に運営委託の検討が進められている仙台空港については、公共施設等運営権を設定した場合の運営権者の公募手続を進めており、平成27年度中の運営委託を目指している。仙台空港に続く空港についても、公共施設等運営権制度の活用による運営委託事業における各種論点等について調査等を実施する。	-	国管理空港の経営改革については、地域の実情等を踏まえつつ、実施することとしているため、定量的な指標を示すことは困難である。そのため、定性的な指標として、個別空港毎の経営改革の具体化を引き続き検討していく。 国管理空港の経営改革については、地域の実情等を踏まえつつ、実施することとしているため、定量的な指標を示すことは困難である。そのため、定性的な指標として、国管理空港の空港経営改革の実現を目指す。
(9)	地方航空路活性化プログラム (平成26年度)	新26-035	-	-	-	319	自治体や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組を支援(支援期間3年間)することで、対象路線の路線の維持・活性化を図ることを目的とする。 なお、支援する取り組みの実証効果は、全国の他の地方路線の取組に波及させていくことを想定。	-	支援する対象路線における効果を定量的な指標設定することは困難であるが、対象路線の搭乗率、利便性等を改善することで、路線の活性化を図る。 地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組として支援する路線
施策の予算額・執行額			284,371 (244,376)	315,447 (172,371)	307,784	271,448	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略(平成25年6月14日)「一、5. 立地競争力の強化①「国家戦略特区」の実現及び③空港・港湾などの産業インフラの整備」	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-25)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 黒川 剛		
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
119	全国の地方圏における大都市圏と間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	82.9%	82%	毎年度	この6年間(平成18年度～平成24年度)の実績は8.7ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、ここ10年間(平成13年度～平成23年度)の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。 その上で、UJターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、毎年度、過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。			
120	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	9,917ha	14,700ha	平成28年度	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。			
121	文化・学術・研究拠点の整備の推進 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件 ②115施設 ③217人	①平成21年度 ②平成23年度 ③平成22年度	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①53件 ②118施設 ③232人	①集計中 ②121施設 ③219人	①80件 ②140施設 ③240人	①平成27年度 ②平成28年度 ③平成27年度	①つくば地区内の国際会議開催数。 ②関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学・短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等) ③関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。			
122	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	—	—	0.94	0.94	1.03	1.00	集計中	1.00以上(全国の増加率以上)	毎年度	半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業等の振興のための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援策を実施している。 このため、地域間交流の活発化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として、観光入込客数の増大(少なくとも全国水準以上の伸び)を目標とする。 なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。			
123	共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	60%	平成24年度	—	—	—	60%	62%	約90%	平成29年度	高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。 また、今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目途に全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。			
124	特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	平成23年度	—	—	3件	7件	8件	11件	平成28年度	平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要である。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】			
125	民間都市開発の誘発係数(民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したものの)	12.3倍	平成19～23年度の平均	—	—	12.3倍	10.2倍	10.8倍	12.0倍	平成24～28年度の平均	(一財)民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が係わることにより、優良な都市開発が誘発された過去5年間の平均の倍率。分母を民都機構が係わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。初期値は12.3倍(平成19年度～平成23年度の5年間平均)であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。			
126	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%	平成20年度	39%	47%	45%	46%	集計中	100%	平成25年度	・平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するよう目標を設定。 ・平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率5.1%に平成38年度に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。※駐車場整備比率…整備済み駐車場台数/乗用車の保有台数			

127	都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	平成20年度	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	40.5%	41.0%	平成25年度	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。
128	中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.16%減	平成21年度	▲0.16%	▲0.35%	0.04%	0.70%	集計中	前年度比0.2%増	毎年度	街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。
129	物流拠点の整備地区数	79% (63地区)	平成23年度	66% (53地区)	73% (58地区)	79% (63地区)	83% (66地区)	83% (66地区)	100% (80地区)	平成28年度	総合物流施策大綱(2009-2013)において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
130	主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率	—	—	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%以上	毎年度	人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
関14	全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合	—	—	—	—	—	—	4.5%	10%	平成32年度	政府では、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画、都市問題の解決等を着実に進めること等を目的としてテレワークを推進しており、当省も含めたテレワーク関係省庁が連携してテレワークの普及・推進に取り組んでいる。当政策目標の関連指標として、最新のテレワークに関する政府目標である「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI(Key Performance Indicator)の「全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合」を目標として設定することにより、通勤に伴う交通需要の減少等の効果が見込まれることから、都市部への人口・機能集中等による交通混雑や環境負荷等の都市問題の解決や地域活性化に資するものと考えている。

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費(平成25年度)	262	—	—	34	35	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪害体制の実現方を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。	123	
(2) 半島地域振興等に必要経費(平成19年度)	260	50 (50)	47 (46)	38	36	半島地域の自立的発展を目指し、地域資源を活用した産業の創出につながる自主的・継続的な活動を推進するとともに、半島間の連携を促進する。また、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない半島地域固有の課題についてデータ分析等を行う。	122	
(3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度(所得税・法人税)(昭和61年度)	—	—	—	—	—	半島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備等に係る特別償却制度	122	
(4) 集落活性化推進経費(集落活性化推進事業補助金)(平成20年度)	261	330 (321)	349 (275)	293	310	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図り、地域の活性化を図るため、廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した公益サービスの維持確保、産業の活性化又は地域間交流の促進に資する施設への改修整備を支援する事業を行う。 【補助率等】過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域市町村等が廃校舎等の既存公共施設を公益サービス施設、地域産業施設又は地域間交流施設へ改修整備(当該施設整備と一体的な調査等も含む)。1/2以内	119	
(5) まちづくり関連事業(昭和48年度)(関連:25-25)	263	12,023 (11,927)	25,115 (23,295)	17,058	19,815	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、公共交通の利用促進や人と環境に優しい交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。	120、125 127、138	
(6) 都市開発資金貸付事業(昭和41年度)	264	10,654 (5,442)	16,315 (2,281)	12,689	12,584	・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付	120、127	
(7) 地域活性化推進経費(平成16年度)	265	19 (18)	57 (56)	25	11	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や、ICTを活用した多様な働き方の実現等に資する都市整備のあり方、官民連携等について、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策を検討する。	120、関14	

(8) 国際機関等拠出金 (平成9年度)	266	37 (37)	34 (34)	33	39	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、世界的な経済危機下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、人口動態に対し持続可能な都市形態であるコンパクトシティ政策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るため、同委員会が実施する「都市：競争的で社会にあまねく広がる持続可能な成長プロジェクト」にかかる費用の一部を拠出する。	-	
(9) 防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	267	44 (0)	44 (0)	44	44	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	-	
(10) 都市再生推進経費 (平成19年度)	268	171 (154)	245 (230)	198	235	環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開事例の事例収集、現状把握を行い、国際展開の方策のあり方について検討するとともに、その実現の方策の検討を行う。 また、都市施策の適切な推進のため、都市交通や都市開発といった個々の施策において、海外における我が国が有する技術のニーズ等の調査、分析を行い、安全・安心の確保及び環境の保全に関する技術的基準等の策定等について検討する。	120	
(11) 民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	269	- (0)	182 (175)	160	98	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。 ・先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生整備推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。	120	
(12) 集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	270	- (0)	- (0)	188	197	集約型都市構造化を促進するためには、①集約型都市構造化の実現による効果を客観的かつ定量的に評価し、市民の合意形成を促進すること、②良好な都市環境を形成するとともに、郊外における建築的土地利用を抑制する空間となる、緑地、農地等の非建築的土地利用の土地を適切に活用すること、③都市政策上の見地から公的不動産の活用方策を検討し、その利活用を図ること、が必要であるため平成25年度においては、当該3事項について、評価ツール、ガイドラインの整備や手法の充実等に向けた調査を行う。	-	
(13) 集約都市形成支援事業 (平成25年度)	271	- (0)	- (0)	500	253	低炭素・循環型社会の構築や、「快適な暮らしと活力ある経済活動が営まれるまち」を実現するための都市構造化の再構築を図るため、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を行う取組みを支援する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するため、医療施設、社会福祉施設など都市のコアとなる施設の集約地域への立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(低炭素まちづくり計画又は立地適正化計画の計画策定支援、コーディネート支援、コア施設の郊外部における旧建物の除却・移転跡地の緑化等整備等)に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体又は民間事業者等(補助率1/3、1/2)。	130	
(14) 国際競争力強化促進事業 (平成26年度)	新26-36	- (0)	- (0)	-	300	都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に外国企業及び高度外国人材(以下「外国企業等」という。)を呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的とする。 特定都市再生緊急整備地域を対象として、都市再生緊急整備協議会による外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画の作成(補助率2分の1)や、整備計画に基づくソフト対策(補助率2分の1)及びハード対策(補助率3分の1)を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び都市再生緊急整備協議会。	-	当該年度に支援を行う都市再生緊急整備協議会等数(H26年度活動見込:3) 外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画を策定した地域数(累計)(H30年度目標値:11)
施策の予算額・執行額	41,661 (30,995)	84,431 (61,422)	40,295	33,930	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣決(重点)】(業績指標124) 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日) 【施政方針】(関連指標14) ・第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成19年1月26日) ・第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-26)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる					担当部局名	鉄道局		作成責任者名	総務課企画室長 五十嵐 徹人	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
38	【再掲】モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送へのシフト(鉄道コンテナ輸送量の増加))	平成18年度	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	5億トンキロ減	1.6億トンキロ増	集計中	37億トンキロ増	平成25年度	自動車よりも二酸化炭素排出量が少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成25年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して専用列車の設定、輸送力増強事業等により37億トンキロ増加させるという目標を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)		
115	【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	平成23年度	-	-	-	21(30万人)	21(30万人)		140万人	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。	
131	都市鉄道路線整備により創出される利用者数	平成23年度	-	-	-	-	-		156千人/日	平成28年度	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワークを有効活用するための連絡線の整備や相互直通化、地下高速鉄道ネットワークの充実等によって都市内移動の円滑化を図る観点から、国として支援すべきものとする路線の整備により創出される利用者数を指標として設定。	
132	東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②全区間のピーク時混雑率	平成23年度	①167% ②203%	①166% ②203%	①164% ②201%	①165% ②200%	①集計中 ②集計中	①150% ②180%	平成27年度	運輸政策審議会第18号答申及び第19号答申で平成27年度までに達成すべきとされている、東京圏における①主要31区間のピーク時の平均混雑率150%以内を目指すとともに、②全区間においてもピーク時混雑率180%以下を目指す。		
133	経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	平成18年度	61%	67%	75%	77%	77%	85%	平成28年度	今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。 当初の目標年度である平成23年度に70%を上回り、順調な成果を示している。今後は、多数の事業者が既に計画を策定していることから、これまでと同数程度の新規の計画策定が見込みにくいことから85%を目標として設定する。 →分子80社/分母95社(平成22年度未現在) = 85%		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)								
(1)	幹線鉄道等活性化事業(昭和63年度)	1,066 (1,050)	1,057 (919)	1,207	970	幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び総合連携計画に基づく鉄道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進を図る。			38 131 133			
(2)	長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の税制特例措置(平成8年度)	-	-	-	-	長期保有の土地等から機関車(入換用機関車を除く)及びコンテナ貨車への買換えの場合の圧縮記帳(80%)を認める。			38			
(3)	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る税制特例措置(平成10年度)	-	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(未更新車両からの代替を除く)。			38			
(4)	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油の免税措置(昭和31年度)	-	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。			38			
(5)	JR貨物に対する無利子貸付(平成23年度)	-	-	-	-	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。			38			

(6)	鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	275	211 (205)	344 (339)	486	496	鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るため、都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅、バリアフリー化(段差解消)等を行い、駅機能を総合的に改善させる。また、人にやさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化(コミュニティ・ステーション化)を図る。	12	
(7)	新規営業路線に係る鉄道施設の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	-	新規営業路線に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	115 131 132 133	
(8)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	272	4,485 (4,485)	4,863 (4,863)	6,109	5,760	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	131 132	
(9)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業 (昭和37年度) 空港アクセス鉄道等整備事業 (昭和48年度)	273	23,163 (22,610)	19,265 (19,217)	16,951	12,358	(地下高速鉄道整備事業) 大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。 (空港アクセス鉄道等整備事業) 世界の主要空港に比肩し得る速達性・利便性を備えた空港アクセス鉄道を整備することにより、都心～空港間のアクセス利便性の向上を図るとともに、移動を円滑化することを通じて地域の活性化を推進することを目的とする。	131 132	
(10)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの税制特例措置 (平成17年度)	-	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	131 132	
(11)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る税制特例措置 (平成17年度)	-	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	131 132	
(12)	新設された変電所に係る償却資産の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	-	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	131 132	
(13)	一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る税制特例措置 (平成元年度)	-	-	-	-	-	一体化法に規定する特定鉄道(首都圏新都市鉄道線)に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/4、その後5年間1/2とする。	131 132	
(14)	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る税制特例措置 (昭和39年度)	-	-	-	-	-	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	131 132	
(15)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	-	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	133	
(16)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	-	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	133	
(17)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	276	125 (116)	50 (47)	90	90	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	-	調査実績 調査結果を活用した政策の反映数(制度化・予算化等)
(18)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	277	328 (328)	202 (202)	202	202	旧日本鉄道建設公団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	-	
(19)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成18年度(海事勘定)) (関連:25-④)	278	252 (252)	228 (228)	225	234	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			45,712 (522) (29,043) (522)	44,342 (435) (25,637) (435)	41,271 (225)	20,063 (234)	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2014について(平成26年6月24日閣議決定)」の第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 (2)社会資本整備(選択と集中、優先順位の明確化)	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-27)

施策目標		27 地域公共交通の維持・活性化を推進する					担当部局名	総合政策局公共交通政策部交通計画課			作成責任者名	交通計画課長 上原 淳	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等
134 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数		512件	平成24年度	398件	465件	492件	512件	572件	/	800件	平成29年度	・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画は、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について策定するものであり、地域の積極的な取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、各地方運輸局等毎に80地域において計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等乗じた800件を平成24年度までの目標値として設定。	
135 バスロケーションシステムが導入された系統数		9,054系統	平成20年度	9,336系統	10,720系統	11,065系統	11,684系統	集計中		15,000系統	平成29年度	・バス利用者が必要としている運行情報を提供し、利便性を向上させるため、バス停における情報提供設備等の整備を積極的に推進していく必要があるため。 ・目標値については、近年における実績のトレンドと補助制度による影響を考慮の上、15,000系統を目標値として設定。	
136 地方バス路線の維持率		97.1%	平成20年度	96.9%	97.0%	97.1%	97.7%	98.2%		100%	平成25年度	・生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域住民の生活に必要なバス路線を継続的に維持する必要があるため。 ・目標値については、類似システムの再編等により数が増える可能性もあるが、承認した路線が引き続き運行されることを想定して目標値を100%として設定。	
137 航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)		①70% ②100%	①平成22年度 ②平成23年度	①70% ②-	①70% ②-	①70% ②100%	①70% ②100%	①70% ②100%		①68% ②100%	①平成27年度 ②平成27年度	①我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。 ②生活交通手段として航空運送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数が増える可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。	
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要		関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 地域公共交通確保維持改善事業(平成23年度)	279	30,530 (24,646)	31,898 (27,970)	31,928	30,560	地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。		134、135、136、137	-				
(2) 新たな自動車旅客運送業務の取り組みにおける体制の強化(平成18年度)	280	7 (5)	7 (6)	8	27	少子高齢化や過疎化の進行等により地域のニーズに適した多様な輸送サービスの提供が求められており、これらに対応できる専門的な知識等を有する人材の育成を行うとともに、地域交通の実現のために各地域ごとに開催される協議会等に参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことで、地域公共交通の維持・活性化を推進する。		-	使途が職員が研修や各協議会等に参加するための旅費であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。				
(3) 地域公共交通維持・活性化推進事業(昭和47年度)	282	256 (141)	- -	467	1,475	離島航空路線に就航する航空機及び衛星航路補強システム(MASA)の購入費用に対し補助(補助率 45%(沖縄路線 75%))することで地域的な航空ネットワーク機能の維持・拡充を講ずる。		137	-				
(4) 地域交通確保維持改善事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	188 (復興庁の番号)	810 (412)	2,574 (1,523)	2,700	2,494	東日本大震災の被災地域における、復旧・復興の進捗に応じた生活交通の確保・維持が可能となるよう、柔軟な支援を行う。		136	-				
施策の予算額・執行額		32,654 (26,204)	36,382 (28,313)	38,784	32,395	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		なし					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-28)

施策目標	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する							担当部局名	都市局			作成責任者名	街路交通施設課 課長 清水 喜代志	
施策目標の概要及び達成すべき目標	集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (①三大都市圏、②地方中核都市圏、③地方都市圏)	①85.8% ②69.1% ③33.0%	平成22年度	①85.8% ②69.0% ③33.0%	①85.8% ②69.1% ③33.0%	①85.8% ②69.2% ③32.9%	①90.4% ②77.7% ③38.7%	①90.3% ②77.9% ③38.6%	/	①85.8% ②69.5% ③33.0%	平成28年度	・三大都市圏については、直近6か年を見ても現状維持。すでに公共交通利用圏が多くを占め指標自体も85.8%と高いことから、現状維持で目標を設定。 ・地方中核都市圏については、直近6か年で0.3%の伸び。今後も公共交通利用圏への居住を誘導するため、年0.1%をトレンドで目標を設定。 ・地方都市圏については、直近6か年で0.7%の減少。減少を食い止め、現状維持となるよう目標を設定。			
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) まちづくり関連事業	263	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	19,815	市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。 地方公共団体向け補助等は、平成22年度から原則、社会資本整備総合交付金に移行。					138			
施策の予算額・執行額		96 (87)	69 (13)	116	60	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)					【施政方針】第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日) 【閣決(重点)】社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-29)

施策目標		29 道路交通の円滑化を推進する					担当部局名	道路局			作成責任者名	・路政課(課長 田尻 直人) ・都市局 都市計画課(課長 和田 信貴)	
施策目標の概要及び達成すべき目標		渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
139	開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	約128万人・時/日	平成23年度	約130万人・時/日	約129万人・時/日	約128万人・時/日	約124万人・時/日	約123万人・時/日	約1割削減 (約121万人・時/日)	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間については、平成28年度までに121万人・時/日にする事とされている。 ・今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を踏まえ目標値を設定。		
140	都市計画道路(幹線道路)の整備率	59.1%	平成21年度	59.1%	60.2%	60.9%	集計中	—	63%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、都市計画道路(幹線道路)の整備率については、平成28年度までに63%にすることとされている。 ・これまでの都市計画道路(幹線道路)の整備率の実態等を踏まえ目標値を設定。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要			関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
	26年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1)	道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	030-1	1,080,530 (1,075,650)	1,000,070 (998,173)	1,228,818	862,540	直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施。 主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施。			114			
(2)	道路事業(補助等) (昭和23年度)	172	120,654 (119,407)	69,522 (69,320)	83,201	50,360	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。			114			
(3)	有料道路事業等 (昭和43年度)	030-3	106,162 (106,077)	121,215 (113,091)	68,859	21,441	高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること及び地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とする。 首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公団から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等			114			
(4)	高速道路ネットワークの利活用に関する検討経費	新26-038	-	-	-	154	高速道路ネットワークの利活用の観点から、本施策は、平成26年4月から実施している新たな高速道路料金等(交通量、旅行速度、渋滞量、観光等)について、データ整理・分析を行うものである。			-	今後の新たな高速道路料金等(交通量、旅行速度、渋滞量、観光等)について、データ整理・分析(本事業は、交通量等のデータの整理・分析を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 将来の高速道路制度について検討(本事業は、将来の高速道路制度について検討を行うことを目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)		
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		621,248 (1,387,783)	625,276 (1,843,410)	529,456 (1,675,529)	154	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			第169回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)「開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-30)

施策目標		30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する						担当部局名	大臣官房		作成責任者名	技術調査課 田村 秀夫	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等の社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
141	省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設の割合	0%	平成21年度	0%	20%	40%	60%	100%	/	100%	平成25年度	国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムを踏まえたコスト構造改善効果を適切に評価するために、直接的なライフサイクルコストである維持管理費のうち、電気通信施設が消費するエネルギーの観点からの把握が有効である。常時稼働が求められる電気通信施設のうち、5種類の施設について省エネルギー化指針等を策定することを目標値(100%)として設定。	
142	情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工技術)を導入した直轄工事件数	313件	平成22年度	146件	313件	649件	701件	集計中	/	900件	平成26年度	建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までに情報化施工技術が、10,000m3以上の土工を含む工事と5,000m2以上の路盤工を含む工事において普及しているものとして、平成23年度契約工事件数から900件を設定した。	
143	国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	3.06%	平成18~22年度の平均	2.98%	2.70%	2.70%	2.32%	集計中	/	2.75%	平成24~28年度の平均	公共事業による効果を早期に発現していくためには、事業期間に占めるウエイトの高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり、「用地あい路率」が改善されることは、用地取得期間が短縮化されたことを示すことから、目標として設定。	
関15	事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	0件	平成23年度	0件	0件	0件	0件	0件	/	0件	毎年度	土地収用法の事業認定は、公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としており、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には円滑な公共事業の実施が阻害されるおそれがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続を確実に実行し、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要であるため、左記のとおり目標を設定。	
関16	国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%	平成20年度	96.9%	97.0%	97.2%	97.4%	97.8%	/	90.0%以上	毎年度	国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修を効果的に行うため、その指標となる満足度に関するアンケートを実施しているところであり、その平成19年度実績以上の研修満足度を達成の目標として設定。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
	26年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)									
(1)	公共事業におけるVFM最大化経費(平成20年度)	286	55 (54)	52 (52)	51	47	積算価格の透明性等の向上及び積算労力(コスト)の低減に資する積算方式への転換、公共工事等における企業及び技術者評価のあり方、工事段階における品質確保のための監督検査体制の強化及び新技術の活用によるコスト改善効果の分析等について検討を行うことにより、VFM最大化を重視した価格と品質の両面からの施策を充実を図り、もって総合的なコスト構造改善を推進する。	-	-	国土交通省・関係機構等における総合コスト改善率:15%(暫定)			
(2)	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進(平成23年度)	288	712 (702)	594 (572)	594	595	事業案件の発掘、事業スキームの検討(制度設計)、実施可能性等に関する調査を行うとともに、先進的な取組に係る実証等を支援することにより、民間資金を活用したコンセッション方式等による新たなPPP/PFI事業の導入を図る。	-	-	官民連携による社会資本整備推進のため検討すべき課題の調査・検討を行うものであり、平成26年度における達成手段の達成目標を定めて実施するという性質のものではない。			
(3)	社会資本の適確な維持管理・更新に係る施設横断的な検討(平成25年度)	289	-	-	30	31	地方公共団体においても社会資本の適確な維持管理・更新が行えるよう、比較的簡便な調査により得られるデータから、分野横断的に主な社会資本の実態を把握する手法を検討するとともに、施設の実態も踏まえた、より実態に即した効率的な維持管理・更新費用の推計手法について検討する。また、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、サービス水準の維持・向上を図りながら費用を縮減する新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行う。	-	-	実態把握や将来見通しの算定方法、維持管理・更新手法等の検証			
(4)	老朽化が進む土木機械設備の維持管理技術向上に関する検討(平成25年度)	290	-	-	9	9	長寿命化計画に基づく土木機械設備の点検・診断・補修のPDCAサイクル化のために、都道府県の土木機械設備の維持管理に関する実態把握を実施し、維持管理・更新に関して有効な点検データの情報共有、活用に関する手引きの作成を実施する。また、土木機械設備の知識を有する専門技術者の育成がおこなえるよう、都道府県の土木機械設備の技術支援内容に関するニーズ調査を実施し、人材育成を実施するための研修プログラム、研修テキストの作成を実施する。	-	-	土木機械設備における技術支援メニュー(都道府県への研修制度の整備)、点検データなどの維持管理情報の蓄積、活用に関する手引きの作成。 長寿命化計画に基づく土木機械設備の点検・診断・補修のPDCAサイクル化及び技術支援体制の構築の実現。			
(5)	情報化施工の活用による建設生産システムの高度化(平成25年度)	291	-	-	9	10	重点的に普及を推進する情報化施工技術の対象を拡大し、これら技術の適用条件・導入効果を工種・施工内容毎に調査・分析し、施工者等へ明示するとともに、活用を進めるための環境を整備する。また、情報化施工によって得られるデータ等の設計や維持管理における利活用方法を検討する。	142	-	新たな技術や既存の技術について現場の適用条件と効果の検証・評価を行う試験施工の実施 直轄工事における情報化施工技術の活用件数			
(6)	津波防災地域づくり法の施行推進(平成25年度)	292	-	-	4	2	津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画作成に係るノウハウ提供・市町村相互の情報交換の場として、ワークショップを開催する。また、本事業において推進計画に関する優良事例、国内の津波対策の先進事例を他の地域に情報提供することで、全国の推進計画をサポートする。さらに、推進計画を作成した市町村を対象に、基本指針において指針となるべき事項が定められている各項目についての実施状況の調査を実施し、必要に応じて助言を行う。	-	-	ワークショップの開催回数:10回 推進計画の作成数:5件			

(7)	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進(平成25年度)	294	-	-	330	0	社会インフラの維持管理及び災害対応に関して、その効果・効率の一層の向上のため、それらを支えるロボットについて、現場での検証・評価を行い、開発・導入を促進する。	-	開発したロボットの直轄事業での試行的導入 開発したロボットの直轄事業への導入
(8)	公共事業の多段階事業評価の評価手法の高度化・効率化に関する調査検討	295	-	-	2	2	新規事業採択に際し、社会経済情勢の変化を踏まえて、複数案の中から現地に相応しい事業規模や内容を適切に選択するための、計画段階における事業評価の取組について、その他制度等との関連性の整理、評価結果・手法の整理、課題の分析を行い、計画段階評価手法の充実に向けた検討を実施する。また、現在の事業評価に係る作業の課題整理、地方公共団体等を含む評価担当部局の改善要望を把握し、評価プロセスの改善、効率化に向けた検討を行う。	-	調査検討の報告数：1件(平成26年度)
(9)	用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費(平成19年度)	296	17 (13)	16 (14)	15	13	用地取得期間を短縮化するための「用地取得マネジメント」の活用及び補償額算出の根拠である損失補償基準等の検証・見直しを計画的に行い、公共事業の効果の早期発現を図る。	143	-
(10)	国土交通分野の海外へのビジネス展開の拡大において日本と競合する国の国土交通関係制度等に関する調査(平成25年度)	302	-	-	19	19	国土交通分野における海外へのビジネス展開にあたって我が国と競合することが想定される国の海外展開事例、戦略、手法、成功要因等について調査し、体系的に整理・蓄積を行う。	-	調査検討の報告数：1件(平成26年度)
(11)	公共交通の維持発展方策に関する調査研究(平成25年度)	303	-	-	14	13	公共交通を巡る状況が厳しさを増す現状を踏まえ、公共交通を維持・発展させるための新しい方策を検討、展開する。	-	調査検討の報告数：1件(平成26年度)
(12)	社会資本情報プラットフォームの構築に必要な経費	新26-39	-	-	-	40	国、地方自治体等における社会資本の施設・管理情報を分野横断的に収集・整理し活用する「社会資本情報プラットフォーム」の構築に向け、情報の統一取扱いのためのルールの検討等の社会資本情報プラットフォームの構築に関する検討及びシステム構築を行う。	-	-
(13)	モニタリング技術の開発・活用検討経費	新26-40	-	-	-	21	我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。このため、モニタリング技術について、社会資本の維持管理等に対するニーズを踏まえたIT等の先端技術の適用性等を検証する。	-	-
(14)	衛星によるリモートセンシングを活用した被災状況調査手法の検討経費	新26-41	-	-	-	8	大規模な災害が発生した際に、迅速かつ広域な調査を可能とするリモートセンシング衛星を用いた被災状況調査について、平成26年度に打ち上げられたALOS-2も含め、その有用性と適用範囲を確認するとともに、当該被災状況調査の迅速性、的確性の向上、適用範囲の拡大にかかる技術的課題を抽出し、今後の技術開発の可能性を検討しつつ、技術開発の際の基礎資料として本技術に係る現状を整理する。	-	-
(15)	インフラ長寿命化の推進にかかる経費	新26-42	-	-	-	20	国内外の政府や民間企業の事例調査等を踏まえ、持続可能・実現可能な計画づくりや、確実な実行に向けた方策を検討する等により、インフラ長寿命化の取組を推進する。	-	調査検討の報告数：1件(平成26年度)
(16)	社会構造の変化に対応した交通サービスの在り方に関する調査研究	新26-43	-	-	-	11	我が国における中長期的な社会構造の変化(人口動態、産業構造、技術発展等)を踏まえた、交通サービスの将来像を打ち出すことにより、今後の総合的な交通政策の基本的方向性を提言する。	-	調査検討の報告数：1件(平成27年度)
(17)	広域災害発生時における貨物・旅客輸送の課題に関する調査研究	新26-44	-	-	-	15	防災・減災のため、広域災害発生時の貨物・旅客輸送における複数の輸送モードでの代替輸送の方策や、生じうるボトルネックを明らかにするとともに、官民の関係者の役割分担やあらかじめ検討・準備しておくべき事項について整理・分析を行う。	-	調査検討の報告数：1件(平成27年度)
(18)	総力を結集した社会資本の維持管理・更新のための主体間関係に関する調査研究	新26-45	-	-	-	7	社会資本を戦略的に維持管理・更新していくために、諸外国等における事例を調査研究し、国、地方公共団体、民間企業、NPO、地域住民等の関係主体の役割分担や連携方策について整理を行う。	-	調査検討の報告数：1件(平成27年度)
(19)	都市生活空間の可変的利用方策に関する調査研究	新26-46	-	-	-	8	社会変化や時間経過とともに変化する、都市に求められる機能やスペックに対し、現用途や所有・管理主体の枠組を超えて、柔軟かつ迅速に用途や範囲を変化させる、都市空間の可変的利用の可能性とそのあり方及びそれを実現させる手法、制度について整理を行う。	-	調査検討の報告数：1件(平成27年度)
(20)	国土交通行政に資するビッグデータの活用に関する調査研究	新26-47	-	-	-	6	ビックデータと呼ばれる多様で膨大なデジタルデータの中から、有意な情報を抽出し、新たな価値等の創出を図る動きが各分野で精力的に進められている。本調査では、国土交通分野における、ビックデータ活用のニーズと活用可能性について網羅的に整理を行う。	-	調査検討の報告数：1件(平成27年度)
施策の予算額・執行額			1,413 (1,363)	1,469 (1,204)	1,828	1,366	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-31)

施策目標		31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	不動産課長 清瀬 和彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標		不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
144	不動産証券化実績総額	51兆円	平成23年度	47兆円	49兆円	51兆円	55兆円	59兆円	75兆円	平成28年度	・主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示す指標であるため。 ・目標値については、直近5年間の不動産証券化実績及び日本再生戦略(2012.7.31閣議決定)において、Jリートの資産規模を2015年度の中間目標において2011年度比で40%増を目標としていること、さらに不動産特定共同事業法が改正されれば、新たに需要喚起されること等を勘案し、75兆円を目標値として設定。			
145	指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件	平成23年度	124千件	130千件	136千件	151千件	162千件	165千件	平成28年度	・指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 ・目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸びが、平成24年度以降5年間継続するものとした件数に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み設定。			
146	賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率	20% (1,579業者)	平成23年度	-	-	20% (1,579業者)	35% (2,767業者)	41% (3,267業者)	100% (8,000業者)	平成28年度	賃貸住宅の管理については、建物所有者が宅地建物取引業者などに委託していたところであり、国内には8万業者程度は、賃貸住宅の管理業務に携わっていると見込まれるため、そのうち10%程度の管理業者が本制度に登録することを旨とする。			
147	土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数	17,947万件	平成23年度	9,252万件	17,647万件	17,947万件	15,308万件	14,606万件	20,300万件	平成28年度	・土地総合情報ライブラリーは、土地に関わる様々な情報を集約して総合的に広く国民に提供するものであり、土地に関わる情報整備施策の進展等により閲覧件数の増加が見込まれる。平成25年度より、177(地価情報)、178(取引価格情報)の業績指標を取りまとめて、「土地・不動産に関する情報提供」の観点から「土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数」を新たに業績指標に設定することとした。 ・平成22年度にシステム改修を実施したほか、取引価格情報提供制度の浸透、リーマンショック後の地価下落や不動産市場の景気後退、さらには東日本大震災の発生など、「土地」に関する関心が非常に高まったこともあって、実績が著しく躍進したものと考えられる。目標設定に当たっては、平成19年から20年、20年から21年、22年から23年への増加幅を参考に203万件を目標とした。			
関17	法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積	13.1万ha	平成15年	-	-	-	-	集中中	13.1万ha	平成25年	・適正な土地利用の実現を図るためには、利用されずに放置されている土地の扱いが課題のひとつとなること、土地基本調査において「空き地」とされた土地利用等の合計面積を表す指標を選定した。 ・目標値については、低・未利用地の面積は、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されていること、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標として設定。			
達成手段(開始年度)		26年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)												
(1)	不動産証券化の推進に関する経費(平成26年度)	新26-049	-	-	-	84	サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等のヘルスケア施設を取得・運用するリートに係るガイドラインの整備及びモデル事業等を実施するとともに、地域の公的不動産(PRE)等に係るリートの活用方策について検討を行い、リート商品の多様化や、適切な取得・運用の促進により、不動産投資市場の拡大を図る。また、改正不動産特定共同事業法の適切な執行のため、事業者に対する適切な監督を行うとともに、不動産証券化手法を活用した不動産再生事業を促進するため、ガイドラインの整備及び普及啓発を行うとともに、窓口相談・支援モデル事業等を行い、地域人材の育成を図る。				144	①ヘルスケア施設の取得・運用を検討しているリートに対するガイドラインの作成 ②改正不動産特定共同事業法等、不動産証券化手法を活用した不動産再生事業を促進するためのガイドラインの作成 本事業は、不動産証券化手法の普及・啓発にあたり、活用に向けた課題の検討や、分析を行うものであり、定量的な成果目標を設定することは困難である。		
(2)	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(平成24年度)	-	-	-	-	-	建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金の導入を促進するため、不動産特定共同事業の規制を見直す。具体的には、倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とすべく、一定の要件を満たす特別目的会社(SPC)が不動産特定共同事業を実施できることとする等の所用の措置を講じる。(平成25年6月21日に改正、同年12月20日より施行)				144			
(3)	Jリート・SPCが取得する不動産に関する租税特別措置(平成10年度)	-	-	-	-	-	Jリート等の不動産取得コストを軽減することにより、不動産の証券化を推進し、豊富な民間資金によりJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュアップ等が促進されることで、①優良な年ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化、②政府としてデフレ認識が引き続き示されている中、Jリート等が有力な買い手として、透明性の高い適正価格での取引を行うことによる資産デフレからの脱却を確実なものとする。また、不動産証券化の推進により約1,600兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に振り向ける。				144			
(4)	特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合に係る特例措置(平成25年度)	-	-	-	-	-	不動産取得コストである登録免許税を引き続き軽減することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。また、不動産証券化を推進し、不動産取引を活発化させることにより、資産デフレからの脱却を確実なものとする。				144			

(5)	不動産市場整備・活性化の推進 (平成24年度)	316	-	120 (106)	160	167	既存住宅の品質等に対する消費者の不安を解消し、安心して取引できる環境を整備するため、取引の中核を担う不動産宅地建物取引業者の総合コンサルティング機能を強化する取組や、インターネットで提供される既存住宅の情報を充実する取組を支援する。	145	
(6)	都道府県地価調査等経費 (昭和49年度)	307	7 (7)	6 (6)	6	6	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別の集計・分析を行い公表する。	147	
(7)	土地基本調査経費 (平成4年度)	308	74 (69)	146 (139)	758	461	経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地賃料の推計、土地資産額の推計等)を得ること及び統計が広く国民に活用されることを目的として、法人の土地・建物及び世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにする。	147	
(8)	土地関連統計調査経費 (昭和45年度)	309	35 (35)	35 (35)	34	33	土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用するとともに、広く国民に活用されることを目的として、企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態の把握、国及び地方公共団体における土地の所有・利用に関する情報について整備・分析を行う。	147	
(9)	取引価格等土地情報の整備・提供推進経費 (平成9年度)	310	355 (349)	309 (+特採10) (307) (+特採10)	369 (+特採10)	327 (+特採10)	①土地取引等の情報の抽出・集約 ②取引価格等土地情報の実査及び提供 ③土地総合情報ライブラリーのデータ加工・提供等 ④取引価格情報提供制度の周知 ⑤アンケート電子回答の実施 ⑥情報提供の速度・精度向上	147	
(10)	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築経費 (平成23年度)	311	55 (51)	62 (40)	60	129	不動産価格の変動等の不動産市場の動向や、不動産市場とマクロ経済との関係を的確に把握した上で、マクロ経済政策と連携した土地政策を推進すること、不動産市場を透明化・活性化させることを目的として、各国・国際機関や市場関係者と協調しつつ、不動産価格指数を構築し安定的・継続的に提供するとともに、不動産市場とマクロ経済の関係を的確に把握・分析できるマクロ経済モデルを構築する。	147	
(11)	地価公示 (昭和45年度)	313	3,746 (3,741)	3,741 (3,725)	3,363	3,442	全国の都市計画区域等において、標準地(全国23,380地点)の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日現在で判定し公示する。 具体的には、①2人の鑑定評価員(不動産鑑定士)の鑑定評価を求め、②地域毎に組織された分科会に所属する鑑定評価員が地域の市場分析等を共同で実施し、都道府県毎の分科会幹事会、地方ブロック毎のブロック幹事会等において広域的な市場分析や価格水準の検討を行い、③これらの結果について土地鑑定委員会が集計・分析を行い、公表する。	147	
(12)	主要都市における高度利用地の地価分析調査 (平成19年度)	314	83 (83)	83 (82)	83	83	三大都市圏、地方中心都市等の高度利用地区について、四半期毎に、鑑定評価員(不動産鑑定士)が対象地区の不動産市場の動向(取引価格、賃料、利回りの動向等)に関する情報を収集するとともに、不動産鑑定評価手法による地価動向の把握を行う。あわせて、各地区の不動産関連業者、金融機関等の地元不動産関係者からヒアリングするなど情報収集を行う。これらの結果をとりまとめて、国土交通省において四半期毎に「主要都市の高度利用地地価動向報告」(地価LOOKレポート)として発表する。	147	
(13)	環境不動産の普及促進経費 (平成25年度)	317	-	-	5	4	環境不動産の普及促進に向け、各市場参加者が共通認識を醸成し、そのあり方を検討する場として、「環境不動産普及促進検討委員会」(仮称)を設置する。委員会では、多様な市場参加者が関わり合うオフィスビル等の収益用不動産を対象として、国がインシアチブを取って、環境対応に関する情報の流通・活用やそれぞれの役割等について検討する。	147	
(14)	土地白書作成等経費 (平成元年度)	305	19 (13)	17 (12)	19	16	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で、土地白書を作成し、国会へ提出することなどを通じ、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解の促進を図る。	関17	
(15)	土地取引の円滑化に関する経費 (平成21年度)	306	21 (20)	19 (18)	19	18	国土利用計画法の土地取引届出制度の的確な運用を確保すること等により、国・都道府県等における機動的かつ確かな土地政策の実施に役立てるとともに、国民への土地取引に関する的確な情報の提供を図る。	関17	
(16)	土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費 (平成5年度)	312	56 (53)	36 (36)	40	49	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や賃貸等に対する意識、企業の土地取引意向・地価見通しに関する半期毎の継続的な動向指標(DI)、住宅・マンション・オフィス市場における毎月の需給動向、公的主体における定期借地権の活用実態や地方における不動産市場活性化のための取組事例等について調査・公表を行う。	関17	
(17)	土地取引の適正な監視の在り方の検討に必要な経費 (平成26年度)	新26-048	-	-	-	10	局地的な土地取引や巨大地震に対する防災・減災対策としての高台移転などを想定した土地取引について、土地取引の適正な監視に関する措置を講ずることにより、新たな土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。	関17	
(18)	土地利用計画の利活用等の実現 (平成12年度)	304	36 (30)	35 (33)	25	25	土地利用基本計画は、都道府県毎の土地利用の基本方向を示すとともに、個別規制法で策定される計画等の総合調整を担う。国は土地利用基本計画制度の適切な運用を確保する観点から、総合調整機能の向上手法や土地利用に関する各種データの収集・分析・応用方法等について検討し、さらに、国内外の土地利用・国土利用計画に係る各種計画・指針等の収集・整理・分析等を行い、当該計画の策定指針等へ反映する。	-	土地利用基本計画変更協議実施件数 土地利用総合支援ネットワークシステムのアクセス件数
(19)	鑑定評価の適正性の確保のためのモニタリング経費 (平成20年度)	315	10 (9)	9 (8)	8	7	広く第三者に影響を及ぼす証券化対象不動産の鑑定評価と財務諸表のための鑑定評価に関するモニタリングを実施し、平成22年に施行された「価格等調査ガイドライン」等の規定や平成19年に不動産鑑定評価基準に追加された証券化対象不動産の評価基準の内容が適切に実務に反映されているか等を検証するとともに、必要に応じ不動産鑑定業者への指導監督等を行い、鑑定評価の信頼性の確保・向上を図る。	-	鑑定評価の結果が広く国民に影響を与える依頼目的の評価を対象に、鑑定評価基準等での規定内容が適切に実務に反映されているか、市場の変化を踏まえて適切なものとなっているか等の確認を行うためのものであるため、定量的な活動指標を示すのは困難。
(20)	海外からの不動産投資の促進 (平成26年度)	新26-050	-	-	-	20	海外投資家の国内投資を促進するため、海外投資家のニーズを把握した上で、我が国不動産市場に関する情報について、情報発信に関する外国投資家のニーズの把握等を行い、国・業界の役割分担や発信情報の優先順位や発信手法に関する戦略を構築し、情報発信を実施する。	-	海外投資家の我が国の不動産市場に対する評価 海外からの国内不動産投資の促進のために実施する業務の発注件数
施策の予算額・執行額			4,694 (4,621)	4,720 (4,666)	5,028	4,929	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣議決定】 ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)第2.3.① ・日本再興戦略(平成25年6月14日)第Ⅱ.一.5.④.二.テーマ1.③ ・経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日)第2章.4.(1)	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設業課長 青木 由行			
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設業界の依然として厳しい環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月			
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度									
148	我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	平成23年度	-	-	1.35兆円	1.18兆円	1.60兆円	/	1.5兆円	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、我が国建設業の国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
149	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97% ②82%	平成22年度	①100% ②94%	①97% ②82%	①97% ②82%	集計中	集計中	/	①100% ②100%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には入札契約適正化法の適切な履行が必要であり、履行確保の取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成23年8月9日に閣議決定されたところ。				
150	専門工事業者の売上高経常利益率	3.5%	平成22年度	-	3.5%	-	-	-	/	4.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には専門工事業者の経営体質の強化が必要であり、経営体質強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
151	建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①0.8% ②9.5ポイント	平成23年	①-1.5% ②2.75ポイント	①-0.6% ②2.5ポイント	①0.8% ②9.5ポイント	①1.0% ②31.25ポイント	①-0.9% ②30ポイント	/	①絶対値1.2%以下 ②絶対値30ポイント以下	平成28年	少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とすることが適切。				
152	新事業展等を行う建設企業数	-	-	-	1,884社	-	-	-	/	5,000社	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設企業の事業転換が必要であり、転業・事業転換促進支援策を評価するためには本指標が妥当である。				
関18	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88.4%	平成23年度	-	-	88.4%	88.7%	89.0%	/	90.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術者を増やすことが必要であり、高い能力等を持った技術者を増やす取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
関19	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日	平成21年度	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日	44.76日	/	44.72日	平成29年度	建設関連業登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果により、平成24年度に当初の目標であった低減率3割を達成した。現在、登録制度の改正等は予定されておらず、かつ、システム改修も行わないため、初期値から3割削減状況の維持を目指すものである。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 建設業許可処理システム等の整備の推進(昭和62年度)		26年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)	227	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。					-	-			

(2)	建設関連業の新たな役割と一層の活用推進 (平成20年度)	320	14 (12)	14 (11)	14	14	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業者登録システムの回収・保守等を行う。	関19	建設関連業者登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率 申請処理件数
(3)	建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	321	138 (124)	127 (127)	117	101	建設業において、技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、下請取引等実態調査や立入検査の実施、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口の設置等により、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤を確立する。	-	建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数(1,000件) 請負契約の書面による締結率(80%)
(4)	入札・契約制度の適正化の推進 (平成14年度)	-	- -	- -	-	-	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、毎年度、同法に基づく措置状況を調査。努力義務事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、各発注者における取組の推進を図る。	149	- -
(5)	建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業 (平成23年度)	322	216 (204)	171 (170)	185	186	中小・中堅建設企業に対し、中小企業診断士や技術士等の専門家による経営的・技術的なアドバイスを実施する「相談支援」と、その中から新事業展開や企業再編・事業承継といった他企業に対するモデル性の高い案件を選定し、重点的な支援を行う「重点支援」を実施している。「重点支援」とした案件については、専門家の支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成に向け継続したアドバイスを実施する「チームアドバイス支援」と、地域の課題解決に資する新事業展開に要する経費の一部を支援する「ステップアップ支援」という2つのメニューにより支援を実施するとともに、他の建設企業の経営上の課題や技術上の課題の解決に資するべく、その取組内容を広く水平展開している。	152	相談支援の受付件数 新事業展開の事例を収録した電子ブックの閲覧数
(6)	建設業における労働・資材対策の推進 (平成20年度、一部昭和54年度)	323	33 (22)	53 (39)	68	86	建設業の持続的な発展のため、適正な賃金水準の確保・社会保険未加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、平成26年度内に着工した建築工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給調査を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を使用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。	151	- 主要建設資材年間需要見通し・月別需要量予測、及び建設労働者需給調査の結果について、年13回の公表
(7)	復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等(東日本大震災関連) (平成23年度)	-	30 (17)	13 (13)	13	13	東日本大震災に伴う復興工事の増大が見込まれる中で、現場に配置される監理技術者、主任技術者が不足するとの懸念がある事に加え、民間工事では技術者配置の実態が十分に把握できない状況である。また、被災の状況、必要な工種等が地域や復興の段階等によって大きく異なると想定される。これらのことから、復興工事を円滑に推進するため、技術者配置の実態を把握した上で、その改善の必要性を検討し適切な措置をとるための実態調査を行う。	関18	- -
(8)	建設工事における公衆災害防止のための実態調査 (平成24年度)	324	- -	7 (6)	7	-	建設企業は、許可を受けた建設工事において、法令遵守のもと適切な施工管理、安全管理を行うことが求められる。しかしながら、足場の倒壊事故等、一般の人や財産に危害を与えるような公衆災害が後を絶たないのが現状であることから、建設工事における公衆災害の原因を多角的に分析し、公衆の安全に資することを目的とした実態調査を実施する。	-	- -
(9)	我が国建設業等の海外展開の促進 (平成24年度)	325	- -	61 (61)	70	84	我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、①我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築、②海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究等による契約・リスク管理の強化、③中堅・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催、④日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、などを行うことにより、土木・建築分野において高い技術力を有する我が国建設企業の海外展開を促進する。	148	- -
(10)	公共事業の積算の適正化の検討 (平成25年度)	326	- -	- -	10	10	近年の施工パッケージ積算方式への移行や、使用される工種の変化等に伴う、公共工事設計労務単価の積算での使用頻度の変化等を把握し、今後の調査及び単価設定手法のあり方を検討する。加えて、近年の労働形態の変化や急激な労務費の変化等、労働市場の実態に即した調査及び単価設定のあり方を検討する。また、東日本大震災時等における既存の実績や最近の労務費の変化に対する対応を踏まえ、技能労働者の賃金水準の変化を迅速かつ正確に把握できる指標を抽出・分析すること等により、賃金水準の変化を迅速に反映した単価設定手法を検討する。	-	- -
(11)	専門工事業者等の市況環境の整備 (平成25年度)	327	- -	- -	10	-	専門工事業者等を評価する新たな手法の検討に資する調査を行う。	150	定性的に検討の状況を指標とする。 定性的に検討の状況を指標とする。
(12)	道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	328	- -	- -	100	122	道路分野における日本企業の海外進出促進するため、相手国との政策協議、海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成、日本の道路関係技術普及促進等を実施する。	-	相手国との政策協議、海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成、日本の道路関係技術普及促進(相手国政府の状況やプロジェクトの案件に応じて、効果的な戦略をその都度講じるため、定量的な活動指標の設定ができない) 道路分野における日本企業の海外進出促進(日本企業が海外進出しやすい環境の数値化が困難であるため、定量的な成果指標の設定ができない)

(13) 道路事業における官民連携施策に係る調査・検討業務 (平成25年度)	329	-	-	15	13	諸外国の道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)について、経営の観点から、各事例の契約等のスキームを中心に調査し、我が国における道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)の実手法を検討する。	-	道路事業における官民連携施策の導入の促進を進める上で必要となるスキームの整理 (本事業は、道路事業における官民連携施策の導入の促進を進める上で必要となるスキームの整理等を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 道路事業における官民連携施策の導入のための施策検討 (本事業は、道路事業における官民連携施策の導入の促進のための施策検討を目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)
(14) 建設リサイクル推進等のための適切な施工管理の確保 (平成26年度)	新26-51	-	-	-	10	解体工事における民間発注者の保護、解体工事現場での公衆災害防止や廃棄物の適正処理の必要から、建設業の許可における業種区分の見直しの検討も踏まえつつ、解体工事現場に配置される技術者の確保・育成のための技術者資格の検討を行うものである。 解体工事に係る技術者資格の検討にあたっては、解体工事に係る技術・知識などの必要な資料収集、試験問題検討のための資料整理、有識者の協力を得て作成した模擬試験の結果データ整理・分析を行う。これを踏まえ、解体工事に係る技術者資格の試験科目とその内容設定を検討する。	-	-
(15) 技術者の人材確保・育成に関する調査・検討 (平成26年度)	新26-52	-	-	-	15	技術者をとりまく状況に関して、実態を正確に把握した上で、優秀な若手技術者の確保、育成、工事の質や現場に即した技術者の効率的な活用を推進するための方策等を検討する。	-	-
(16) 多様な入札契約方式のモデル事業等の実施 (平成26年度)	新26-53	-	-	-	120	新たな入札契約方式の導入にあたって発注者にノウハウが不足している具体的な案件を広く募集し、選定された案件(モデル事業)を実施する地方公共団体に対して、専門家等を派遣するなど発注に係る入札説明書・仕様書の作成、入札参加者の評価等の発注者業務を支援するとともに、モデル事業の課題・効果を検証する。それらの検証により得られた成果や、国土交通省直轄事業における試行を踏まえ、発注者マニュアルを作成し、他の地方公共団体での類似の取り組みを促進する。	-	地方公共団体におけるモデル事業の実施数 入札契約方式を多様化した地方公共団体数
施策の予算額・執行額		14,630 (12,728)	16,198 (13,833)	17,890	11,868	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-33)

施策目標		33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る					担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 中野 宏幸	
施策目標の概要及び達成すべき目標		現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度						
153- 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数 ① (①収録ファイル数)		約5,000件	平成18年度	約7,000件	約10,000件	約10,500件	約12,000件	約13,500件	約14,800件	平成27年度	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(収録ファイル数、ホームページへのアクセス件数)を指標とする。		
153- 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数 ② (①HPアクセス件数)		約915,000件	平成22年度	約738,000件 (※)	約915,000件 (※)	約812,000件 (※)	約808,000件 (※)	約1,012,000件 (※)	約960,000件	平成27年度	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(収録ファイル数、ホームページへのアクセス件数)を指標とする。 (※)カウント方法について、サーバーの機能等の状況変化により、平成23年度より変更している。 また、平成20年度から平成22年度の実績値についても、変更後のカウント方法により算出している。		
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1) 国土交通統計 (昭和23年度)	330	594 (472)	590 (537)	577	580	統計利用者の利便性の向上を図るため、限られた統計リソースを効果的かつ効率的に活用・推進し、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図る。	153						
施策の予算額・執行額		868 (640)	683 (615)	594	609	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(平成26年3月25日閣議決定)						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	地籍整備課長 佐藤勝彦			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値		目標年度							
154	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	49%	49%	50%	50%	51%		57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
155	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3%	平成23年度	—	17.1%	40.3%	60.9%	70.7%		100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		26年度 行政事業レギュ 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)											
(1)	地籍調査 (昭和26年度)	333	11,928 (11,752)	11,351 (11,157)	13,318	11,410	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は同法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)。また、国が地籍調査のための基礎的な情報の調査を行うため、都市部では都市部官民境界基本調査、山村部では山村境界基本調査(いずれも地方負担し)を実施するなど、地籍調査の促進に向けた各種事業に取り組んでいる。					154	-			
(2)	基準点測量等 (昭和26年度)	334	474 (452)	379 (343)	379	343	地籍調査において土地の一筆毎の境界を測量し、正確な位置や面積を求めるためには、正確な座標値を有する国家基準点(一等～三等三角点)に基づいて測量する必要がある。しかしながら、既設の国家基準点(四等三角点)を国(国土地理院)が設置することにより、地籍調査の円滑な実施及び測量精度の確保を図る。					-	基準点測量を実施した市町村数142(予定) 基準点測量基礎計画(平成22年度～31年度)での設置点数8,400点に対する達成度			
(3)	土地境界の明確化の推進(東 日本大震災関連) (平成23年度)	復興庁190	1,014 (589)	1,449 (1,170)	644	348	被災地における復旧事業の迅速化や現況とズレた地籍図面(登記所の地図)の早期修正や土地境界の明確化による被災地の早期復興等に貢献するため、地籍調査の実施状況に合わせた以下の取組により被災自治体を支援している。 ①地籍調査が未実施の地域 復興事業の本格化のために道路等の官有地と民有地の間の境界情報の整備が重要であることを踏まえ、官民境界に関する調査を国が実施するとともに、復旧・復興事業と連携した地籍調査の実施を支援 ②地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援 ③地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援					-	東日本大震災により利用できなくなった基準点等の検証測量や再測量等 地籍が明確化された土地の面積(平成27年度までの目標値)200Km ²			
(4)	土地分類基本調査 (昭和26年度)	331	90 (88)	81 (80)	79	59	土地分類基本調査は、統一的な基準に基づき、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、平成22年度より、土地本来の自然地形や改変履歴、災害履歴等に関する情報の整備・提供する「土地履歴調査」を実施している。					155	-			
(5)	水基本調査 (昭和26年度)	332	4 (4)	4 (4)	17	16	水基本調査として、全国の深井戸を対象に、井戸施設の規模、地下水位等のデータ及び地盤・地質情報を収集・整理し、ホームページ等で公表している「全国地下水資料台帳」、地下水・地表水の適正な利用のため、地下水分布状況、地質状況、地盤沈下等の地下構造を分析し図面化した「地下水マップ」、地下水の水流、涵養量、水質等の情報を地図・簿冊に取りまとめる手法等を検討する「地下水情報の図面化調査」を実施している。					-	地下水調査を行った深井戸の件数 約500件(予定) 地下水の図面化を行った平野等の数 14地域(予定)			
施策の予算額・執行額			14,630 (12,728)	16,198 (13,833)	17,890	11,868	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-35)

施策目標		35 自動車運送業の市場環境整備を推進する						担当部局名	自動車局			作成責任者名	貨物課長 秋川 直也	
施策目標の概要及び達成すべき目標		将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
156 荷主への安全協力要請の発出件数		88件	平成23年度	92件	68件	88件	64件	54件		44件	平成27年度	パートナーシップ会議の議論等を踏まえた施策により、安全協力要請の発出が必要となるような取引の低減に取り組むこととし、市場環境整備の進捗状況の指標として、当該安全協力要請の発出件数を設定し、目標件数は44件とする。		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)										
(1) トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業 (平成21年度)		0335	7 (3)	5 (2)	5	7	荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック運送適正取引推進パートナーシップ会議」(パートナーシップ会議)を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような不適正な取引の低減に取り組むこととする。					156		
(2) トラック産業将来ビジョン策定等調査 (平成22年度)		0348	4 (1)	4 (2)	3	3	我が国のトラック産業の有する可能性をもとに、将来に向けた「あるべき姿」の提示と、公平・公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するため「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」を設置、開催。 平成22年7月に取りまとめられた「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を受け、最低保有車両台数のあり方及び適正運賃収受に向けた取組みについて、「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」を設置、開催。 平成24年12月に「第5回トラック産業に係る将来ビジョンに関する検討会」での決定を受け、トラック業界の安全性、健全性を向上させるための検討課題として、「参入時基準の強化」、「多層構造の弊害の解消に向けた施策」等の各課題に対応する具体措施を抽出、検討し、その実施に向けて協議を行う作業部会を設置、開催。 平成25年10月に事業者が行っている様々な取組、人材育成などの経営努力について意見を交換し、今後のトラック行政に反映するため、「トラック産業の将来展望に関する研究会」を設置、開催。 平成26年3月に、総合的な健全化対策とともに、トラック産業の活性化という観点から人材の確保等に向けての対策について議論するため、「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」を設置、開催。					-	「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」、「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」、「トラック産業に係る取組作業部会」、「トラック産業の将来展望に関する研究会」及び「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」の開催件数 当該検討会はその時々のトラック業界を取り巻く課題に応じて開催しており、開催頻度等の定量的な成果実績を示すことは困難である。 ただし、「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」での議論を踏まえ、平成22年7月には「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を取りまとめたところである。 また、当該中間整理に基づいて設置された「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」での議論を踏まえ、平成24年10月には、当該ワーキンググループとしての報告書を取りまとめたところ。	
施策の予算額・執行額		11 (4)	9 (5)	8	10	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		なし						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-36)

施策目標		36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る						担当部局名	海事局		作成責任者名	総務課企画室長 長崎敏志		
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の経済及び国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・船用品。海洋構造物の市場環境整備・活性化並びに人的基盤である技能者・技術者及び船員(海技者)の確保・育成等を行う。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度								
157	海運業(外航及び内航)における年間の船員採用者数の水準	-	-	161	121	125	138	集計中	100(1事業者あたり1.83人)	毎年度	海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。 ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人(平成23年度～32年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者数 278人(平成23年度～平成32年度) 必要な1事業者ごとの年間採用者数 278人 ÷ 2,773人① ÷ 10年 ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者数 → 1.83人 1.83人 ÷ 278人 ÷ 152 = (平成24年度に必要な採用者数) ÷ (平成24年度の事業者数) 人 ④ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均1.83人の採用が行われること(水準)を100とし、毎年度、(各年度の採用者数) ÷ (各年度の事業者数)が100の水準を確保する。			
159	造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100%	平成21年度	100%	100%	100%	96%	集計中	50%	平成25年度	・造船市場は世界単一市場であり、一国の支援措置が他国造船業へ影響を及ぼすことから、適正な市場環境整備を促進することは重要。 ・OECD造船部会を通じて、「各国の造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合」を既存値の半数とすることを目標値として設定。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)										
(1)	船員雇用促進対策事業費(昭和53年度)	189 (138)	154 (132)	152	146	船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、また、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になる者に対して船特法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行う。				157				
(2)	船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費(平成20年度)	111 (89)	108 (84)	107	105	船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員養成事業を実施する。 また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。				157				
(3)	(独)航海訓練所運営費交付金(平成13年度)	5,608 (5,608)	5,288 (5,288)	5,196	5,351	内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、国際条約の改正によって強化される訓練体制に対応するためのシミュレータの整備を図る。				157				
(4)	(独)航海訓練所施設整備費補助金(平成26年度)	-	-	-	46	商船系大学等の船員教育機関の訓練を一元化し、毎年2,000名近い学生等を受け入れ、5隻の練習船により約7,000人・月相当の所定の航海訓練を実施し、国際条約で定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たす優秀な外航船員及び内航船員を養成するとともに、訓練方法の改善に資する航海訓練等に関する研究、並びに将来の海運を支える船員の確保に資するための海事思想の普及等、附帯する業務を行っている。				157				
(5)	(独)航海訓練所船舶建造費補助金(平成23年度)	450 (450)	450 (450)	450	-	内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、業界の求める即戦力を備えた新人船員の効果的な養成に向けた訓練体制の拡充に必要な練習船の整備を図る。				157				
(6)	(独)海技教育機構運営費交付金(平成18年度)	2,482 (2,482)	2,357 (2,357)	2,200	2,385	新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、中卒3年課程の海上技術学校の4校、高卒2年課程の海上技術短期大学の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 また、既存の船員等に対しては、海技大学校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るための多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。				157				

(7)	船舶産業の競争力強化に必要な経費 (平成21年度)	339	54 (53)	52 (51)	54	我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。	158	本施策は、造船業及び船用工業の競争力強化を図ることを目的とし、市場環境整備に係る調査や検討会等を実施しており、成果目標及び成果実績について目標値を定めて実施するという性質のものではない。	
(8)	経済協力開発機構造船部会分担金 (平成18年度)	340	15 (11)	11 (11)	10	12	世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分担金を支払う。	158	OECDにおいて各国に割り当てられた分担金を支払うものであり、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
(9)	シップリサイクルに関する総合対策 (平成19年度)	341	19 (16)	19 (16)	13	12	船舶の解体(シップリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシップリサイクルシステムの構築を図る。	158	本施策は条約の早期発効に向けたものであるため、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
施策の予算額・執行額			9,294 (9,178)	9,510 (9,103)	10,560	9,725	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	海洋基本法第20条	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-37)

施策目標		37 総合的な国土形成を推進する					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	総務課長 木下 茂	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
159	国土形成計画の着実な推進(対20年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	11 平成22年度	(9)	11	8	9	集計中	現状維持又は増加	毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画が策定された年度である対20年度比(一部の指標については、平成21年度以降しか値がない指標があり、その場合は平成21年度比)で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。		
160	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①91% (80自治体)	平成23年度 (60自治体)	(61自治体)	(80自治体)	100% (88自治体)	集計中	現状維持又は増加	①100% (88自治体)	平成28年度	「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」については、当初検討を開始した平成18年度に参画していた延べ自治体数の2倍の自治体数。(2倍となる88自治体を100%としている)	
		②0% (36,543kg/日)	平成20年度	-	62% (33,075kg/日)	-	-	-	現状維持又は増加	②58% (33,278kg/日)	平成27年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画(平成23年～32年)において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値(平成32年に30,946 kg/日を達成)を100%として、27年度までの目標を形式的に按分した。
関20	国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数)	33万件 平成18年度	50万件	52万件	82万件	94万件	95万件	現状維持又は増加	毎年度	多様な主体における国土情報の整備・活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。本関連指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するものであり、「現状維持又は増加」を目標とする。		
達成手段(開始年度)		26年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
			23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)							
(1)	社会資本整備総合交付金	348	2,224,932 (1,905,742)	1,486,897 (1,480,095)	1,186,526	844,458	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。			-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
(2)	防災・安全交付金	349	-	22,290 (20,522)	1,091,514	1,033,031	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づき次次の取組みについて、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。			-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
(3)	社会資本整備総合交付金(全国防災)(東日本大震災関連)	350	14,233 (11,723)	133,262 (126,200)	56,820	7,729	地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(ハ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に限定したものに限る。)に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援する。			-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
(4)	総合交通体系整備推進費	351	14 (12)	12 (11)	14	14	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。 また、総合交通体系の整備水準に係る指標・評価項目や目指すべき将来像・シナリオを整理したうえで、国民生活への影響や施策実施効果について評価を行い、将来的な国土形成に必要な総合的な交通体系の整備のあり方を検討する。 さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。			159		

(5)	総合的な交通体系の効果的な整備の推進	353	—	—	40	39	全国規模の幹線交通における旅客流動について、刻々と変化する現状を確かにつ網羅的に捉え、流動量、旅客属性等を明らかにする手法を検討し、データを集計・分析する。また、交通サービス水準を定量的に把握する分析ツールを整備・管理するとともに、旅客流動と交通サービス水準との関係についての時系列分析、国際比較等を通じて、我が国の総合的な交通体系の現状や動向を把握し、今後の政策課題を明らかにし、対処方針等について検討する。加えて、取りまとめた情報や分析ツールを関係行政機関、交通事業者などへ提供することで、各関係主体における効率的かつ効果的な取組を促進し、総合的な交通体系の整備を推進する。	159	
(7)	官民連携基盤整備推進調査費(平成23年度)	355	445 (175)	718 (144)	466	397	地域の経済団体等の多様な主体が自治体と連携して策定する広域的な地域戦略に資する基盤整備事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、事業化に向けて必要なデータ収集や概略設計等の検討をするための調査に必要な経費を支援する。 配分先:都道府県補助率:1/2	—	調査実施箇所数 各調査において設定した検討課題に対する達成度の平均値
(8)	多様な主体の理解の促進(平成18年度)	356	11 (7)	11 (7)	9	9	多様な主体の理解を促進するため、①地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土形成フォーラムの開催、②ホームページによる国土計画関係情報の提供、③国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、④社会経済状況の変化等に応じた計画推進施策などの有識者との意見交換を実施する。	—	・国土政策フォーラムの開催(2地域) ・国土計画研究交流会の開催(1回) フォーラム・研究会の評価(アンケート調査の結果で、良いと評価した参加者の割合(ともに80%以上))
(9)	国土形成計画等の進捗管理	357	96 (71)	90 (80)	81	78	国土形成計画(全国計画)の新しい国土像実現を目指して掲げられた5つの戦略的目標(①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり)の進捗度等について、戦略的目標や計画に記載されている施策毎に評価指標を設定し、各種データを収集・整理して計画の進捗状況のチェック(モニタリング)を実施する。 各圏域の広域地方計画に定められている計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を把握するとともに、計画推進に当たった課題とその解決方針に関する検討を行う。	—	国土形成計画(全国計画、広域地方計画)の進捗状況を管理するための指標を用いた計画のモニタリングを実施し、公表 国土形成計画の進捗管理を行うものであり、本調査自体は定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。 また、国土形成計画の進捗管理を把握し、計画を推進するために課題とその解決方法に関する検討を行うものであり、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。
(10)	国土形成計画等の基礎的・長期的検討(平成18年度)	358	157 (142)	120 (117)	107	156	国土形成計画(全国計画)、国土利用計画(全国計画)が平成20年7月に閣議決定されたが、これらの計画は国土に関する総合的な計画であり、国は計画策定後も経済社会情勢の変化に的確に対応する必要がある。このため、関係府省、地方公共団体、国民一般とも共通の認識を形成することを見据えて、国土の課題分析、計画の基礎となる調査・研究などを実施する。 平成26年度は、本格的な人口減少社会の到来や、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く状況の変化を踏まえ、2050年も視野に入れた、新たな「国土のグランドデザイン」の具体化戦略の実現に向けた具体化戦略の検討のための調査・研究等を実施する。	—	調査実施件数(13(見込み)) 国土形成計画等の基礎的・長期的な検討を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。 定性的には、国土政策上の新たな課題の萌芽について把握を行うため、経済社会情勢の変化等を踏まえて、基礎的・長期的な観点から検討を行う。
(11)	国土形成計画等に係る学官連携の推進	359	43 (31)	33 (29)	21	19	国土計画の基礎となる調査・研究を充実させることにより、これを計画へ反映し、国土政策の推進を図る。	159	
(12)	国土数値情報の整備	360	296 (276)	279 (245)	215	225	国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うため、国土数値情報を整備・更新するとともに、国土数値情報として整備するための効率的な情報収集手法及びデータ形式等を調査し、製品仕様書及び作業手順書を作成する。	関20	
(13)	国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充	361	49 (38)	46 (27)	42	30	国土情報を分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している国土数値情報利用・管理システム(G-ISLAND)について、国土情報データベースへの統計データ等の追加等を行う。また、国土情報のインターネットを通じた一般国民向けの提供のため、国土に関する情報提供の充実及び国土数値情報等を簡単に閲覧することのできる国土情報ウェブマッピングシステムの機能拡充を図る。	関20	
(14)	首都機能の移転に関する調査等(平成63年度)	362	29 (29)	14 (14)	13	11	国会においては、平成15年6月に超党派の「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、検討がなされてきたところ、平成16年12月に「座長とりまとめ」がまとめられ、「今後は、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする」とされた。このため、座長とりまとめに従い、政府として、分散移転や防災に関する分野を中心に調査を行い、国会での議論に協力するとともに、法第3条に従い、広く国民に首都機能の移転に関する適切な情報提供を行うための調査を行う。	—	調査実施件数(1(見込み)) 国会における議論に対する適確な協力等を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。
(15)	むつ小川原開発推進調査	364	7 (7)	6 (6)	6	6	ITER(国際熱核融合実験炉)関連施設である国際核融合エネルギー研究センターの立地や、原子力等に関する研究機関の存在など、環境・エネルギー問題といった国際的な課題に対応し得る機能の集積が進みつつあるむつ小川原開発地区において、今後の開発の長期的な課題や展開可能性について検討するため、新しい潮流などの情報収集、事業の新たな展開のために必要な勉強会や先進地調査など、むつ小川原開発の円滑な推進を図る上で必要な調査を実施する。	—	むつ小川原地区の振興方策を検討し、むつ小川原開発の円滑な推進を図ることを目的としており、検討結果である報告書を関係団体(青森県、六ヶ所村、経済産業省、文部科学省など15団体)に配布し、検討結果を周知した むつ小川原地区の振興方策を検討し、むつ小川原開発の円滑な推進を図ることを目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。なお、定性的には、むつ小川原開発の円滑な推進を図る上で必要となる情報について、関係機関に周知を図る。

(16) 経済協力開発機構等拠出金	365	39 (39)	36 (36)	35	41	OECDへの拠出金は、地域開発政策委員会、及び、その地域指標作業部会等の作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、わが国の国土政策にとって有益となる調査研究・資料作成等に充てるため拠出するものである。具体的にはOECD諸国の地域パフォーマンス分析と競争優位診断や国別、地域別の国土政策のレビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等)についてOECD/TDPCの立場から評価を行い、改善方策等を提言するものがOECDにおいて実施されている。UN-HABITATへの拠出は、そのアジア太平洋地域本部(福岡本部)が行うアジア諸都市と日本の企業や自治体が有するアジア地域に適用可能なノウハウ、技術とのマッチング事業等のプロジェクトに充てるため拠出するものである。	-	OECD/TDPC及びUN-HABITAT関係会議への出席 OECD/TDPCにおいて加盟国国土政策に係るレビューが実施されていること及び地域指標一覧が更新・充実されていること。UN-HABITATにおいてはアジア太平洋地域における日本の技術協力を通じた持続可能な地域開発が強化されていること。
(17) 国土政策に関する国際調査	366	31 (24)	29 (26)	23	28	諸外国における地域振興策の具体策についての整理・分析を行い、さらに収集した情報を基に各国の国土政策を整理したウェブサイト「各国の国土政策の概要」の情報更新、内容の充実等を行うことにより、国土政策・地域政策の企画・立案・推進の向上に資する。 また、2014年4月にコロンビア・メデジンにて開催された国連ハビタット世界都市フォーラムにおいてブースを設置し、我が国の地域における多様な主体の連携による災害に強い国土づくりに向けた取組に関する情報発信を行うとともに、11月に日本で開催される第3回都市専門家会合へ協力するための補助業務を行い、これら会議成果を我が国の国土政策の企画・立案・推進の向上に資するとともに国際機関を通じた途上国への発信強化を目的とする。	-	国土政策の概要や課題等に関する調査件数 2件 ウェブサイト「各国の国土政策の概要」への調査結果の反映
(18) 国土形成計画等の効果的な推進(平成25年度)	368	-	-	105	86	人口減少・高齢化等により全国各地で維持・存続が危ぶまれる集落が拡大する中、暮らしの安心を支える公共・社会サービスの効率的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進するため、複数の集落が集まる地域に医療・福祉、買い物等のサービスを提供する「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する。 国土形成計画(全国計画)に示された新しい国土像や国土利用計画(全国計画)に示された基本構想の実現に向けて、シームレスアジア実現に向けた推進、所得者不明化による国土利用困難化の対応、環境エネルギー分野における地域別の取組の推進、国土における国の機関等の効果的な展開などの国土政策上の推進方策等を検討する。	159	
(19) 広域的な地域間共助推進事業	369	-	-	95	35	東日本大震災において、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、平時の地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなり、災害時における被災地への迅速な支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組が有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した事例が見られた。 このような取組を有効に機能させるためには、平日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざというときの手厚い支援に繋げるために、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが重要である。 このため、地方公共団体、NPO等多様な主体が広域にわたる連携・支援関係を構築する新しい地域間連携(「広域的な地域間共助」)の推進に向け、参考となる実施主体の取組を支援し、これら取組を通じて、課題の抽出と分析、効果的な共助のあり方や推進方策について検討を行う。 平成25年度は「立ち上げ段階」の取組、平成26年度は「実施段階」の取組を対象に調査を実施。	-	協議会の実施段階の取組を調査検討し、活動報告会を開催し取組の報告を行うと共に事例集としてとりまとめ広く展開する 広域的に地域が相互に連携し、補完し合う新たな共助の取組に関する基礎的事例調査を行うものであり、本調査自体が定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。 定性的には、共助の取組を自立的に行う各地域の参考となるよう、先進的な取組事例を元に、課題/ノウハウを整理し広く普及させる。
(20) 大都市戦略検討調査経費	370	-	150 (137)	83	40	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都府県等の行政エリアを越えて人口や産業の集積が進んでいる地域である。我が国において人口減少や高齢化の更なる進行が見込まれる中、大都市圏は将来的には全国人口の約7割の生活圏となることが想定されており、我が国の経済社会の成長の中核的役割を担いつつ、生活者にとって快適な都市環境を構築できるような持続可能な大都市の形成が必須である。 なお、「日本再興戦略(平成25年6月14日)」において、都市の多様性の確保、都市環境と生活環境の向上が、また、「経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日)」において、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策を集中的に進めること、持続可能性を重視し、自然と環境と共生することが謳われている。 持続可能な大都市圏の形成に資することを目的に、社会基盤の選択と集中等に関する調査検討を実施する。	-	調査実施件数 4件 持続可能な大都市圏の形成に資することを目的に、大都市圏における社会基盤の選択と集中等に関する調査検討を実施するものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。
(21) 大規模災害に備えた国土形成に資する総合交通体系の確保に係る調査検討	新26-56	-	-	-	14	大規模災害時において基幹的陸上交通ネットワークが機能停止となった場合に人流・交通サービスへの影響を最小化することで経済社会活動が機能不全に陥る事態を回避するため、大規模地震・津波等の発生時における人流・交通サービスへの影響を推計・分析し、当該影響を軽減するための交通モードを超えた総合かつ有機的な連携・代替性の確保を通じたハード・ソフトによる対策のあり方を調査検討する。	159	
(22) 歩行者移動支援の普及・活用の推進	新26-57	-	-	-	39	ユニバーサル社会の実現に向けて、ハード面のバリアフリー施策に加え、ICTを活用したバリアフリー経路案内等を行う歩行者移動支援サービスの普及促進を推進することが必要である。その際、自治体等の地域や民間の積極的な参画を得て推進することが重要であり、行政機関の保有する情報の幅広い公開など検討すべき課題の解決に向けた調査検討を実施する。	159	
(23) エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進(平成26年度)	新26-58	-	-	-	60	地域ブロックの成長力を維持・発展していくためには、ブロック内の各都市圏のフルセット型の整備により均衡的な発展を目指すのではなく、エンジン都市圏が有する高次の都市機能の強化を図るとともに、これと周辺の各都市圏の強みを結びつけることにより、選択と集中を通じたブロック全体の戦略的発展を図ることが必要とされているところである。 このため、上記視点に基づく分析を定量的に行うとともに、新たな地域課題に対応した広域連携のあり方について検討を行う。	-	調査実施件数(3件(見込み)) -
(24) 多様な主体による地域づくり推進経費	新26-59	-	-	-	59	地方部における地域の活性化を図るため、地域金融機関、地元民間企業、地域のNPO等から構成される地域づくり活動支援体制(地域づくりプラットフォーム)の構築を支援し、多様な主体による地方部の地域づくり活動の、ハンズオン支援等の中間支援活動に対して支援を行う。また、各地域づくり活動支援体制の活動を促進するための全国ネットワークの立上げに向けた検討を行う。併せて、地域の課題解決に資するNPO等の事業の社会的意義を客観的に示す手法を検討する。	-	新たに形成される地域づくり活動支援体制数 10件 地域づくり活動支援体制によって支援された地域づくり活動数10件
施策の予算額・執行額	2,485,840 (1,920,281)	2,828,258 (1,635,643)	3,316,597	1,886,695	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	国土形成計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-38)

施策目標		38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する					担当部局名	国土地理院		作成責任者名	総務部政策調整室長 加藤 信行		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土の管理、災害・危機管理対応や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化のためには、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
161	電子基準点の観測データの欠測率	0.43%	平成22年度	0.42%	0.43%	0.61%	0.47%	0.22%	0.5%未満	毎年度	電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供するための指標とした。 電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共にGNSS受信機と通信装置への無停電(24時間または72時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にし、データの欠測率を上げないように努めてきた。今後も欠測率を上げないことが重要であることから目標値を設定した。		
162	地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	0件	平成23年度	-	-	0件	145件	23,651件	24,000件	平成26年度	地理空間情報ライブラリーには、台帳付図、地図、空中写真等の地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び被災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることが地理空間情報ライブラリーの目的としている。また、国・地方公共団体で共用が進むことにより、重複・類似した新たな情報整備が不用となり行政コストの低減に繋がる。 国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数を見ることにより、国・地方公共団体での地理空間情報の活用状況を検証できることから利用数を目標として設定した。また、目標値は、国の機関・各地方公共団体が毎月、地理空間情報に関して利用することを目標として設定した。目標年度は、H24年度は情報の登録・蓄積、H25年度は地理空間情報ライブラリーの普及を進めるとし、3年目のH26年度とした。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1)	地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	71 (71)	69 (68)	69	60	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。					162		
(2)	位置参照情報の整備(平成21年度)	50 (39)	48 (42)	43	43	位置参照情報とは、全国の住所とその地点の緯度経度とを対応させた、地図と住所をつなぐ基礎情報である。平成24年7月1日から平成25年6月30日までに地名及び街区形状等の変更のあった箇所について更新作業を実施する。					162		
(3)	GISポータルサイトの運用等(平成20年度)	50 (40)	45 (43)	40	26	地理空間情報の活用の推進に係る各種情報をワンストップで閲覧可能な、政府のGISポータルサイトである「GISポータルサイト」及び同サイトにおけるサービスを提供するシステムを運用する。					162		
(4)	産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	100 (100)	85 (81)	69	174	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。					162		
(5)	基盤地図情報整備経費(平成19年度)	1,735 (1,673)	1,237 (962)	1,228	1,149	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。					161 162		
(6)	基本測地基準点測量経費(明治16年度)	1,071 (1,017)	1,095 (1,034)	1,017	1,028	VLBI測量、三角点・水準点等の測量、駿潮及び電子基準点測量を継続して実施することにより、我が国の位置の基準の高度化を図るとともに、地盤の変動を広域的に監視し、地殻の水平歪みの蓄積、隆起、沈降等を定量的に把握することにより、地震調査研究に資する。					161 162		
(7)	基本図測量経費(昭和28年度)	521 (478)	432 (400)	407	419	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(正射画像)を整備するとともに、正射画像・基盤地図情報等を活用して基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像から領土全体の基本図を整備・更新する。					161 162		
(8)	電子国土推進経費(平成16年度)(H25より測量行政推進経費に名称変更)	142 (127)	89 (81)	139	136	測量成果の利活用を促進するため、電子化の普及について積極的に推進するとともに、新技術を利用した一層の効率的な実施を図るため、新技術に対応した公共測量作業規程(準則)の整備、啓発活動の実施等の施策を展開する。また、地理空間情報活用推進基本法及び地理空間情報活用推進基本計画に基づき、地理空間情報の利活用促進を図る。					161 162		
(9)	基本地理調査経費(平成20年度)(H25より土地利用調査経費に名称変更)	23 (16)	18 (15)	13	13	土地利用、植生、湖沼などの国土環境の現況を統一的な基準に基づいて適切に把握し、電子国土基本図と整合した国土の基本的な地理空間情報として整備・更新・提供する。					161 162		

(10)	地球地図整備等経費 (平成20年度)	380	45 (38)	38 (38)	31	43	大規模な自然災害の発生による被害の軽減及び地球規模の自然環境の変化による悪影響の軽減へ対応するために必要となる共通の地理空間情報の整備・提供を、世界各国の地理空間情報当局と協働して推進する。	161 162	
(11)	電子政府等業務効率化推進経費 (平成16年度)	381	102 (94)	97 (93)	51	53	電子政府の実現に向けた取組みを推進するため導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、各種業務等の改善を実施し、業務の効率化を推進する。	161 162	
(12)	地理空間情報ライブラリー推進経費 (平成24年度)	382	— —	281 (261)	269	243	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的に検索・入手・利用できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。	162	
(13)	災害復興計画基図の更新(東日本大震災関連) (平成23年度)	200	3,586 (2,749)	506 (187)	284	0	災害に強い地域づくりのための災害復旧・復興事業の企画及び計画の円滑な実施を支援する施策として、国、地方公共団体等が共通に使用できる災害復興計画基図を現況に即したものに更新し、効果的かつ効率的な復旧・復興事業の推進に寄与する。	161 162	
施策の予算額・執行額		16,901 (10,324)	8,969 (7,345)	3,988	3,981		施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	離島振興課長(課長 吉田 幸三) 特別地域振興官 特別地域振興官 岡野 克弥)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
163	離島等の総人口 ①離島地域の総人口	394千人	平成22年度	402,333人	394,653人	395,443人	集計中	集計中	353千人以上	平成27年度	著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれている同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制するべく、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口を指標として用いることとし、目標値以上の人口(住民基本台帳ベースの人口)となることを目標とした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(住民基本台帳ベース)の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に乗ずることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年度の27年度末人口を推計。同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を定める。なお、最終目標値は、今後公表される「平成27年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。		
	離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	122千人	平成20年度	120,869人	119,503人	118,082人	116,908人	集計中	114千人以上	平成25年度	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成25年度末とした。初期値については、平成20年度末の実績値を表記している。 目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成16～20年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。		
	離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	2.3千人	平成20年度	2,417人	2,397人	2,529人	2,509人	2,493人	2.5千人以上	平成25年度	地理的、自然的、社会的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法の期限である平成25年度末とする。 法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に定められている目標人口(短期滞在者を除く)2,500人を目標値とする。		
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1) 離島振興に必要な経費	383	50 (49)	553 (228)	1,283	1,189	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興の方針のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、平成25年度より離島活性化交付金を創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。					163	事業の件数 離島地域の総人口	
(2) 離島振興事業(公共事業) (昭和28年度)	384	34,916 (41,342)	54,604 (31,025)	46,064	44,442	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施する。					163	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 離島地域の総人口	
離島振興事業 (東日本大震災関連) (平成23年度)	385	1,741 (32)	1,777 (2,631)	732	216	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国定期に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等に資する施設等を整備することで、災害に強く安全・安心な離島づくりを推進し、離島の自立的発展を図る。					163	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 離島地域の総人口	

(4) 奄美群島振興開発事業 (昭和29年)	399	20,218 (20,184)	16,406 (16,198)	26,727	25,302	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島において、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展を図るため、鹿児島県が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施	163	・各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 ・事業実施箇所 奄美群島の総人口	
(5) 奄美群島の工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税) (平成10年度)	—	— —	— —	—	—	奄美群島において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等を取等した場合、5年間割増償却ができる	163	適用件数	
(6) 小笠原諸島振興開発事業 (昭和44年度)	387	1,250 (1,204)	2,285 (2,206)	1,971	1,114	地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島において、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、小笠原群島の振興開発を図るため、東京都が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。	163	事業の件数 小笠原村の総人口	
施策の予算額・執行額		77,151 (57,918)	100,247 (49,038)	122,111	69,050	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(平成26年6月24日閣議決定)「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-40)

施策目標		40 北海道総合開発計画を推進する					担当部局名	北海道局		作成責任者名	参事官 桜田 昌之	
施策目標の概要及び達成すべき目標		北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く来たの拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力ある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
164	北海道総合開発計画の着実な推進(対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	6	平成23年度	-	-	6	8	集計中	現状維持又は増加	毎年度	北海道総合開発計画では、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」、「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」、「地域力のある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現」の3つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に計画を推進するものである。 計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、対前年度比で進捗が見られる項目数が、平成23年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。	
165	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	2.94百万円/人	平成17年度	3.48百万円/人	3.42百万円/人	3.7百万円/人	3.55百万円/人	集計中	2.94百万円/人以上	平成29年度	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。 本地域の振興及び住民の生活の安定を図るにあたって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額が初期値である平成17年度の2.94百万円/人を下回らないことを目標とする。	
関21	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	31,091人	平成24年度	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人	32,571人	39,000人	平成29年度	アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。 当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行うことが重要である。以上の理由から、「講演会の延べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の業績指標として設定するものである。 過去5年間(平成20～24年度)の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定した上で平成29年度までに延べ39,000人の参加を目標とする。	
達成手段(開始年度)	26年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)								
(1)	北海道特定特別総合開発事業推進費(平成13年度)	483	718	4,913	5,366	第7期北海道総合開発計画の中間点検(平成24年度実施)において国として特に重点的に取り組むべきとされた施策に関し、地域の意見等を踏まえ、テーマを国が設定し、これに係る基幹的な事業について、情勢変化等を勘案して、年度途中に本経費を配分。平成25年度からスキームを拡充し、テーマを複数年にわたるものとするとともに、「地域の取組などが想定以上に進捗し、他の事業も進捗することで更なる総合的な効果の発現が期待できる場合」にも積極的に推進費を活用することとした。	164	当該年度の配分箇所数。 年度途中の情勢変化に対応して北海道総合開発を推進する。				
(2)	北海道開発事業(昭和26年度)	425,919	383,246	685,031	559,508	北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成20年7月4日閣議決定の「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)を実施する。	164	各事業担当部局及び各事業所管省庁において執行される予算であり、成果指標については、個別の事業単位毎に設定される。				
(3)	北海道開発事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	9,742	39,774	2,415	677	東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために、必要な事業を実施する。	164	各事業担当部局及び各事業所管省庁において執行される予算であり、成果指標については、個別の事業単位毎に設定される。				
(4)	北海道総合開発推進調査費(北海道開発計画調査等経費)(昭和26年度)	163	161	132	137	北海道総合開発計画の企画、立案及び推進のために必要な基礎的な調査等(関係行政機関等による連絡会議、北海道の社会経済動向の把握、計画のフォローアップ、計画の主要施策の推進に向けた基礎的な調査、及び北方領土地域の現況等の把握)を実施する。	164	-				
(5)	北方領土隣接地域振興等経費(北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金)(平成16年度)	100	100	100	100	北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)の魅力ある地域社会の形成に向けたハード・ソフト一体となった重点的な取組で、1市4町が実施するソフト対策に係る事業に要する費用の一部を補助することにより、地域の実情に即した取組を支援し、効果的な地域の安定振興を推進する。	165	-				
(6)	アイヌの伝統等普及啓発等に必要経費(平成9年度)	124	125	124	141	アイヌ文化振興法に基づき指定された(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する、アイヌの伝統等に関する普及啓発(広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催、「イランカラプテ」キャンペーンの展開等)やアイヌの伝統的生活空間の再生(伝統的家屋等の復元、自然素材の育成、体験交流活動等)等に要する経費の補助等を実施する。	関21	-				
施策の予算額・執行額		186,663	269,615	294,609	468,489	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	なし					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-④)

施策目標		41 技術研究開発を推進する					担当部局名	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課			作成責任者名	課長 田村 秀夫 課長 吉田 正彦	
施策目標の概要及び達成すべき目標		技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
166	目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	-	-	95.7%	87.2%	集計中		80%	毎年度	技術研究開発課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。実績値の算定にあたっては、「外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。	
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1)	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	395	100 (95)	100 (95)	120	114	従来のGPSでは困難であったビル街等をでの高精度な測量等を常時実現するなど、複数の衛星測位システム(マルチGNSS)を統合的に利用して測量等を行う技術の開発及び標準化を行い、短時間で高精度の位置情報の取得を可能にする。					166	- -
(2)	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発(平成23年度)	396	68 (63)	72 (72)	121	121	性能が明らかでない既存住宅等について、図面等が無い場合においても構造・材料等を容易に把握し、その性能を効率的に評価する技術を開発する。研究成果を現況検査基準等の見直しに反映することにより、設計図面等の住宅情報が整備され、性能が明かな既存住宅等のストック拡大を促し、適切な情報を備えた中古住宅として流通する市場環境を整備し、「2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させる」政策目標に資する。					166	- -
(3)	建設技術の研究開発等共通経費(平成18年度)	397	85 (80)	35 (31)	35	35	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効率的・効果的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。					-	- -
(4)	研究開発の評価等経費(平成10年度)	398	8 (5)	9 (5)	8	7	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効率的・効果的な実施を図る。					-	各年度の評価課題数:-
(5)	建設技術の研究開発助成経費(平成13年度)	399	250 (247)	270 (273)	283	257	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効率的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。					166	- -
(6)	災害拠点建築物の機能継続技術の開発(平成25年度)	400	-	-	90	119	東日本大震災や近年に発生した竜巻による被害を踏まえ、今後発生することが想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の災害に対して建築物が災害拠点としての機能を維持するために配慮すべき設計技術水準を提案し、地方公共団体等の公的施設および民間拠点ビル設計に資する災害拠点設計ガイドラインを策定する。さらに、津波外力に対する高度な設計技術については特別な調査研究に基づく方法として従来の設計基準類に反映させる。					166	- -
(7)	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発(平成25年度)	401	-	-	60	58	本研究では、住宅を含む建築物の設備システム、躯体構造の工夫、特殊建材の導入など各種要素技術を総合して建築物の電力消費のピーク対策への効果を検証することにより、ピーク対策のための電力依存度の評価技術及びそれを最適化するための革新的な設計システムの開発を行う。					166	- -
(8)	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発(平成25年度)	402	-	-	80	63	住宅・社会資本の効率的かつ高度な維持管理の実現に向けて、必要な施設情報の収集・蓄積及び利活用に関わる技術・方策を検討し、マニュアル及びプロトタイプシステム等としてその成果を取りまとめ普及を図ることにより、施設修繕工事等の調達の不調・不滞を回避するとともに、施設情報の欠如に起因する非効率な施設維持管理の現状を打破し、安全面や環境面でも優れた戦略的な施設の維持管理を実現させる。					166	- -
(9)	独立行政法人土木研究所(運営費交付金)(平成13年度)	403	8,540 (8,540)	8,151 (8,151)	8,101	8,465	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。					-	実施研究課題数:278課題 現場に適用された土木研究所研究開発技術数:-
(10)	独立行政法人土木研究所(施設整備)(平成13年度)	404	483 (455)	411 (385)	583	435	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。					-	土木研究所が整備した施設数:7件 -
(11)	独立行政法人建築研究所(運営費交付金)(平成13年度)	405	1,745 (1,745)	1,664 (1,664)	1,692	1,745	住宅・建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献する。					-	実施研究課題数:40課題程度 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-

(12)	独立行政法人建築研究所(施設整備) (平成13年度)	406	43 (43)	144 (142)	86	82	『住宅・建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献することを目的としている。』という目的を達成するため、業務を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設・設備の整備及び更新を行う。	-	建築研究所が整備した施設数:3棟 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-
(13)	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進 (平成24年度)	407	- -	34 (33)	33	29	鉄道・自動車等の各輸送モードにおける移動体の制御・管理システムについて、地上施設に頼らずに車両等の移動体の位置を検知する技術の高度化等に関する要件を整理・検討し、これまで開発されている技術の成果・課題を把握するとともに、他の輸送モードに応用の可能な技術を見出し輸送モード間で応用・共通化を図るための検討を行う。	166	- -
(14)	交通運輸技術開発推進制度 (平成25年度)	408	- -	- -	179	161	国土交通省の政策課題の解決に資する研究開発テーマを毎年度設定した上で、当該テーマごとに研究実施主体から研究課題の公募を行い、提案された課題の中から有望性の高いものを採択した上で、研究開発業務として委託する。	166	- -
(15)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度)	278	252 (252)	228 (228)	225	234	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	- -
(16)	鉄道技術開発 (昭和62年度)	409	927 (916)	646 (591)	649	556	鉄道技術の開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行う。	166	- -
(17)	(独)交通安全環境研究所運営費交付金(一般勘定) (平成13年度)	410	854 (854)	753 (708)	706	771	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	基準の策定等に資する検討課題等の提案件数:20件 基準の策定等に資する検討会への参画、調査、研究等を実施する基準化予定項目の件数:8件
(18)	(独)交通安全環境研究所施設整備費(一般勘定) (平成13年度)	411	46 (115)	231 (44)	45	44	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	整備実施件数:1件 -
(19)	(独)海上技術安全研究所運営費交付金 (平成13年度)	412	2,795 (2,795)	2,544 (2,544)	2,570	2,623	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発等を行う。具体的には、①総合的・合理的な安全規制構築のための研究等、海上輸送の安全の確保に係る研究開発、②環境対策の強化・高度化のための研究等、海洋環境の保全に係る研究開発、③海洋資源・空間の利活用の推進のための研究等、海洋の開発に関する研究開発、④少子高齢化の進展などの社会環境・構造の変化に対応した新たな海上交通輸送システムの構築のための研究等、海上輸送の高度化に関する研究開発等を実施。	-	事業規模(収入支出決算報告書の収入額) 国際海事機関への提案文書数:20件 所外発表の実施:312件 特許・プログラム等の知的財産所有権の出願:49件
(20)	(独)海上技術安全研究所施設整備補助金 (平成24年度)	413	- -	95 (3)	304	211	海上輸送の安全確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資するために、独立行政法人海上技術安全研究所における船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	-	- -
(21)	(独)港湾空港技術研究所運営費交付金(研究経費)(平成13年度)	415	151 (151)	148 (148)	146	148	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って研究を行うために必要な経費に充当する。	-	港空研報告・港空研資料の刊行4回 国又は自治体主催の技術委員会への派遣人数(延べ)100人 港湾空港技術研究所が作成に参画した国等の技術基準数- 査読付論文の発表数120編
(22)	(独)港湾空港技術研究所運営費交付金(研究経費を除く)(平成13年度)	416	1,097 (1,097)	1,048 (1,048)	1,028	1,071	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って運営を行うために必要な経費に充当する。	-	港空研報告・港空研資料の刊行4回 国又は自治体主催の技術委員会への派遣人数(延べ)100人 港湾空港技術研究所が作成に参画した国等の技術基準数- 査読付論文の発表数120編
(23)	(独)港湾空港技術研究所施設整備費補助金(平成13年度)	417	149 (149)	149 (149)	155	160	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って研究等を行うために必要な施設整備に要する経費に充当する。	-	港空研報告・港空研資料の刊行4回 国又は自治体主催の技術委員会への派遣人数(延べ)100人 港湾空港技術研究所が作成に参画した国等の技術基準数- 査読付論文の発表数120編
(24)	(独)電子航法研究所運営費交付金 (平成13年度)	418	1,499 (1,499)	1,397 (1,397)	1,395	1,530	【事業目的】 航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・航法・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を電子航法研究所に行わせることにより、国(航空局)が実施する航空管制業務等の航空保安業務を技術的側面から支援させる。 【事業概要】 第3期中期目標期間(平成23年度～平成27年度)において、以下に掲げる3つの重点研究開発分野を設定し研究開発を実施している。 ①航空路の容量拡大に関する研究開発 ②混雑空港の処理容量拡大に関する研究開発 ③空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発	-	重点研究数:11件 基準策定機関等における発表件数:24件 査読付論文の採択件数:16件 競争的資金、受託等による研究件数:20件

(25)	(独)電子航法研究所施設整備費 (平成13年度)	419	99 (92)	39 (18)	50	74	【事業目的】 電子航法研究所による研究開発業務の確実な遂行のため、施設等に関して性能維持・向上など適切な整備を実施する。 【事業概要】 電子航法研究所は、航空交通の安全の確保とその円滑を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・航法・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を行っている。これらを実施するために利用している研究棟等の施設等の老朽化によって業務に支障が生じないよう、補修、建替等を行うものである。	-	工事等箇所又は工事等対象建物棟数:1箇所 本事業は電子航法研究所の施設整備事業であり、定量的な指標設定は困難であるが、性能維持・向上など適切な整備を実施することにより、航空交通の安全の確保とその円滑化を図る。
(26)	国土技術政策総合研究所 土木関連施設整備費、建築関連施設整備費 (平成13年度)	420	1,018 (776)	54 (166)	51	62	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に係る総合的な調査、研究開発に必要となる研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。H26年度は、実験廃水処理設備の改修・構内天井走行クレーン落下防止対策・県浄化センター内に設置された湖北総合実験施設の浄化施設増設に伴う配管移設並びに海洋実験施設の修繕を行う。	-	-
(27)	国土技術政策総合研究所 一般研究経費 (平成13年度)	421	191 (188)	177 (176)	171	171	国土交通本省が展開する政策や技術基準の策定・改訂等に対し、将来的に十分な技術支援・提言を行っていき、中長期的に対応が必要となる課題を解決するため、研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	-	-
(28)	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究 (平成23年度)	427	7 (7)	13 (12)	12	11	国土交通省は大規模地震の発生直後から所管施設の点検を実施しているが、被害状況の把握に数時間以上要することも多い。その間、災害対策本部等では震度分布の情報しかなく、所管施設の被災状況が把握できないため、初動対応に遅れが生じるおそれがある。本研究では、地震発生直後の情報の少ない段階において、施設管理者の意思決定をサポートすることを目的として、強震記録から所管施設の被災状況を推測する手法を開発する。	166	-
(29)	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究 (平成22年度)	431	6 (6)	6 (6)	6	-	アジア地域と日本の各地域を結ぶ国際フェリー輸送について、港湾施設の基準策定に関わる技術資料とりまとめ、国際フェリー航路網の予測や地域へのインパクト評価ツールの開発、それらを用いた国際フェリーの輸送サービス水準の変化や、関連する施策に関わる分析を行う。	166	-
(30)	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発 (平成23年度)	432	6 (6)	6 (6)	7	6	超大型バルクキャリアの船体諸元データを分析し、うねりや風等の海象条件に対する船体運動を定式化することにより、航行の安全性等に考慮した合理的な港湾計画手法を開発する。	166	-
(31)	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究 (平成24年度)	433	-	26 (25)	25	25	地震、豪雨、火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった想定を超える超過外力と地震と洪水などの複合的な自然災害の発生とその影響を明らかにし、人命の保護を最優先としつつ、最低限必要な社会経済機能を維持できる先進国家に相応の高い災害靱性を有する国家基盤の構築を目指す。	166	-
(32)	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究 (平成24年度)	434	-	15 (15)	15	15	耐震安全性に関して法令や技術指針類では整備が不十分な外装材を対象に、①外装材の耐震安全性を考慮した剥落防止のための技術基準類の確立、及び②地震後の外装材の健全性を評価する方法の確立、を目指す。	166	-
(33)	建物火災時における避難安全性の算定法と目標水準に関する研究 (平成24年度)	435	-	15 (10)	15	15	複雑化・詳細化した建築基準法の階層化した性能基準への移行に向けて、建築物が有する建避難安全性の算定法を確立し、避難安全性の目標水準を提示することとする。	166	-
(34)	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究 (平成24年度)	436	-	15 (14)	15	13	沿岸都市の様々なレベルの地震被害の想定に対して、市民の生命・財産を最大限保障し、被災直後の円滑な救援活動及びその後の生活・経済・行政の円滑な復興を図る。	166	-
(35)	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究 (平成24年度)	437	-	11 (11)	11	11	ICT(情報通信技術)により取得できる複数の人の移動情報を収集・共通化・分析できる基盤(プラットフォーム)の整備を進め、効率よく安価に時宜に合った調査を可能とすることにより、既存の統計資料を補完した行政サービスの支援に加え、民間サービスの効率化・高度化にも寄与することを旨とする。	166	-
(36)	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究 (平成25年度)	438	-	-	5	6	アジア諸国を含め、海外において日本企業がビジネス展開を有利に進められるよう、投資対象国におけるスタンダード獲得のための方策の確立を目的として、投資対象国の港湾関連技術基準類(調査、設計、施工、維持管理)に関する調査分析、欧米の主要な港湾関連技術基準類との比較分析を通じ、日本の港湾関連技術・基準類の国際展開の実現を図る。	166	-
(37)	津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究 (平成25年度)	439	-	-	6	7	港湾地域における効果的で効率的な津波避難計画を作成するための手法を開発する。また、被災した港湾施設を復旧するにあたり、効果的な環境改善技術を開発する。さらに、浚渫等の港湾工事を行う際に必要となる放射性物質の取り扱い方法をとりまとめる。	166	-
(38)	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査 (平成25年度)	440	-	-	10	10	平成24年度末時点の下水道施設の耐震化率は、管路施設(重要な幹線)が38%、処理場(消毒施設)が36%となっており、東日本大震災では未耐震箇所を中心として甚大な被害が生じ日常生活に大きな影響を与えた。そのため限られた予算制約条件下で、必要不可欠な耐震対策を施し、被災しても最低限の機能維持(水洗トイレの利用、溢水防止)と早期に機能回復を実現させる耐震対策優先度評価手法を確立することを目的とする。	166	-
(39)	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究 (平成25年度)	441	-	-	16	14	住宅建設の大部分を占める中小の大工・工務店の多くが注文生産を行い、通風の利用や日射熱利用、地域産材利用など地域の気候風土に適した多様な省エネルギー技術を有するが、現行の住宅の省エネルギー基準ではこれらの技術が十分に評価されているとは言いがたい。今後、省エネルギー基準の適合義務化に向けて、これらの省エネルギー技術の適切な評価が必須であるといえ、そのための評価方法を開発・整備する。	166	-
(40)	地理地殻活動の研究に必要な経費 (平成10年度)	442	123 (95)	110 (104)	105	103	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行なう測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する研究開発を実施し、地理空間情報の活用を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部166に 関連	-

(41)	気象研究所 (昭和31年度)	443	832 (831)	784 (782)	786	789	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	166	-
(42)	リスクマネジメントの観点を組み込んだ維持管理の持続性向上手法に関する研究 (平成26年度)	新26-060	-	-	-	20	社会資本ストックの高齢化に伴い、投入可能な予算・人材等が制限される状況において、戦略的な維持管理が強く求められている。このような状況の下、社会資本の維持管理・更新を、効率的、効果的かつ合理的に進めていくことが喫緊の課題となっているが、現状ではどのようにPDCAサイクルを持続させるのかという観点や、日常維持管理で対応困難なリスクをどの程度見込むか等の検討が不十分である。本研究ではそれらを検討することによって、より実効性のある維持管理に貢献する。	166	-
(43)	津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究 (平成26年度)	新26-061	-	-	-	18	既存の砂丘・湿地等の自然地形や水路・塚等の地物を、津波に対して減災効果を発揮する「自然・地域インフラ」として認識し、今後の開発や維持管理不良によってその効果が失われないように積極的に保全・改良をはかっていくことで、南海トラフ巨大地震の被害想定域の津波に対する粘り強さを安い整備費用と短い整備期間で効率的に向上させる。	166	-
(44)	巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究 (平成26年度)	新26-062	-	-	-	17	巨大地震による被災からの迅速な復興という観点から、巨大地震後においても建築物の継続利用を可能とする範囲に被害を軽減できる耐震技術の確立が求められている。巨大地震に対し建築物を完全に無損傷に留めることはコスト面で不合理であるが、地震後の修復性を考慮した上で損傷を一定水準内に許容する設計を実施できれば、建設コストをそれほど上昇させることなく、地震後に建物利用者の速やかな社会活動の復帰を可能とする建築物を実現できる。本事業では、建築物の多くを占める中低層建築物を対象に、効率的に中低層建築物の地震被害を軽減させる耐震技術の研究を行う。	166	-
(45)	住生活満足度の評価構造に基づく住宅施策の効果的実施手法に関する研究 (平成26年度)	新26-063	-	-	-	13	多様な世帯属性ごとの住生活の豊かさに対する満足度(以下「住生活満足度」という。)の評価構造を解明し、住生活満足度を規定する指標を用いた効果的な住宅施策の実施・評価手法の開発をすることにより住生活満足度を効果的に高める施策の立案や評価(PDCAサイクル)を合理的に行い、もって国民の住生活満足度の効果的な向上に資することを目的とする。	166	-
(46)	地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究 (平成26年度)	新26-064	-	-	-	13	住生活基本計画において定めた「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に寄与するために、新たな条件・状況・事象を考慮した密集市街地の脆弱部分の解明を行い、密集市街地の危険性に係る評価基準の改善案を作成するとともに、都市整備を中心とした防災対策の効果に対する定量的比較をもとに迅速・効果的な防災対策の評価・提案を行う。	166	-
(47)	都市の計画的な縮退・再編のための維持管理技術及び立地評定技術の開発 (平成26年度)	新26-065	-	-	-	16	人口の減少と急速な高齢化の進行、産業構造の変化、厳しい財政状況化での行政サービスコストの増大等、都市をめぐる社会経済環境の大きな変化に対応し、都市の再構築を図りつつ、集約型都市構造に転換していくため、郊外市街地における縮退・再編エリアの客観的な評価・選定手法及び計画的な縮退・再編の段階に応じた市街地の維持管理技術の開発、並びに新技術や新産業を市街地に受け入れるために必要となる立地評定技術の開発を推進することを目的とする。	166	-
(48)	空港舗装の点検・補修技術の高度化に関する研究 (平成26年度)	新26-066	-	-	-	4	航空機の総重量増加に伴う、空港舗装の損傷リスク増大及び、空港の運用時間延長に対応するため、非破壊計測技術などの新技術を導入した点検方法及び、新たな補修材料の導入による迅速な補修方法を開発し、空港舗装の維持管理に導入することで、点検作業の時間短縮及び精度向上、補修作業の迅速化を実現し、空港サービスの確保及び向上を目指す。	166	-
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			26,015 (522) (22,516) (522))	23,297 (435) (21,100) (435))	23,963 (225)	20,332 (234)	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-42)

施策目標	42 情報化を推進する					担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 中野 宏幸 行政情報化推進課長 野水 学	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
167 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	0件	平成24年度	-	-	-	0件	1件		限りなくゼロ	毎年度	近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなくゼロとすることを目標値として設定した。	
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
(1) 情報通信技術を活用した公共交通活性化の推進 (平成25年度)	444	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	10	情報通信技術(ICT)及びビッグデータを活用し、公共交通利用者の利用実態や地域生活者の潜在的な移動ニーズをきめ細かに把握・分析し、公共交通の活性化や新たな公共交通サービスの創出等、地域における公共交通サービスの向上を図り、マイカーから公共交通機関への利用のシフトを促進する。					-	使途が、公共交通利用者の利用実態等をきめ細かに把握・分析し、その効果的な活用を図るためのシステムモデルを検討するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(2) 都市・地域行政情報データベース運営経費 (平成14年度)	445	4 (4)	10 (3)	4	4	経済・社会の多様なニーズに対応するため都市計画を中心とした情報を集約化及びその提供が求められており、このような中で都市・地域行政に関する各種データの収集・整理をすることで、地方公共団体等関係機関の業務の円滑な遂行を図る。					-	使途が、データベースの運営・改良及びデータを集約化し、その提供を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
施策の予算額・執行額		3,336 (2,615)	3,178 (2,665)	3,099	3,173	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-43)

施策目標	43 国際協力、連携等を推進する							担当部局名	総合政策局国際政策課・海外プロジェクト推進課			作成責任者名	国際政策課長 松本 大樹 海外プロジェクト推進課長 七條 牧生		
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進し、さらに、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		12 国際協力、連携等の推進		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
168 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	124件	平成23年度	122件	120件	124件	126件	121件		131件	平成28年度	国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、わが国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、目標設定時における当該目標年次の国際会議等の開催見込みに基づき、目標値として設定した。				
達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 交通関係国際会議等に必要な経費 (平成13年度)	447	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	87	交通分野全体にわたる国際的な枠組みであるITFやAPECの下に設置された交通大臣会合等を積極的に活用し、交通分野における世界的な課題の解決を図る。また、これらの国際的な枠組みを活用し、世界における我が国の存在感の維持・拡大を図るとともに、我が国の高質な交通インフラの普及に向けた効果的な取り組みを行う。					168				
(2) 国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援 (昭和48年度)	448	734 (666)	888 (772)	874	800	①トップセールスの展開、我が国技術の活用につなげる案件形成調査等により、日本企業の海外展開を支援する。また、我が国の技術や規格の国際標準化に向けた国際機関への働きかけや、相手国におけるセミナー、研修等に取り組む。 ②「日ASEAN包括的経済連携構想」を受けた「日ASEAN次官級交通政策会合」、中国・韓国等二国間の交通次官級会合等、多国間・二国間協議を開催し、政策協調や課題の解決を図る。					168				
(3) 国際社会における交通連携の確保 (平成25年度)	449	-	-	46	48	海運事故を減少させるための安全制度の改善、原油等の海上輸送にとって不可欠な海賊対策能力の向上、航空機爆破テロを未然に防止するための航空セキュリティ体制構築等、諸課題の解決に向けて、途上国等の関係者を対象に、現地セミナーや専門家会合、官民ラウンドテーブルの開催、ベストプラクティス集やマニュアルの作成、現地調査をふまえた対策の検討等を行う。					168				
(4) 建設分野における国際協力、連携の推進 (平成19年度)	446	117 (114)	226 (220)	248	240	相手国の課題を共有し本邦技術・ノウハウ・制度の紹介等を行う政府間協議の実施や、本邦建設技術の優位性を活かした案件形成促進のためのセミナー等の開催、本邦企業の受注獲得に繋がる案件発掘・形成のための調査、相手国の課題やニーズを把握する調査、官民が一体となって戦略的に海外展開を進めるために必要となる一元的な情報収集・分析を行うもの。					168				
施策の予算額・執行額		981 (880)	1,218 (1,088)	1,259	1,184	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		なし							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-44)

施策目標		44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する						担当部局名	官庁営繕部			作成責任者名	計画課長 川元 茂			
施策目標の概要及び達成すべき目標		行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月		
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度									25年度
169	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	83%	平成23年度	78%	81%	83%	86%	88%		95%	平成28年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を平成28年度の目標値とした。				
170	保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態一①の良好な官庁施設の割合)	48%	平成23年度	36.5%	41.2%	48.1%	52.8%	58.0%		60%	平成28年度	評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、60%を平成28年度の目標値とした。				
170	②(官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	25事項	平成23年度	19事項	23事項	25事項	38事項	44事項		50事項	平成28年度	「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、基準等の策定事項数50事項を平成28年度の目標値とした。				
達成手段(開始年度)		26年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
			23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)											
(1)	官庁営繕費(昭和26年度)	0451	23,745 (23,433)	13,902 (13,384)	24,605	28,156	耐震性能の不足等により、大規模地震時に来訪者等の人命に危険が及ぶ施設や災害時の活動拠点としての機能の発揮に問題がある施設に加え、外壁落下や建物内への漏水等の不具合が生じたり業務量の増大等に伴い著しく狭隘となるなど、行政サービス提供の場として重大な支障が生じている施設について、耐震性能等の必要な性能を確保できるよう、改修や建替えを実施している。建替えに当たっては改修との経済比較を行った上で事業を実施することとしている。事業の実施において、国は施設の企画や整備水準の設定、工事の発注・監督・検査等を行い、設計や工事の施工については民間事業者が行っている。					169				
(2)	官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費(平成18年度)	0452	99 (96)	111 (107)	109	103	大臣官房官庁営繕部においては、適正な水準を有する官庁施設の整備及び適正な保全、整備プロセスにおける透明性や効率性の確保に向けて、各種技術基準やマニュアル類を作成している。本事業では地球環境の保全や安全・安心の確保等新たな行政ニーズを的確に施策に反映するために、各種技術基準やマニュアル類の制定や改定を行う必要があることから、そのために必要な与条件整理、データの収集・分析等を随時行っている。					170				
施策の予算額・執行額			42,692 (26,579)	42,515 (20,421)	35,734	17,736	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)					なし				